



長崎県新型インフルエンザ等対策
行動計画

長崎県
平成26年3月

目 次

第1章 総論（はじめに）	1
1．新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2．取組の経緯	1
3．長崎県行動計画の作成	2
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
1．新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
（1）感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する	4
（2）県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする	4
2．新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3．新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	7
（1）基本的人権の尊重	8
（2）危機管理としての特措法の性格	8
（3）関係機関相互の連携協力の確保	8
（4）記録の作成・保存	9
4．新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	9
（1）新型インフルエンザ等発生時の被害想定	9
（2）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	11
5．対策推進のための役割分担	12
（1）国の役割	12
（2）県及び市町の役割	12
（3）医療機関の役割	13
（4）指定（地方）公共機関の役割	14
（5）登録事業者	14
（6）一般の事業者	14
（7）県民	14
6．行動計画の主要な6項目	15
（1）実施体制	15
（2）サーベイランス・情報収集	16
（3）情報提供・共有	16
（4）予防・まん延防止	18
（5）医療	22
（6）県民生活及び県民経済の安定の確保	24

7. 発生段階	2 5
8. 県の体制	2 7
(1) 長崎県新型インフルエンザ等対策本部の設置等	2 7
1) 平常時の体制(対策推進会議の設置)	2 7
2) 非常時の体制(対策本部の設置)	2 7
3) 対策本部の要員の確保	2 8
4) 対策本部要員等への措置等	2 9
5) 小康期の体制	2 9
6) 長崎県新型インフルエンザ等対策組織図	3 0
7) 職務代理者	3 0
9. 情報の収集・提供等	3 1
(1) 情報収集	3 1
1) 方針	3 1
2) 情報収集系統	3 1
3) 未発生期における情報の収集	3 1
4) 海外発生期以降における情報の収集	3 3
5) 情報の入手先	3 4
6) 情報の整理	3 4
(2) 情報の提供	3 4
1) 基本的考え方	3 5
2) 情報の提供系統図	3 5
(3) 広報と相談窓口	3 5
1) 広報	3 5
2) 相談窓口の設置及びQ & Aの作成	3 7
(4) 県民への普及啓発	3 8
1) 普及啓発の手段	3 8
2) 普及啓発の具体的内容	3 9
3) 県民の協力等	4 1
(5) 業務継続	4 1
(6) 各部局等対応項目の概要	4 1
1) 各部局等の主な対応項目	4 2
2) 各部局等共通対応項目	4 4
第3章 各発生段階における対応	4 5
未発生期	
(1) 実施体制	4 6

1)	方針	4 6
2)	県行動計画等の作成	4 6
3)	体制の整備及び連携強化	4 6
(2)	サーベイランス・情報提供	4 7
1)	方針	4 7
2)	情報の収集	4 7
3)	通常のサーベイランス	4 8
4)	調査研究	4 8
(3)	情報提供・共有	4 8
1)	方針	4 8
2)	継続的な情報提供	4 8
3)	体制整備等	4 9
(4)	予防・まん延防止	5 1
1)	方針	5 1
2)	対策実施のための準備	5 1
3)	予防接種	5 3
(5)	医療	5 4
1)	方針	5 4
2)	地域医療体制の整備	5 4
3)	県内感染期に備えた医療確保	5 5
4)	手引き等の策定、研修等	5 5
5)	医療資器材の整備	5 6
6)	検査体制の整備	5 6
7)	医療機関等への情報提供体制の整備	5 6
8)	抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析	5 6
9)	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	5 6
10)	インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備	5 7
(6)	県民生活及び県民経済の安定の確保	5 7
1)	方針	5 7
2)	業務計画等の策定	5 7
3)	物資供給の要請等	6 0
4)	行政サービスの維持	6 0
5)	新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援	6 1
6)	火葬能力等の把握	6 1
7)	新型インフルエンザ発生時の廃棄物の処理に関する対策	6 1
8)	物資及び資材の備蓄等	6 1

海外発生期

(1)	実施体制	6 3
1)	方針	6 3
2)	体制強化等	6 3
(2)	サーベイランス・情報提供	6 4
1)	方針	6 4
2)	情報の収集	6 5
3)	県内サーベイランスの強化	6 6
(3)	情報提供・共有	6 6
1)	方針	6 6
2)	情報提供	6 7
3)	情報共有	7 1
4)	コールセンター等の設置	7 1
(4)	予防・まん延防止	7 1
1)	方針	7 1
2)	県内でのまん延防止対策の備築	7 1
3)	感染症危険情報の発出等	7 2
4)	水際対策	7 2
5)	在外県民支援	7 3
6)	予防接種	7 3
7)	学校における感染予防	7 4
8)	施設における感染予防	7 5
(5)	医療	7 6
1)	方針	7 6
2)	新型インフルエンザの症例定義	7 6
3)	医療体制の整備	7 6
4)	帰国者・接触者相談センターの設置	7 7
5)	医療機関等への情報提供	7 7
6)	検査体制の整備	7 7
7)	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等	7 8
(6)	県民生活及び県民経済の安定の確保	7 8
1)	方針	7 8
2)	事業者の対応	7 8
3)	行政サービスの維持	8 1
4)	遺体の火葬・安置	8 2
5)	廃棄物の処理に関する対策	8 2

県内未発生期（国内発生早期）

(1)	実施体制	8 4
1)	方針	8 4
2)	県の体制	8 5
3)	緊急事態宣言の措置	8 7
(2)	サーベイランス・情報収集	8 8
1)	方針	8 8
2)	情報の収集	8 8
3)	サーベイランス	8 9
(3)	情報提供・共有	9 0
1)	方針	9 0
2)	情報提供	9 0
3)	情報共有	9 5
4)	コールセンター等の体制充実・強化	9 5
(4)	予防・まん延防止	9 5
1)	方針	9 5
2)	県内でのまん延防止対策	9 5
3)	水際対策	9 7
4)	重点的感染拡大防止策	9 8
5)	予防接種	9 8
6)	緊急事態宣言がされている場合の措置	9 9
(5)	医療	1 0 0
1)	方針	1 0 0
2)	医療体制の整備	1 0 0
3)	患者への対応等	1 0 0
4)	医療機関等への情報提供	1 0 1
5)	抗インフルエンザウイルス薬	1 0 1
6)	医療機関・薬局における警戒活動	1 0 2
7)	緊急事態宣言がされている場合の措置	1 0 2
(6)	県民生活及び県民経済の安定の確保	1 0 2
1)	方針	1 0 2
2)	事業者の対応	1 0 2
3)	県民・事業者への呼びかけ	1 0 6
4)	緊急事態宣言がされている場合の措置	1 0 6
5)	行政サービスの維持	1 0 8
6)	廃棄物の処理に関する対策	1 1 0

7)	火葬等の体制の整備	110
県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）		
(1)	実施体制	112
1)	方針	112
2)	県の体制	112
(2)	サーベイランス・情報収集	114
1)	方針	114
2)	情報の収集	114
3)	サーベイランス	116
(3)	情報提供・共有	116
1)	方針	116
2)	情報提供	116
3)	情報共有	123
4)	コールセンター等の継続	123
(4)	予防・まん延防止	124
1)	方針	124
2)	県内でのまん延防止対策	124
3)	水際対策	129
4)	重点的感染拡大防止策	129
5)	予防接種	132
6)	緊急事態宣言がされている場合の措置	132
(5)	医療	133
1)	方針	133
2)	医療体制の整備	133
3)	患者への対応等	133
4)	医療機関等への情報提供	134
5)	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用	135
6)	医療機関・薬局における警戒活動	135
7)	緊急事態宣言がされている場合の措置	135
(6)	県民生活及び県民経済の安定の確保	136
1)	方針	136
2)	事業者の対応	136
3)	県民・事業者への呼びかけ	140
4)	緊急事態宣言がされている場合の措置	140
5)	行政サービスの維持	142
6)	廃棄物の処理に関する対策	145

7)	火葬等	146
県内感染期（国内感染期）		
(1)	実施体制	148
1)	方針	148
2)	体制	148
3)	実施項目	148
4)	緊急事態宣言がされている場合の措置	148
(2)	サーベイランス・情報収集	149
1)	方針	149
2)	情報収集	149
3)	サーベイランス	149
(3)	情報提供・共有	150
1)	方針	150
2)	情報提供	150
3)	情報共有	150
4)	コールセンター等の継続	150
5)	相談窓口の設置	150
(4)	予防・まん延防止	151
1)	方針	151
2)	県内でのまん延防止対策	151
3)	住民への支援	152
4)	社会福祉法人・施設等への対応	152
5)	観光客への対応	152
6)	食品事業者および旅館・ホテル事業への対応	152
7)	予防接種	153
8)	緊急事態宣言がされている場合の措置	153
(5)	医療	154
1)	方針	154
2)	患者への対応等	154
3)	緊急事態宣言がされている場合の措置	155
(6)	県民生活及び県民経済の安定の確保	155
1)	方針	155
2)	事業者の対応	156
3)	県民・事業者への呼びかけ	156
4)	廃棄物の処理に関する対策	156
5)	火葬等	156

6)	緊急事態宣言がされている場合の措置	156
小康期		
(1)	実施体制	160
1)	方針	160
2)	緊急事態解除宣言	162
3)	対策の評価・見直し	163
4)	県対策本部・市町対策本部の廃止	163
(2)	サーベイランス・情報収集	163
1)	情報収集	163
2)	サーベイランス	164
(3)	情報提供・共有	164
1)	情報提供	164
2)	情報共有	164
3)	コールセンター等の体制の縮小	164
(4)	予防・まん延防止	164
1)	県内でのまん延防止対策	164
2)	水際対策	164
3)	学校の対応	164
4)	予防接種	165
5)	事態宣言がされている場合の措置	165
(5)	医療	165
1)	医療体制	165
2)	抗インフルエンザウイルス薬	165
3)	事態宣言がされている場合の措置	165
(6)	県民生活及び県民経済の安定の確保	165
1)	県民・事業者への呼びかけ	165
2)	事態宣言がされている場合の措置	166
用語説明		167
(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策		174
(資料)		
長崎県新型インフルエンザ等対策本部条例		178
長崎県新型インフルエンザ等対策本部規程		179
長崎県新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱		186
長崎県新型インフルエンザ等対策幹事会設置要領		187

第1章 総論（はじめに）

1．新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2．取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画¹」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人²であり、死亡率は0.16

¹ WHO Global Influenza Preparedness Plan”平成17年（2005年）WHO ガイダンス文書

² 平成22年（2010年）9月末の時点でのもの。

(人口 10 万対)³と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等⁴が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年(2011 年)9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年(2012 年)4 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

国は、特措法第 6 条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成 25 年(2013 年)2 月 7 日)を踏まえ、政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を反映した、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を平成 25 年 6 月 7 日に作成した。

長崎県では、最悪の事態を想定し、県内における大規模拡大(パンデミック)までを念頭においた「長崎県新型インフルエンザ対策行動計画」を平成 17 年 12 月に策定した。その後、部分的な改定を行ってきたが、平成 21 年(2009 年)2 月新型インフルエンザ対策の強化が盛り込まれた国の行動計画に基づき、平成 22 年(2010 年)12 月に「長崎県新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を行った(第 3 版)。

行動計画第 3 版は、新型インフルエンザの発生から流行の拡大、蔓延、回復、小康状態まで、想定される事項について基本的行動方針を記載した。

3 . 長崎県行動計画の作成

県は、特措法第 7 条の規定により、政府行動計画に基づき、平成 22 年(2010 年)12 月に改定した県の行動計画を見直し、「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を作成した。

県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する措置等を示すと

³ 各国の人口 10 万対死亡率 日本:0.16、米国:3.96、カナダ:1.32、豪州:0.93、英国:0.76、フランス:0.51 ただし各国の死亡数に関してはそれぞれ定義が異なり、一義的に比較対象としないことに留意が必要(厚生労働省資料による。)

⁴ 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証結果は、平成 22 年(2010 年)6 月、厚生労働省新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書として取りまとめられた。

ともに、市町が市町行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

県行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ⁵」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、本行動計画は、新型インフルエンザ等を想定したものであり、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）が人で発症した場合の対応については、参考として、「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示すが、そのときの国の方針等により、柔軟に対応する。

⁵ 感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含むものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本県への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、県民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、県民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家及び本県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

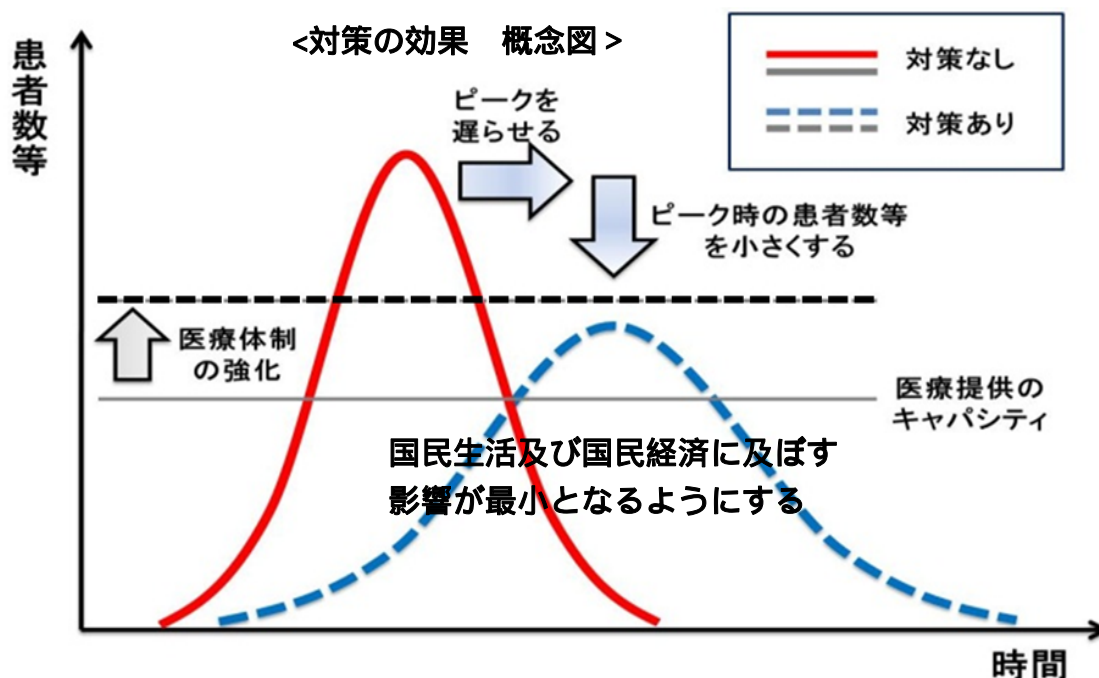
地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策については、発生、流行時に想定される状況を念頭におき、新型インフルエンザ等の発生段階ごとに本県における行動計画を最新の知見等に基づき改定しておく必要がある。また、この行動計画を事前に関係者に広く周知し、具体的な行動を速やかに行うことができるよう準備しておく必要がある。なお、各段階における対策に必要な資器材等については、事前に準備計画を策定・実行することが重要である。

なお、新型インフルエンザ等の発生の時期や形態についての予測は常に変わ

りうること、新型インフルエンザ等対策については随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、行動計画等については、適時適切に改定を行うこととする。



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。県行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、本県においては、科学的知見及び国の対策も視野に入れながら、本県の地理的な条件、一部都市群への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、第3章において、発生段階ごとに記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権へ

の配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが県民生活及び県民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、国と連携した水際対策⁶の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、県民に対する啓発や県、市町、事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

県内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。

なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

県内で感染が拡大した段階では、国、県、市町、事業者等は相互に連携して、医療の確保や県民生活・県民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

事態によっては、地域の実情等に応じて、県が関係省庁や政府対策本部

⁶ 水際対策は、あくまでも国内発生をできるだけ遅らせる効果を期待して行われるものであり、ウイルスの侵入を完全に防ぐための対策ではない。

と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを県民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。

特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS⁷ のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、市町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及び県行動計画、市町行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

⁷ 平成 15 年（2003 年）4 月 3 日、SARS（重症急性呼吸器症候群）は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年 7 月 14 日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年 10 月 10 日、SARS の一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。

なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

(1) 基本的人権の尊重

国、県、市町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設等の使用⁸、医療関係者への医療等の実施の要請等⁹、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等¹⁰、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用¹¹、緊急物資の運送等¹²、特定物資の売渡しの要請等¹³の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁴。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

県対策本部¹⁵は、政府対策本部、他都道府県対策本部、市町対策本部¹⁶と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

⁸ 特措法第 29 条

⁹ 特措法第 31 条

¹⁰ 特措法第 45 条

¹¹ 特措法第 49 条

¹² 特措法第 54 条

¹³ 特措法第 55 条

¹⁴ 特措法第 5 条

¹⁵ 特措法第 23 条

¹⁶ 特措法第 34 条

また、県対策本部長は必要に応じて政府対策本部長に所要の総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

県、市町は、発生した段階で、県対策本部、市町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳(せき)といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される¹⁷など、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

県行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国は、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人¹⁸と推計。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、

¹⁷ WHO “Pandemic Influenza Preparedness and Response” 平成21年(2009年)WHO ガイダンス文書

¹⁸ 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。

- 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。
- なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

国の想定方式を基に長崎県における流行規模を推計すると、次表のとおりとなり、医療機関を受診する患者数は約16万人～約30万人、入院患者数は約2万4千人、死亡者数は最大で約8千人に上ると見込まれる。

これらは、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による治療の効果、現在の衛生状況等を考慮していない場合の最悪の数値である。

全人口の25%が罹患すると想定した場合の患者数等の推計					
	医療機関を受診する患者数	入院患者数		死亡者数	
		ウイルス病原性 中等度	ウイルス病原性 重度	ウイルス病原性 中等度	ウイルス病原性 重度
全国	1,300万人～ 2,500万人	53万人	200万人	17万人	64万人
長崎県	16万人～30万人	6千人	24千人	2千人	8千人

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- 国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ピーク時(約2週間¹⁹)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度²⁰と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

さらに、人口密度の高い地域においては、多くの人々が感染する可能性もあり、地域差も出ると考えられる。流行による社会への一般的な影響は次のものが想定される。

- ・膨大な数の感染者(疑い例を含む)と死者
- ・従業員の最大40%程度が欠勤
- ・社会不安による治安の悪化やパニック
- ・医療従事者の感染による医療サービスの低下
- ・食料品・生活必需品、公共サービスの提供に従事する人(交通・通信・電気・食料・水道など)の感染による物資の不足やサービスの停止
- ・行政サービスの水準低下(行政手続の遅延等)
- ・日常生活の制限
- ・事業活動の制限や事業者の倒産
- ・莫大な経済的損失

¹⁹ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。
 National Strategy for pandemic influenza (Homeland Security Council, May 2006)
 The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (Public Health Agency of Canada, Dec 2006))

²⁰ 平成21年(2009年)に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約1%(推定)

5. 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するにあたり、関係機関等の役割について次のとおり示す。

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。²¹

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める²²とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²³。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県及び市町の役割

県及び市町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。²⁴

²¹ 特措法第3条第1項

²² 特措法第3条第2項

²³ 特措法第3条第3項

²⁴ 特措法第3条第4項

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、医療の確保やまん延防止等に関し、県の行動（対応）計画²⁵を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、対策本部等を設置し、基本的対処方針に基づき、対策を強力に推進する。また、保健所は、地域における医療体制の確保等に関する協議を医師会等の関係機関と行い、発生前から連携を図っておく。なお、必要最低限の行政サービスを維持するため、業務継続計画を策定する。

【市町】

市町は、住民にもっとも近い行政単位であり、地域の実情に応じた行動計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する事が求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

また、保健所を設置する長崎市、佐世保市（以下「保健所設置市」という。）については、感染症法において、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。なお、必要最低減の行政サービスを維持するため、業務継続計画を策定する。

（３）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。

²⁵ 平時においては、以下のような方策を講じることが必要である。

- ・ 県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の長の意見を聴く（特措法第7条第3項）など、特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。
また、県行動計画案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第7条第8項）ための場を設けるに当たって、市町の代表者の参加など、特措法上の連携方策以外にも都道府県と県内の保健所設置市等が連携して対策を講じるための方策もある。
- ・ 県内の保健所設置市等も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第12条第1項）。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき²⁶、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。²⁷

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。²⁸

(7) 県民

県民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとと

²⁶ 特措法第3条第5項

²⁷ 特措法第4条第3項

²⁸ 特措法第4条第1項及び第2項

もに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用²⁹・咳エチケット・手洗い・うがい³⁰等の個人レベルでの感染対策を実践するよう求められる。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するように努める。³¹

6. 行動計画の主要 6 項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する」及び「県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止³²」、「(5) 医療」、「(6) 県民生活・県民経済の安定の確保」の 6 項目に分けて立案している。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、県として、医療機関、市町等の関係機関と連携を図り、本行動計画に基づき、必要な対策について、取り組むことが求められる。

²⁹ 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

³⁰ うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

³¹ 特措法第 4 条第 1 項

³² まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせまたそのピーク時の患者数等を小さくすることである。

新型インフルエンザ等が発生する前において、県は新型インフルエンザ等発生に備えた感染予防対策について、国や市町等と連携強化し、各種対策の準備を行う。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全庁あげての対応を行うため、新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

また、特措法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発せられた場合は、国と連携を行い必要な措置を講じる。

新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取し各種対策を行う。（実施体制の詳細は、後述「8.県の体制」に記載する）

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランス等により新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集し、関係者に迅速に提供することにより効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、県内のサーベイランス体制を構築する。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、保健所や医療現場の負担も過大となることから、重症入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

(3) 情報提供・共有

1) 情報提供・共有の目的

本行動計画の目的の達成には、県民をはじめ、医療機関等の関係機関に国、県、市町が実施する新型インフルエンザ等対策を理解していただくことが不可欠である。

そのため、日頃から新型インフルエンザ等の情報や手洗い、マスク着用、咳エチケットといった標準的な感染予防策を周知するとともに、新型インフルエンザ等発生後は、流行状況、ウイルスの病原性・感染力等、医療体制、ワクチン接種等の対策についてできる限り分かりやすい形で情報提供する。なお、情報については、県、市町、医療機関、事業者、県民の間でのコミュニケーションが必須であり、情報の共有を図ることが重要である。

2) 情報提供手段の確保

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

3) 発生前における県民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、県は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報を県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に県民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健所や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

4) 発生時における県民等への情報提供及び共有

県民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である³³。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが

³³ マスメディアについては、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行う。

重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

県対策本部における広報担当者が適時適切に情報を提供できるよう情報を共有する。また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

2) 主なまん延対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、新

型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人込みを避けること等の標準的な感染対策を実践するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

3) 予防接種

) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

) 特定接種

-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものである³⁴ ことを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、特定接種については、国の基準に基づき対応する。

なお、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、政府行動計画により 医療関係者、 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。） それ以外の事業者の順とすることを基本とする³⁵ が、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性など国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、国の備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型イン

³⁴ 特定接種が全て終わらなければ住民接種（特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を言う）が開始できないというものではない。

³⁵ 1つのグループの接種が終わらなければ、次のグループの接種が開始できないというものではない。

フルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用ることとなる。

-2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることとする。特に、登録事業者のうち「県民生活・県民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

) 住民接種

-1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととする。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うことになる。

住民接種の接種順位については、国が示す群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

-2) 住民接種の接種体制

住民に対する予防接種については、市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性を踏まえ国が決定する。

また、予防接種を受けたことにより接種対象者に、健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づきその健康被害に応じて、特定接種の場合は、その実施主体（国）が、住民接種の場合は、市町が給付を行う。

）医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う³⁶。

(5) 医療

1) 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定（地方）公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

2) 発生前における医療体制の整備について

県は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる地域対策協議会を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。

3) 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の県内での発生の早期には、医療の提供は、患者、の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新

³⁶ 特措法第 31 条第 2 項及び第 3 項、第 46 条第 6 項

型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関及び新型インフルエンザ患者入院協力医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）に入院させる。

このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、県内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や県内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を保健所に設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるように、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との協力を得ることが不可欠であることから、県医師会、県薬剤師会等と連携を図りながら対策を推進する。

4) 医療関係者に対する要請・指示、補償

県は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等、特措法の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる³⁷。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、特措法の政令で定める基準に従い、その実費を弁償する³⁸。

また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする³⁹。

5) 抗インフルエンザウイルス薬等

) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

県では、国が示した備蓄目標（国民の45%に相当する量）に基づき、本県に割り当てられた抗インフルエンザウイルス薬の種類ごとの備蓄目標量を、医薬品卸売販売業者の協力を得て、計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの県民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、県民生活及び県民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び県民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

³⁷ 特措法第31条

³⁸ 特措法第62条第2項

³⁹ 特措法第63条

7. 発生段階

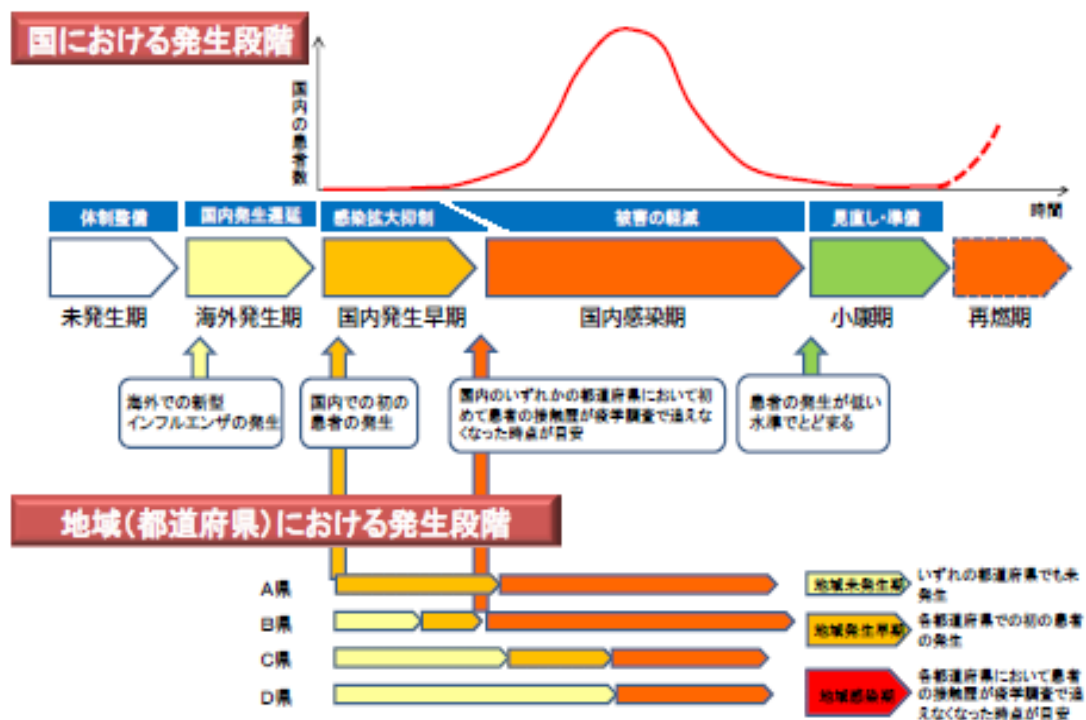
新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

国では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOの対応を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県における発生段階を定め、その段階に応じた対策を実施する。その移行については、必要に応じて国と協議の上、県内での発生状況等を踏まえて、県が判断することとする。なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

県発生段階	県内の状態	国発生段階	国内の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
県内未発生期	県内において、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		
県内感染期	県内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染拡大～まん延～患者の減少	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

< 国及び地域（都道府県）における発生段階 >

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階と WHO におけるパンデミックインフルエンザのフェーズの対応表

政府行動計画の発生段階	WHO のフェーズ
未発生期	フェーズ 1、2、3
海外発生期	フェーズ 4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

8. 県の体制

新型インフルエンザ等に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動（対応）計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておくことが必要である。

新型インフルエンザ等は、多数の県民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されていることから、県及び市町においては、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁あげての取り組みが求められる。

(1) 長崎県新型インフルエンザ等対策本部の設置等

1) 平常時の体制（新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「対策推進会議」という）の設置）

未発生期においては、福祉保健部長を議長とする「対策推進会議」を設置し、部局間での情報共有及び非常時対応体制の整備等を行う。

区 分	構 成 員
対策推進会議 (事務局)	議 長：福祉保健部長 副議長：危機管理監 構成員：各部局長 福祉保健部医療政策課、危機管理監危機管理課

また、対策推進会議を補佐するため、「新型インフルエンザ等対策幹事会」(以下「対策幹事会」という)を設置する。

区 分	構 成 員
対策幹事会 (事務局)	座 長：福祉保健部次長 構成員：各部局主管課長、関係課室長 福祉保健部医療政策課、危機管理監危機管理課

2) 非常時の体制（対策本部の設置）

海外又は国内において、新型インフルエンザ等の人への感染が確認され、政府対策本部が設置された場合には、特措法第22条及び長崎県新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本行動計画に定めるところにより、知事を本部長とする「新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)」

を設置する。

また、長崎県新型コロナウイルス等対策本部規程に基づき、対策本部の設置に合わせ、迅速かつ機動的な対応を図るため、振興局長を本部長とする「新型コロナウイルス等地方対策本部（以下「地方対策本部」という。）」を設置する。

区 分	構 成 員	業 務
対策本部 (事務局)	本 部 長：知事 副本部長：副知事 構 成 員：各部局長 福祉保健部医療政策課、 危機管理監危機管理課	流行状況の把握 社会・経済的被害の状況の把握と対策 対策チーム設置の増強の判断 外出自粛、交通規制、催事中止等の判断 感染拡大の場の遮断実施に関する判断 帰国者・接触者外来設置の判断 医療の確保（トリアージ、医療機関の確保等）に関する判断 県内発生患者の確認と隔離等の対応の判断 抗インフルエンザウイルス薬の優先投与や新型コロナウイルス対応ワクチン接種の優先順位等の方針に関する判断 終息に関する判断 その他必要な対応方針の判断
地方対策本部 (事務局)	本 部 長：振興局長 副本部長：保健部長 構 成 員：振興局内各部局長 振興局総務（企画）課、 保健部（保健所）	県対策本部との連絡調整 関係機関との連絡調整 業務継続計画の作成、実行 医療体制の構築 帰国者・接触者相談センター（保健所）の設置・運営 等々 職員の健康管理

3) 対策本部（地方対策本部含む）の要員の確保

対策本部の活動は長期にわたることが予想されるため、職員のローテーションにより対応を行う必要があることから、必要な要員の確保を行う。

対策本部員等に罹患者が発生することが予想されるため、感染予防用具等の装着、分散型作業、テレビ会議システムなどにより集団感染の防止を図るとともに、各要員の交代者を指定するなど、要員の確保に努める。

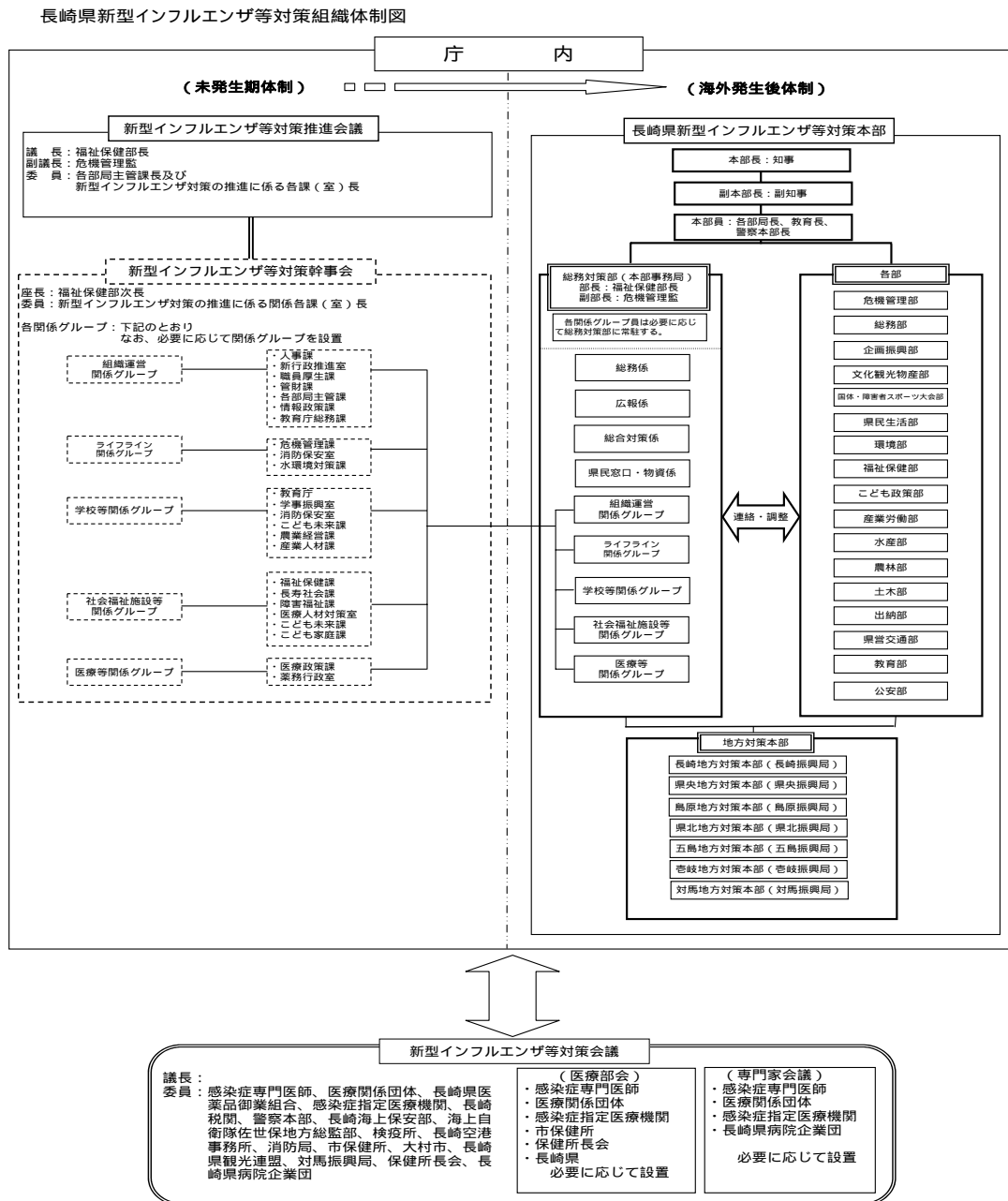
4) 対策本部要員等への措置等

対策本部員等により患者が発生することを防ぐため、職員に対し、新型インフルエンザ等感染予防のための普及啓発、情報の提供、健康管理に必要な措置、新型インフルエンザ等発生地への出張の自粛などを行うとともに、在宅勤務などの勤務体制の検討を行う。

5) 小康期の体制

対策本部は、これまで行ってきた対策に関する評価を行うとともに、新たに発生する流行に備えるため、実施する総合的な対策について協議検討を行う。

6) 長崎県新型インフルエンザ等対策組織体制図



7) 職務代理者

新型インフルエンザ等対策本部規程に基づき、本部長(知事)に事故あるときは副本部長(副知事)が、副本部長(副知事)に事故あるときは福祉保健部長が、その職務を務めるものとする。

9.情報の収集・提供等

(1) 情報収集

1) 方針

各発生段階における最も優先度の高い情報の収集に注力する。

2) 情報収集系統

情報の入手先

各部局等は、関係省庁から情報を入手する。

情報入手先 (各関係省庁)	収集担当部局等
警 察 庁	警察本部
総 務 省	総務部
消 防 庁	危機管理監
外 務 省	文化観光物産局
財 務 省	総務部
文部科学省	教育庁
厚生労働省	福祉保健部 産業労働部
経済産業省	産業労働部
農林水産省	農林部・水産部
国土交通省	土木部
環 境 省	環境部

3) 未発生期における情報の収集

目的

各部局等は、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザの発生状況に関する情報を収集し、対策の初動を円滑にする。

発生情報の収集

(ア) 情報収集の組織体制・人員配置

対応部局	対応内容
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時情報収集を行う。(国内、海外を問わず) ・ 県内の各関係機関との情報連絡網により情報を入手する。 ・ 医師会等を通じて医療機関に対し、発生状況の報告体制の強化の呼びかけを行う。 ・ 入手した情報は、県庁内で共有する。

(イ) 情報収集の内容と情報源

情報収集内容	情報源
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生地域 ・ 発生日時 ・ 病原体の特定状況(確定例又は疑似症例) ・ 健康被害の状況(感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり) ・ 健康被害の内容(症状の内容、重症度) ・ 住民の反応状況 ・ 発信情報の情報源・信頼度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づく届出 ・ 医療機関等からの報告 ・ その他

国と県の連携

(ア) 情報共有体制

ア) 国から県への情報提供は、FAX送付と一斉メールを併用して行われると思われ、得られた情報は速やかに庁内、各振興局及び各保健所、各市町と情報共有する。

イ) 県から国への情報提供は、国が情報の送付先を特定するものと思われるが、県から国への送付にあたっては、原則文書化し、FAXまたはメールで送付のうえ、送付した旨を電話連絡する。

ウ) 国と県との連絡は、具体的連絡内容の電話による伝達は極力避け、文書の送付の確認等に限定する。

(イ) 共有すべき情報内容

ア) 国 県への情報

記者発表事項(新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報等)
 新型インフルエンザ等に関する最新の知見

イ) 県 国への情報

感染症法に基づき報告する事項
 記者発表事項

九州各県との連携

新型インフルエンザ等の国内や県内での発生状況について、九州各県との間で、日頃からの連携及び各種会議での情報共有を図る。

4) 海外発生期以降における情報の収集

目的

海外及び国内・県内における発生状況を収集し、対策を円滑にするとともに、社会状況に関する情報を収集し、県民生活への影響を最小限にする。

情報収集体制の整備

(ア) 情報収集の組織体制・人員配置

対策本部等で対策に必要な情報を収集する。各部局等は収集した情報を対策本部に提供する。

対応部局等	対応内容
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会対応に必要な情報を収集する。
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制を強化し常時情報収集を行う。 (国内、海外を問わず) ・ 保健所においても振興局と連携を図るなど体制を強化し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況及び最新の知見を収集する担当者を特定し、常時情報収集を行う。 ・ 保健所は管内の新型インフルエンザ等の発生状況を収集する担当者を特定し、常時情報収集を行う。 ・ 対策本部及び環境保健研究センターにおいて、保健所等が収集した情報とウイルス学的検査等で得られた検体情報を集約して疫学的分析を行い、関係機関と情報を共有する。

(イ) 情報収集の内容と情報源

情報収集内容	情報源
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生地域 ・ 発生日時 ・ 病原体の特定状況(確定例又は疑似症例) ・ 健康被害の状況(感染の広がり、発症の広がり、重症例・死亡例の広がり) ・ 健康被害の内容(症状の内容、重傷度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症法に基づく届出 ・ 医療機関等からの報告 ・ その他

情報収集内容	情報源
<ul style="list-style-type: none"> ・県内で発生が確認された際の現地での対応状況（初動体制、具体的対応内容） ・発生地を中心とした住民の反応状況 ・発信情報の情報源・信頼度 ・予防方法、治療方法、対処方法等に関する情報 	
<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活の安定に係る情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者 ・交通事業者 ・市町 ・報道機関等

5) 情報の入手先

国の情報

内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

環境省 http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

国立感染症研究所（感染症疫学センター）

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

検疫所 <http://www.forth.go.jp/>

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

海外の情報

世界保健機構（WHO） <http://www.who.int/en/>

鳥インフルエンザ

http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

インフルエンザ

<http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

6) 情報の整理

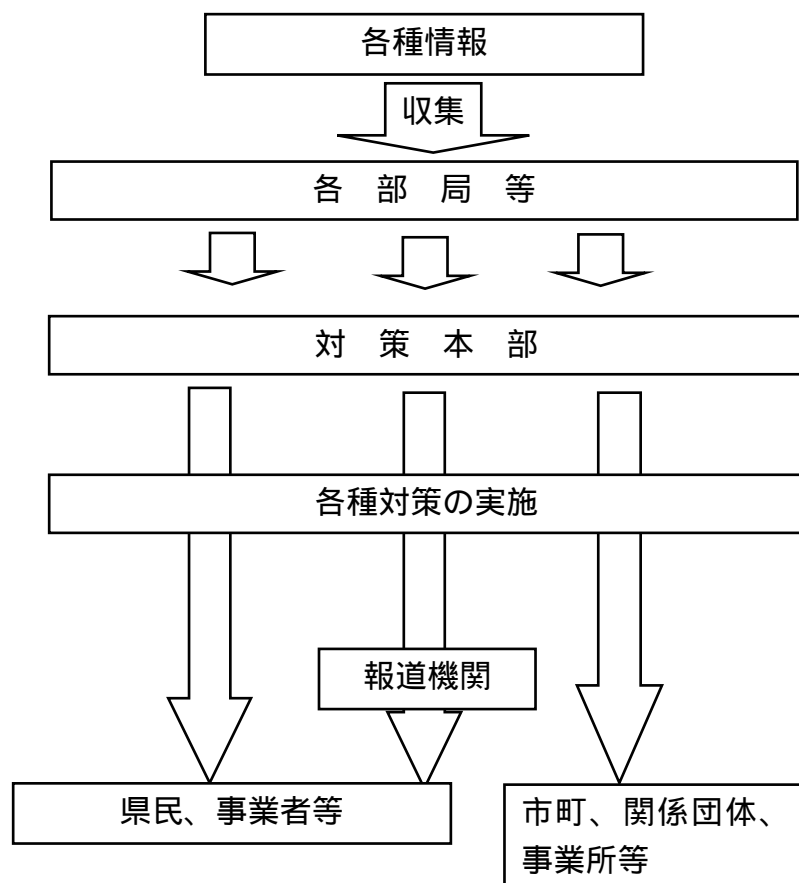
収集した情報は、対策本部等において県のホームページに掲載し、県民生活上必要な情報を県民に提供する。

(2) 情報の提供	
-----------	--

1) 基本的考え方

県民、市町、関係団体・事業所等に情報を提供し、感染予防対策等先行的な対策を促す。

2) 情報の提供系統図



(3) 広報と相談窓口

1) 広報

方針

各部局等は、連携して情報を迅速かつ的確に県民に広報し、感染予防、まん延防止対策の周知、県民生活の安定を図る。

目標

新型インフルエンザ等の特徴、現在の状況と今後の予測、感染予防対策、まん延防止対策等について、正確な情報をタイムリーに周知することにより、被害の軽減と社会の混乱を防止する。

体制と要領

関係部局等、国、市町及びその他の関係機関と連携して、一元的に広報を行う。その際、報道機関との調整は総務部が行う。

(ア) 体制

媒体	実施者・体制	
	関係部局等	総務部
共通	県対策本部設置後は、県対策本部が広報方針を決定	
記者発表・資料提供	原稿の作成	必要に応じた報道機関との記者発表日時、方法の調整
新聞、テレビ、ラジオ	原稿の作成	契約広報枠の活用
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な情報の掲載と更新 ・ 関係部局等は情報を掲載及びピックアップ指定 ・ 海外発生時は関連情報を受信して掲載 	注目情報、緊急情報等でのトップページ頭出し
広報誌	資料の提供	取材及び原稿の作成
市町を通じた広報（防災行政無線、広報誌掲載依頼等）	原稿の作成と県対策本部からの掲載依頼	
関係団体を通じた広報	原稿の作成と県対策本部からの掲載依頼	

(イ) 要領

対策本部設置時は定例的に、その他の時は福祉保健部が随時記者発表又は資料提供を行う。国内発生早期以降の資料提供は感染予防のため、極力メール、FAXを活用する。

対策本部設置時は、発表場所を対策本部の部屋とは別に設ける。

努めて次回発表期を予告するとともに、早期に定時化を図る。

社会的に影響の大きい施策、専門的な内容の発表に際しては、専門アドバイザーの意見（同席、ブリーフィング）を添える。

広報の手段

<p>県によるパブリシティ活動及び広報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記者会見 対策本部において重要な方針を決定した場合などには、知事自ら記者会見（感染防止上必要な場合は、非接触型の会見の設定） ・ 資料提供 ・ 映像提供 ・ 取材協力 ・ 広報誌 ・ ホームページ
<p>報道機関による報道</p>	<p>テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、インターネット</p>

留意事項

- ・ 報道機関とのルール確認
- ・ 社会的弱者（障害者、高齢者等）への配慮
- ・ 記者発表、資料提供のチェックポイントの確認 等

2) 相談窓口の設置及びQ & Aの作成

方針

本庁及び各地域において、発生状況の照会、感染予防対策、健康・生活・仕事など共通の相談、要望、苦情などに対応するために福祉保健部、各部局、各振興局に相談窓口を設置する。

海外発生期以降の相談は、感染予防の観点から原則として電話で対応する。

国、市町及びその他関係機関の相談窓口とリンクして相談機能が発揮できるようにする。

なお、職員全員が県民からの問い合わせに的確に対応できるようにQ & Aを作成し、周知する。

内容

(ア) 未発生期

福祉保健部は、帰国者・接触者相談センター（保健所）設置時の円滑かつ適切な対応を行うため、Q & A及び対応マニュアル等を作成する。

各部局等においても、県民からの相談に対応するために、それぞれの業務に関するQ & Aを作成する。

(イ) 海外発生期

福祉保健部は、各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、

新型インフルエンザ等に関する情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介等を行う。

(ウ) 県内未発生期～県内発生早期(国内発生早期)

福祉保健部は、帰国者・接触者相談センター(各保健所)において、引き続き情報提供や医療機関の紹介等を行うことにより、県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。

各振興局は、増加が予想される電話に対応するため、必要に応じて帰国者・接触者相談センター(保健所)への人的応援及び応援の調整を行う。(Q & Aによる一般的な対応や関係事務所の連絡先の紹介などを行う。)

各部局等は、必要に応じてそれぞれの業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(エ) 県内発生早期～県内感染期(国内感染期)

福祉保健部は、必要に応じ帰国者・接触者相談センター(保健所)の要員の増加を行い、引き続き県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。

各振興局は、引き続き必要に応じて帰国者・接触者相談センター(保健所)への人的応援及び応援の調整を行う。

各部局等は、必要に応じ相談窓口を強化する。

(オ) 小康期

福祉保健部は、第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、県民に情報提供する。

(4) 県民への普及啓発

1) 普及啓発の手段

基本的考え方

福祉保健部(対策本部設置後は対策本部)は、市町と連携して、あらゆる手段を通じて住民に普及啓発を行う。

啓発の手段

(ア) テレビ、新聞、ラジオ

(イ) 広報誌、ポスター、新聞折込広告、小冊子、パンフレット

(ウ) ホームページ

(エ) フォーラム、説明会等の実施

(オ) 自治会、学校、職場を通じた普及啓発

2) 普及啓発の具体的内容

< 新型インフルエンザ等発生前に準備すること >

手洗い・マスクの励行

新型インフルエンザ等感染予防対策は通常のインフルエンザ対策の延長線上にある。外出時にはマスクを着け、帰宅後の手洗いを日常的に行うことが大変重要である。人ごみや繁華街への外出や流行している地域への旅行を控えることも重要である。

また、他人に感染させないために、熱、咳、くしゃみ等の症状のある人は必ずマスクを着け、咳やくしゃみを抑えるなど「咳エチケット」を励行することも必要である。

食糧・水・日用品の確保・備蓄

日本で流行していない段階でも海外で流行すれば、輸入が減少したり停止することによって、種々の生活必需品が不足することがある。

パンデミックになると、一層生活必需品が手に入りにくくなるため、感染を防ぐためには不要不急の外出をしなくても良いように最低限(2週間程度)の食糧・日用品等は準備しておく必要がある。

< 個人での備蓄物品の例 >

食糧(長期保存可能なもの)の例	日用品・医療品の例
<p>< 主食類 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米 ・ 乾麺類(そば、ソーマン、うどん等) ・ 切り餅 ・ コーンフレーク・シリアル類 ・ 乾パン ・ 各種調味料 <p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レトルト・フリーズドライ食品 ・ 冷凍食品(家庭での保存温度ならびに停電に注意) ・ インスタントラーメン ・ 缶詰 ・ 菓子類 ・ ミネラルウォーター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常備薬(胃薬、痛み止め、解熱鎮痛剤、その他持病の処方薬) ・ 絆創膏(大・小) ・ ガーゼ・コットン <p>< 対インフルエンザ対策の物品 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マスク ・ ゴム手袋(破れにくいもの) ・ 水枕・氷枕(頭や腋下の冷却用) ・ 漂白剤(次亜塩素酸:消毒効果がある) ・ 消毒用アルコール <p>< 通常の災害時のための物品(あると便利なもの) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 懐中電灯 ・ 乾電池 ・ 携帯電話充電キット ・ ラジオ・携帯テレビ

食糧（長期保存可能なもの）の例	日用品・医療品の例
<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルや缶入りの飲料 ・缶ドロップ ・チョコレート、キャラメル ・ジャム、粉ミルク、離乳食、紙オムツ 	<p><通常の災害時のための物品(あると便利なもの)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カセットコンロ・ガスボンベ ・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー ・現金（カードが使えない場合に備えて）

アスピリンを含有する解熱鎮痛剤など薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があり、購入時に医師や薬剤師に確認する。

抗インフルエンザウイルス薬（タミフル等）は、発症後4～8時間以内に服用する必要があるため、風邪症状がある場合には常備薬を使用せず、早く帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談する必要がある。

発熱時の対応の相談

自分や家族が感染し、一定期間療養することになった場合、子供の学校が長期に休みになった場合、また職場の勤務体制が変更された場合などに、どのように役割を分担し家庭生活を維持していくかといったことについて、家族でよく話し合っておく必要がある。

また、突然仕事を休まねばならなくなった時の対応についても勤務先と相談しておくべきである。

< 新型インフルエンザ等発生後に取るべき対応 >

情報収集

情報には、(1)国・地方自治体の提供する情報、(2)報道機関が提供する情報、(3)企業や民間団体等が提供する情報、(4)噂・デマ情報などがあり、媒体も広報紙・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなど様々なものがある。

しかし、中には情報の信憑性・根拠のないものもあり、こうした情報を過度に信用して誤った対応をすと思わぬ被害に見舞われる。情報の信憑性を確認して冷静に対応することが重要である。

発症者が注意すべき事項

発熱・咳・全身痛など新型インフルエンザ様症状がある場合、事前連絡なく医療機関を受診すると、待合室等で新型インフルエンザを他の患者さんに感染させてしまう恐れがある。このような場合はまず、帰国者・接触者相談センター（保健所）に電話し、県が指定する医療機関（帰国者・接触者外来）を受診する。

また、外出した時はもちろん、家庭内でも、咳をする際には「咳エチケット」を守って、周囲の人に感染させないように心がけることが必要である。

新型インフルエンザ等でないと診断されれば、以後は一般の医療機関で受診することになり、新型インフルエンザ等であれば感染症指定医療機関等に入院することになる。

医療の確保への協力

パンデミック時には一時的に膨大な患者が発生するため、医師などの医療従事者や薬剤・医療資器材が不足する。そういう場合も、生命に関わる患者や人工透析などの継続的な治療が不可欠な患者もいる。そのため、軽症の場合には医療機関の受診は出きるだけ控えるようにする。

不要不急の外出の差し控え

感染しないために、食料等の生活必需品の買出しなどやむをえない場合以外の不要不急の外出は極力控えることが望まれる。

イベント・集会の自粛の周知、協力要請

県や市町は、新型インフルエンザ等の発生、流行状況等を踏まえて、多数の人が集まるイベントや行事の自粛、中止等呼びかけることがある。

3) 県民の協力等

新型インフルエンザ等対策の迅速で的確な実施及び感染拡大を防止するためには、県民の理解と協力が不可欠である。

県民、自治会、事業所等が、新型インフルエンザの特性を良く理解し、日頃からできる対策を行うとともに、国及び関係機関との連携を図りながら、的確な行動をとることが必要である。また、社会活動が停滞することも予測されることから、その維持のためにも県民の協力が必要である。

(5) 業務継続

各部局等は、新型インフルエンザ等が流行した場合においても、県民生活の維持に必要な機能が継続して運営されるよう、関係機関等に対し、行政や産業の活動が継続して運営されるような業務継続計画の作成、従業員への啓発、必要な準備等を要請する。

また、各部局等は、行政機能を維持するため、職員管理及び庁舎管理を含めた業務継続計画を作成、職員への啓発、物資の備蓄などの必要な準備を進める。

(6) 各部局等対応項目の概要

情報と危機意識を共有し、連携を強化して新型インフルエンザ等対策を推進するため、各部局等ごとの主な対応項目について下記のとおりとする。

1) 各部局等の主な対応項目

部局等名	主な対応項目の概要
危機管理監	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊への災害派遣要請に関する事 2 関係機関（警察、消防及び自衛隊等）との連絡調整等に関する事 3 ライフライン（電力、ガス及び電信・電話。上下水道を除く。）確保に関する事 4 米海軍佐世保基地との連携に関する事 5 患者搬送体制の確保に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び報道対応に関する事。 2 人員の配置及び調整に関する事。 3 職員の健康管理に関する事。 4 私立学校（私立幼稚園は除く）に置ける感染予防・まん延防止に関する事。 5 出国者への対応に関する事。
企画振興部	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通の確保等に関する事。
文化観光物産局	<ol style="list-style-type: none"> 1 在留外国人（留学生、在住居住者等）に対する支援・情報提供に関する事。 2 県美術館・長崎歴史文化博物館の臨時閉館、館内レストラン等の営業自粛に関する事 3 観光者への情報提供に関する事。 4 貿易を行う事業者への情報提供・支援に関する事。 5 地場企業への影響に対する支援に関する事。
国体・障害者スポーツ大会部	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種スポーツ・レクリエーション競技大会等の中止（延期）に関する事
県民生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアに関する事。 2 埋火葬等に関する事。
環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道事業における水道水の安定供給に関する事 2 下水道事業の機能維持に関する事 3 し尿・一般廃棄物の処理に関する事 4 医療廃棄物の処理に関する事（感染性廃棄物を含む） 5 環境保健研究センターの業務継続に関する事。

部局等名	主な対応項目の概要
福祉保健部	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部事務局としての総合調整に関する事。 2 健康相談対応、感染予防策の普及啓発に関する事。 3 防疫対策の統括に関する事。 4 医療提供体制の確保に関する事。 5 社会福祉施設等における感染予防・まん延防止に関する事。 6 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の確保に関する事。 7 新型インフルエンザ予防接種に関する事。 8 サーベイランス体制の整備、強化に関する事。 9 疫学調査体制の整備に関する事。 10 生活必需品の確保に関する事。 11 埋葬等に関する事。
こども政策局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種施設（養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設）における感染予防・まん延防止に関する事。 2 保育所、私立幼稚園、放課後児童クラブ等における感染予防・まん延防止に関する事。
産業労働部	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工団体及び中小企業団体への情報提供に関する事。 2 中小企業者への融資に関する事。
水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産団体及び生産者・事業者への情報提供及び協力要請に関する事。
農林部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林団体及び生産者・事業者への情報提供及び協力要請に関する事。
土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内侵入阻止に係る水際対策（港湾の防疫・感染防止）に関する事。 2 ライフライン（ダム）の機能確保に関する事。
出納局	<ol style="list-style-type: none"> 1 出納機能の維持に関する事。 2 物品（関連資材）の調達事務に関する事。
交通局	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務運営体制の確保に関する事。
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立学校その他の教育機関における感染予防・まん延防止等に関する事。 2 市町教育委員会との連携に関する事。
警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 治安の維持、防犯対策等に関する事。

2) 各部局等共通対応項目

各発生段階	共通対応項目
未発生期以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局等内における対応方針等の検討
海外発生期以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属職員の新型インフルエンザ等発生国への渡航自粛、帰国支援及び渡航歴のある職員の健康状態の把握
県内発生早期以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内での感染防止 ・ 感染者拡大による欠勤職員増加に対する部内の業務維持対策（業務の優先順位化、必要な業務の維持） ・ 新型インフルエンザ等発生都道府県への出張の自粛（集会・会議・その他集客行事の延期又は中止の検討） （所管する事務に関連して市町・関係団体が実施する集会・会議・その他集客行事の自粛等の要請）

第3章 各発生段階における対応

本章では、第2章で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を定めることとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施することとしている。また、県も国と同様に柔軟な対応を実施し、対策の縮小や中止時期の判断の方法については、必要に応じて国と協議の上対策を決め、ガイドライン等に定めることとする。

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生を防止するため、国内外で、鳥等の動物インフルエンザの流行の封じ込めと人への感染防止のための努力を行っている状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国、関係機関との連携の下に発生の早期確認に努める

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生する分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、市町等と連携し対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、感染予防策の継続的な情報提供を行う。
- 3) また、新型インフルエンザ等の発生を防止するため、県内の鳥等の動物インフルエンザの発生予防及びまん延防止対策を確実にを行い、鳥等の動物インフルエンザの流行を封じ込める。
- 4) 万が一、鳥等の動物のインフルエンザウイルス感染者が県内で発生した場合は、感染症指定医療機関で入院治療を行うことにより感染の拡大を防止する。

(1) 実施体制

1) 方針

県は、海外で鳥インフルエンザの人 - 人感染が疑われるなど、重要な情報を入手した場合は、長崎県新型インフルエンザ等対策推進会議を開催し、情報連絡体制を強化するとともに、感染予防策及び普及啓発を実施する。

(福祉保健部)

県は、最低限必要な業務等についてあらかじめ検討し、新型インフルエンザ等の発生が県内で確認され、感染により職員の欠勤による不足が生じた際にも業務が継続できる準備を行う。(各部局等)

2) 県行動計画等の作成

県は、特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直しと修正を行い、実効性を確保する。(福祉保健部)

なお、市町行動計画、指定(地方)公共機関における業務計画の策定について、支援する。

3) 体制の整備及び連携強化

県は、国、市町、指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する⁴⁰。

県の体制

部局名	役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局等内の体制の構築(部局内対応会議の設置及び開催) ・ 新型インフルエンザ等に関する情報(兆候を含む)の収集 ・ 国、市町、各部局等、指定(地方)公共機関、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等の関係機関、事業者との情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。 ・ 関係機関等の危機管理体制の確認
福祉保健部	長崎県新型インフルエンザ等対策推進会議、幹事会等の開催

⁴⁰ 特措法第12条

(2) サーベイランス・情報収集

1) 方針

新型インフルエンザ等が発生していないこの段階において、新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために各部局等は、サーベイランス等により新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。このため、情報の収集体制を確立する。

2) 情報の収集

県は、関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。(各部局等)

また、対応マニュアルの作成、業務従事に当たっての感染予防の注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ等	共通	・ 海外の発生状況
新型インフルエンザ等	共通	・ 各省庁の対応方針、状況 ・ インフルエンザや感染症の集団発生状況
	福祉保健部 農林部 環境部	・ 鳥インフルエンザを中心とする感染症情報の収集 ・ 感染症発生動向調査システムを活用 ・ 国立感染症研究所との連絡体制の確認 ・ 市町との情報の共有 ・ 養鶏農場及び野鳥（渡り鳥）におけるサーベイランスを実施し情報を収集 ・ 家きん飼養者からの異常家きんの早期発見、早期通報の徹底
社会福祉施設等、医療機関等の状況	福祉保健部 こども政策局	・ 社会福祉施設等、医療機関及び医療関係職種の養成所等の状況
学校等の状況	危機管理監 総務部 こども政策局 産業労働部 農林部 教育委員会	・ 県立学校等、市町立学校、大学、私立学校等の状況

収集項目	担当	内容
事業所等の状況	共通	・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況
市町の状況	危機管理監 各振興局 保健所	・市町の取組状況（保健部門、危機管理部門）

3) 通常のサーベイランス

県は、毎年冬季に流行するインフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関における感染症発生動向調査による患者発生の動向を把握するとともに、病原体定点医療機関等においてウイルスの亜型を調査する病原体サーベイランスを実施する。また、基幹定点医療機関による入院サーベイランスにより、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。（福祉保健部）

県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況を常時把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

（教育庁、総務部、こども政策局）

鳥等の動物におけるインフルエンザに関するサーベイランス

県は、鳥類、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。

（環境部、農林部）

4) 調査研究

県は、新型インフルエンザ等発生時に、迅速かつ的確に積極的疫学調査を実施するため、国が実施する専門家養成講習等へ参加する等人材の育成を図る。（福祉保健部）

(3) 情報提供・共有

1) 方針

庁内（振興局、保健所を含む）での情報を共有するとともに県民をはじめ、医療機関、市町等の関係機関等への発生状況、予防対策等の情報提供体制を確立する。なお、情報は、県、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須であり、情報の共有を図ることが重要である。

2) 継続的な情報提供

福祉保健部は、総務部と連携し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、マスク着用、咳エチケット等の感染予防策について、年間を通し継続的に分かりやすい情報提供を行う⁴¹。

広報すべき内容

項目	内容
基礎知識	・新型インフルエンザ等一般、国・地方自治体の対策、県民の協力
(普及啓発) 個人・家庭・事業所での対処方法	・手洗い・マスクの励行、「咳エチケット」、食糧・水・日用品の確保・備蓄 ・新型インフルエンザ等発生後の発熱時の対応(帰国者・接触者相談センター(保健所)、帰国者・接触者外来) ・事業者向け対処方法〔社会的責任の重要性や事業継続するための方策(マニュアル作成)〕の周知

広報の方法

各部局等(主に福祉保健部)は、ホームページ、リーフレット、広報媒体を活用して広報を行う。報道機関に対する記者発表や資料提供に係る調整は総務部が行う。

3) 体制整備等

県は、インターネットなどを活用し、医療機関、市町等の関係機関に迅速に情報を提供・共有できるシステムを構築する。(福祉保健部)

県は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。(福祉保健部)

常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。(関係部局)

県は、新型インフルエンザ等発生時に、相談コールセンターの設置準備を進める。

県は、帰国者・接触者相談センター(保健所)設置時の円滑かつ適正な対応を行うため、Q & A 及び対応マニュアル等を作成する。(福祉保健部)

各部局等においても、必要に応じて県民からの相談に対応するためにそれぞれの業務に関するQ & Aを作成する。

情報提供先

⁴¹ 特措法第13条

部局名	提供先	内容
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・海外での新型インフルエンザ等の発生状況 ・新型インフルエンザ等の具体的症状 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識 ・職場、業務従事に当たっての感染予防の注意事項 (県有施設の「指定管理者」への情報提供)
総務部	職員 大学 私立学校 出国者	(パスポート交付窓口において情報提供)
危機管理監	市町 (危機管理担当) 消防本部	
	防災関係機関 ライフライン企業等	
企画振興部	公共交通機関	
文化観光物産局	県立美術館などの文化施設 観光業界 貿易関係団体 在留外国人	(相談窓口、電話等での問い合わせ対応)
国体・障害者スポーツ大会部	スポーツ・レクリエーション関係団体	
環境部	上下水道事業者 環境関係団体	
	県民	・野鳥における鳥インフルエンザサーベイランス結果の公表
福祉保健部	県民、市町	(長崎県ホームページを通じた、最新情報の提供)

部局名	提供先	内容
福祉保健部	社会福祉施設等	・社会福祉施設等内で新型インフルエンザ等が発生した際のルール 等
	医師会 医療機関	(長崎県ホームページ及びメーリングリスト等を通じた、最新情報の提供)
こども政策局	児童福祉施設等 私立幼稚園	・児童福祉施設等・私立幼稚園内で新型インフルエンザ等が発生した際のルール 等
産業労働部	商工関係団体	
水産部	水産関係団体	
農林部	農林関係団体	
	県民	・養鶏場における鳥インフルエンザサーベイランス結果の公表
土木部	港湾関係者	・検疫機関等から受けた情報(主要港湾関係者に提供)
	県営住宅管理者	(入居者へ周知)
出納局	指定金融機関	
教育委員会	県立学校等の児童生徒、保護者及び施設利用者 市町教育委員会	

(4) 予防・まん延防止	
--------------	--

1) 方針

県は、新型インフルエンザ等の感染予防策及び県民への感染予防策の普及啓発を行う。(各関係部局)

2) 対策実施のための準備

個人における対策の普及

(ア) 県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター⁴²に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように

⁴² 海外発生期から国内発生早期までの間に設置することとなっている。

不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった標準的な感染対策について理解促進を図る。(福祉保健部)

- (イ) 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(福祉保健部)

地域対策・職場対策の周知

県内での感染拡大をできる限り抑えるために、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。また、県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(福祉保健部)

衛生資器材等の供給体制の整備

県は、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。(福祉保健部)

学校における感染予防

教育委員会は、以下の事項の確認及び検討等を行う。なお、県立学校へ周知・指示する内容については、市町教育委員会に対して、所管する学校へ同様に行うよう要請する。

また、大学、私立学校についても、関係部局で同様の要請を行う。

- (ア) 県教育委員会の体制及び対応

ア) 学校感染対策ガイドライン及びマニュアルの作成

イ) 情報収集・情報共有の体制整備

ウ) 各県立学校及び市町教育委員会等との連絡体制の整備

- (イ) 県立学校の体制及び対応

ア) 発生前の準備(学校感染対策ガイドライン及びマニュアルの確認)

事務局の体制及び対応

施設における感染予防

県は、管理又は関係する施設について、県内における新型インフルエンザ等患者発生に備えた対策を行う。(各部局)

対象施設	関係部局	内容
共通	各部局等	・施設ごとの感染防止対策マニュアルの検討と作成を要請 ・不特定多数の県民が利用する施設への周知
港湾	土木部	

対象施設	関係部局	内容
学校以外の教育関係施設	教育委員会 文化観光物産局 国体・障害者スポーツ大会部	・学校以外の教育関係施設（美術館、博物館、図書館、少年自然の家、総合体育館等）において、情報収集の実施及び体制の整備
社会福祉施設等医療機関等	福祉保健部 こども政策局	・社会福祉施設等、医療機関及び医療関係職種の養成所等に対し、年間を通して、通常のインフルエンザと同様に感染防御に努めるように指導

水際対策

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、入国者に対する疫学調査等について、検疫所と連携体制を整備する。（福祉保健部）

3) 予防接種

ワクチンの供給体制

国の方針を踏まえ、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。（福祉保健部）

基準に該当する事業者の登録

(ア) 国の基準を踏まえ、県及び市町は連携し、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を周知する。（福祉保健部）

(イ) 国の依頼のもと、県及び市町は事業者の登録申請等の受付業務に協力する。（福祉保健部）

接種体制の構築

(ア) 特定接種

県は、国の方針を踏まえ、集団的接種を原則として、特定接種の対象となり得る医療従事者や県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務に従事する者等に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（福祉保健部）

(イ) 住民接種

(ア) 市町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

- (イ) 市町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間及び県間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。
- (ウ) 市町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要がある。

情報提供

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、情報提供を行い、県民の理解促進を図る。(福祉保健部)

(5) 医療

1) 方針

県は、医師会等の関係機関と連携し地域に応じた医療提供体制の整備を推進することや、事前に帰国者・接触者外来を設置する感染症指定医療機関等のリストを作成し設置の準備を行う。さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

2) 地域医療体制の整備

県は、医療体制を確保するため、次のことを行う。(福祉保健部)

- (ア) 原則として、2次医療圏を単位として、保健所を中心に、郡市医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる地域対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- (イ) 発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行うことなど、県のガイドライン等に具体的な内容を定める。
- (ウ) 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を図る。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を推進する。

救急機能の確保対策

県は、消防機関における業務継続計画(感染防止対策(計画))の策定

を各消防本部に依頼する。（危機管理監）

3) 県内感染期に備えた医療の確保

県は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。
（福祉保健部）

県は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努める。（福祉保健部）

県は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関を含む医療機関または公的医療機関等（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
（福祉保健部）

県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。（福祉保健部）

県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等⁴³で医療を提供することについて検討する。（福祉保健部）

県は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（福祉保健部）

県は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（福祉保健部）

県は、県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に依頼する。
（危機管理監）

4) 手引き等の策定、研修等

県は、国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治

⁴³ 特措法第48条

同条第2項に基づき、都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等について、医療機関に周知する。(福祉保健部)

県は、国と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を実施する。(福祉保健部)

5) 医療資器材の整備

県は、必要となる医療資器材(人工呼吸器、簡易陰圧装置、個人防護具等)を、予算の範囲内において、医療機関への助成を行うことにより、あらかじめ整備、備蓄するとともに医療機関の準備状況(感染対策用資材、医療従事者など)を把握する。

県は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上で、関係機関と連携して十分な量の確保を検討する。
(福祉保健部)

6) 検査体制の整備

環境保健研究センターは、新型インフルエンザ等に対する PCR 検査等を実施する体制を整備する。(環境部)

福祉保健部内及び保健所と連携し、環境保健研究センターからの応援要請があれば迅速に対応できる体制を検討する。(福祉保健部)

7) 医療機関等への情報提供体制の整備

県は、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。
(福祉保健部)

8) 抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析

県は、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の効果や薬剤耐性についての研究、情報収集に協力する。(福祉保健部)

9) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

国及び県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の 45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。(福祉保健部)

県は、県医薬品卸業組合等の協力を得て、必要に応じ、医薬品卸売販売業者(以下「卸売販売業者」という。)等における一般流通用の抗インフ

ルエンザウイルス薬の在庫状況を把握する。(福祉保健部)

10) インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を要請する。(福祉保健部)

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

1) 方針

県は、特に県民生活及び県民経済の安定に関わる事業者等に対し業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制について検討を進めるように要請するとともに必要な支援を行う。

なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、その際、国から出される勧告、通知等には十分留意するよう要請する。(各部局等)

2) 業務計画等の策定

県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(関係部局等)

県は、国の対応方針に基づき、指定地方公共機関及び登録事業者(以下「地方公共機関等」という。)の事業継続を支援する。(関係部局等)

事業所等の業務の継続

(ア) 事業継続の要請

県は、所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、厚生労働省が策定した「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるよう要請する。

(各部局等)

県は、各事業者における事業継続のためのマニュアル等の作成について団体等を通じ周知・依頼する。(各部局等)

(イ) ライフライン等の確保

県は、電力、ガス、水道、通信のライフライン関係事業者等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(厚

生労働省)を踏まえて、必要に応じて対策を講じるとともに、厚生労働省、外務省が発信する新型インフルエンザ等情報への注意喚起を依頼する。

(関係部局等)

対象事業者	関係部局	取組内容
共通	各部局	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な物資やサービスの提供を続けるため、事前に事業継続計画の作成を要請 ・連絡窓口の確認
電気事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・供給レベルの確認を要請 ・電気の供給維持
上下水道事業者	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者(市町)による対応マニュアルの作成と施設運転に必要な資材等の確保を依頼 ・水道の消毒薬等の確保策について検討を要請 ・下水道の機能維持
ガス・LP事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・供給レベルの確認を要請
通信事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・機能維持のための確保策を要請
石油事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・供給レベルの確認を要請
食品販売事業者等	農林部 水産部 文化観光物産局	
物流	農林部 水産部 企画振興部 文化観光物産局	

公共交通の対策

県は、事業者に対して、新型インフルエンザ等に対する以下の対応準備を依頼する。(企画振興部)

- (ア) 県計画に伴う行動等の周知、県からの要請等
- (イ) 大規模流行期に備えての対策・検討
 - ・職場内研修の実施(福祉保健部と連携)
 - ・事業者マニュアルの作成
 - ・大規模流行を想定したケースワークの実施

- ・マスク等の備蓄 等

治安対策

警察本部は、新型インフルエンザ等の国内外での発生時における治安の確保に向けた検討を行う。

県民生活及び県民経済の安定に関わる事業者に要請する事項

(ア) 県は、県民生活及び県民経済の安定に関わる事業者に対して、以下の点について検討・確認、必要に応じて計画等の策定を要請する。

(関係部局等)

- ・危機管理体制の確認
- ・事業の継続に必要な機能、業務、設備及びその他資源の検討
- ・マスク等感染拡大防止に必要な物資の備蓄
- ・職場内での感染拡大防止策の検討、疑い例が確認された際の対応の確認
- ・その他業務継続のための対策の検討と上記に基づく従業員の訓練、必要に応じた対策の見直し

県民生活及び県民経済の安定に関わる事業者

事業者	具体例
医療従事者	医療サービス、介護サービス（入所施設）の提供者・提供機関等
治安維持従事者	消防職員、警察官、自衛隊員、海上保安官、矯正職員等
ライフライン企業等	電気事業者、上下水道事業者、ガス事業者、石油事業者等
国又は地方公共団体の危機管理に携わる者	国会議員、地方議会議員、知事、市町長、国家公務員・地方公務員のうち危機管理に携わる者等
国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者	報道機関、重要なネットワーク事業・管理を行う通信事業者等
公共交通	旅客輸送業者等
金融	
食料品・生活必需品の輸入・製造	
物流（貨物運送、倉庫等）	鉄道事業者、貨物運送業者、水運業者等
行政サービス	
流通（小売、卸売）	

(イ) 治安維持に係わる業務の継続

- ・警察本部は、警察官に対し、新型インフルエンザ等に関する基礎知識、感染防止対策、対応時の留意事項等の啓発を実施する。

3) 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

(関係部局等)

生活関連物資等の流通と価格の安定

県は、医薬品等、物資について、県内に安定的に供給が得られるよう事前に関連業者等との協力体制を構築する。この際、災害時の応援協定を締結している関連業者等については、協定の実効性を確保する。また、追加すべき業者があれば協定の締結を働きかける。(福祉保健部)

(ア) 県内の生鮮食料品等の安定供給

県は、新型インフルエンザ等対応マニュアルの作成等を農協、漁協等の関係団体へ周知・依頼する。(農林部、水産部)

(イ) 流通の監視

生活必需品の監視

県は、県内の物価動向について、総務省及び県が毎月実施している調査(調査数約500品目)結果を基に、データを整理した上で、本県の消費者物価指数を県ホームページ等で公表する。(県民生活部)

4) 行政サービスの維持

業務継続のための職員体制の全体計画の整備

(ア) 県は、初動部門の体制及び初動部門への応援及び後方支援体制の整備(保健所など初動及び交替の体制、部局間の調整)を行う。

(総務部、福祉保健部)

(イ) 県は、欠勤職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討(事業・事務の実施時期・内容の見直し等(中止、延期、縮小等))を行う。

(各部局)

感染予防のための職場での事前の措置

(ア) 県は、必要に応じて、以下の事前措置を講じる。(総務部)

- ・感染予防のためのマスク等の準備について情報提供
- ・感染予防措置についての意識啓発
- ・新型インフルエンザ等に関する知識の周知

- ・職員等に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう普及する
- ・感染拡大防止のための勤務体制の検討

(イ) 感染予防・感染拡大防止のための物品の備蓄

県は、マスク等の防疫資材の買い占め等による物品の不足が想定されるため、必要な防疫資材（マスク、手袋、石鹼及び手指消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等）をあらかじめ備蓄しておく。

（福祉保健部）

庁舎管理者は、共用場所において必要になる物品をあらかじめ備蓄しておく。

5) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市町は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決める

（福祉保健部）

6) 火葬能力等の把握

県は、国及び市町と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（県民生活部、福祉保健部）

7) 新型インフルエンザ等発生時の廃棄物の処理に関する対策

県は、廃棄物処理法上の適正な処理を行うため、必要に応じ、次の感染性産業廃棄物の処理対策を検討する。（環境部）

- ・感染性産業廃棄物の処理業者（収集運搬・処分）に対し、県内発生期には新型インフルエンザ等を含む感染性産業廃棄物を優先的に受託・処理するよう要請する。
- ・市町等の一般廃棄物焼却施設での感染性産業廃棄物の受け入れ処理について、市町等と検討する。

8) 物資及び資材の備蓄等⁴⁴

県、市町、及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

⁴⁴ 特措法第10条

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、人から人へ感染する新型インフルエンザ等の発生が確認され、早い段階で新型インフルエンザ等が世界に広がると言われている。
- ・このため、新型インフルエンザ等感染者の水際での侵入防止を徹底し、県内でのまん延を可能な限り防がなければならない。
- ・水際対策を構築するに当たっては、侵入防止対策並びに在留邦人対応等、国と密接に連携しなければならない。

目的：

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、事前の準備を先行的に進め、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、検疫所等国の機関とも連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報収集を行うとともに新型インフルエンザ等の県内侵入阻止のための体制整備に努め、予防対策の普及啓発と県民からの相談体制を強化する。
- 3) 県内発生した場合には早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について、的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、県民に準備を促す。
- 5) 国が検疫等の水際対策を実施することにより、県内での発生が遅れる間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民生活及び県民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種、パンデミックワクチンの接種準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

1) 方針

特措法に基づき、対策本部を設置し、全庁を挙げた対応を行う。対策本部は、収集した新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じてライフライン機能維持のための対策、施設を稼働するための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等の事項について検討を行う。また、市町及び事業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、新型インフルエンザ等患者の発生状況等を把握するため、情報連絡体制を速やかに確立し、必要な情報の提供を要請する。

さらに、入手した情報により新型インフルエンザ等に対する各種の計画及びマニュアルの見直しと修正を行い、実効性を確保する。

2) 体制強化等

県は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、情報の集約・共有・分析を行い、政府の初動対応方針について協議・決定がなされた場合には、必要に応じて「長崎県新型インフルエンザ等対策幹事会」等を開催する。(福祉保健部、危機管理監、各部局)

県は、政府対策本部が設置された場合、県行動計画に基づき、直ちに新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)を設置する。(福祉保健部、危機管理監、各部局)

県は、国の基本的対応方針に基づき、県の対応方針を決定し、国が基本的対応方針を変更した際は、必要に応じて県の対応方針を変更する。

(福祉保健部)

県は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる⁴⁵新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(福祉保健部)

県の体制

部局名	役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部を設置、運営 □ 対策本部員会議、幹事会等の開催

⁴⁵ ただし、り患した場合の病状の程度があらかじめ判明していることは少ないと考えられる。

部局名	役割
共通	<p>対策本部においては、新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有・分析、今後の対応方針について協議</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・部局等内に対策のための体制を整備（対策会議等の設置）情報の一元化、共有 ・部局内における情報の共有・分析 ・新型インフルエンザ等に関する情報（兆候を含む）の収集 ・国、市町、各部局等、関係機関、事業者等との連携と情報の共有 ・関係機関等の危機管理体制の確認 ・部局等の対応状況を対策本部事務局へ報告
<small>（対策本部事務局）</small> 危機管理監 福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部事務局の運営
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センター（保健所）を設置 ・帰国者・接触者外来の設置を要請
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等における新型インフルエンザ等対応の体制を整備
各振興局 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・地方対策本部の設置 <p>県の対策本部、市町等の対策本部と緊密な連携を図りつつ、対策を実施</p>

関係機関との連絡調整

対策本部は、市町、防災関係機関、ライフライン関係企業との連絡通報体制、相互協力体制を確立する。

福祉保健部は、医療機関の体制を確認し、必要に応じ協力を要請する。

また、検疫機関と連携する。

（２）サーベイランス・情報収集

１）方針

県は、引き続き県内発生に備え通常のサーベイランスを実施するとともに、国、所管団体、事業団体等を通じて、海外での発生状況、国内での発生の兆候、県民生活に影響を及ぼす社会・経済活動等の情報について主体的に情報収集を行う。（各部局等）

2) 情報の収集

県は、関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。(各部局等)

また、対応マニュアルの作成、業務従事に当たっての感染予防の注意事項の周知、普及啓発等を関係団体等へ要請する。

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ等	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の発生状況(外務省、厚生労働省等) ・各省庁の対応方針、状況 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況
	福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ・感染症発生動向調査システムを活用 ・国立感染症研究所との連絡体制を強化 ・保健所、環境保健研究センターとの情報の共有 ・市町との情報の共有の収集を強化
検疫情報	土木部 福祉保健部	・検疫体制、状況等
外国との定期便等の運行状況	土木部	・外国航路
海外に滞在している児童・生徒・職員の状況	総務部 教育委員会	・海外(特に発生国及び周辺国)に修学旅行、旅行、出張や派遣などで滞在している児童・生徒・職員の状況及び罹患状況(必要に応じ帰国指示の検討)
学校等の状況	危機管理監 総務部 こども政策局 産業労働部 農林部 教育委員会	・県立学校等、市町立学校、大学、私立学校等の状況

収集項目	担当	内容
社会福祉施設等、医療機関等	福祉保健部 こども政策局	・社会福祉施設等、医療機関及び医療関係職種の養成所等の状況
児童養護施設等	こども政策局	・児童養護施設等の状況等
海外渡航情報	総務部	(外務省からの情報収集)
事業所等の状況	共通	・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況
	文化観光物産局	(ジェットロ等からの関連情報の収集)
市町の状況	危機管理監 各振興局 保健所	・市町の取組状況(保健部門、危機管理部門)

3) 県内サーベイランスの強化

県は、市町、医師会、病院・診療所等及び消防本部等の協力を得て、次のサーベイランスを実施する。

引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。
(福祉保健部)

国の要請に応じて、新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ患者の臨床像を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する⁴⁶。(福祉保健部)

感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ様疾患の集団発生の把握を強化する。(総務部、教育庁)

引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集のサーベイランスを実施する。(環境部、農林部)

(3) 情報提供・共有

1) 方針

県は、海外の発生状況や感染防止対策について、県民はじめ、医療機関、事業者等に情報提供・共有を図る。(関係部局)

⁴⁶ 感染症法第12条

2) 情報提供

県は、国等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、速やかに医療機関、市町等の関係機関に提供する。

また、テレビ、新聞等のマスメディアや県のホームページなどの複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで広く県民や事業所に必要な情報を提供し、注意喚起を行う。

なお、情報提供のあり方等については、相談窓口寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。

(福祉保健部、関係部)

県は、市町に対して、Q&Aを配布し、「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置を要請する。なお、Q&Aは随時更新するものとする。(福祉保健部)

情報提供先

部局名	提供先	内容
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・海外での新型インフルエンザ等の発生状況 ・新型インフルエンザ等の具体的症状 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識 ・職場、業務従事に当たっての感染予防の注意事項 (県有施設の「指定管理者」への情報提供)
総務部	職員 大学 私立学校 出国者	(パスポート交付窓口において情報提供)
危機管理監	市町(危機管理担当) 消防本部	
	防災関係機関 ライフライン企業等	
企画振興部	公共交通機関	
文化観光物産局	県立美術館などの文化施設 観光業界 貿易関係団体 在留外国人	(相談窓口、電話等での問い合わせ対応)

部局名	提供先	内容
国体・障害者スポーツ大会部	スポーツ・レクリエーション関係団体	
環境部	上下水道事業者 環境関係団体	
福祉保健部	県民	(長崎県ホームページを通じた、最新情報の提供)
	社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する予防と対応の基礎知識 ・施設立入者の予防対策の徹底を要請 ・各施設での対応マニュアル作成の指導、確認 ・社会福祉施設等内で新型インフルエンザ等が発生した際のルール等
	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・診療対応医療機関等 ・新型インフルエンザ等患者診療対応医療機関及び医療提供のための臨時の施設
	日本赤十字社 長崎県支部	・新型インフルエンザ等に関する予防と対応の基礎知識
	高齢者、障がい者等	
	医師会 医療機関	(長崎県ホームページ及びメーリングリスト等を通じた、最新情報の提供)
こども政策局	児童福祉施設等 私立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する予防と対応の基礎知識 ・施設立入者の予防対策の徹底を要請 ・各施設での対応マニュアル作成の指導、確認 ・児童福祉施設等、私立幼稚園内で新型インフルエンザ等が発生した際のルール等
産業労働部	商工関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・予防策の周知 ・事業継続のためのマニュアル等の周知及び作成 ・商工関係団体等を通じて海外出張や貿易など海外企業活動への注意喚起

部局名	提供先	内容
水産部	水産関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防策の周知 ・ 新型インフルエンザ等対応マニュアルの周知及び作成 ・ 海外出張や貿易など海外活動への注意喚起
農林部	農林関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防策の周知 ・ 新型インフルエンザ等対応マニュアルの周知及び作成 ・ 海外出張や貿易など海外活動への注意喚起
農林部	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養鶏場における鳥インフルエンザサーベイランス結果の公表
土木部	港湾関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫機関等から受けた情報 (主要港湾関係者に提供)
	県営住宅管理者	(入居者へ周知)
出納局	指定金融機関	
教育委員会	県立学校等の児童生徒、保護者及び施設利用者 市町教育委員会	
各振興局 保健所	市町	
警察本部	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の防止に関する情報

広報

福祉保健部は総務部と連携し、県内での発生に備え、普及啓発をあらゆる手段を通じて行う。また、国の情報をベースとして、次の情報を得られる範囲内で記者発表、資料提供を行い、不安の解消及び注意喚起を迅速かつ正確に行う。

各部局等は、業務を通じて関係する機関にも普及啓発と注意喚起を行う。

広報すべき内容

項目	内容
海外での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ WHO及び厚生労働省のフェーズ4の宣言等 ・ 発生状況(国名、都市名) ・ 確定診断の状況 ・ 健康被害の状況(感染者数、死亡者数) ・ WHO等が公表する対応、予防方法(WHOが発生国へ)

項目	内容
海外での発生状況	の渡航自粛勧告を出していることを含む)等
(協力依頼) 県民・事業者への呼びかけ	・新型インフルエンザ等発生国への渡航自粛
(普及啓発) 個人・家庭・事業所での感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い・マスクの励行、「咳エチケット」、食糧・水・日用品の確保・備蓄、不要不急の外出の自粛 ・感染が疑われる時の対応 (帰国者・接触者相談センター(保健所)、帰国者・接触者外来) ・事業者向け対処方法〔社会的責任の重要性や事業継続するための方策(マニュアル作成)〕の周知
基礎知識	・新型インフルエンザ等一般、国・地方自治体の対策、県民の協力

広報の方法

ア) 広報の手段

項目	方法
記者発表、資料提供	・状況に応じて記者発表または資料提供
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県の新型インフルエンザ等対応」の開設 ・注目情報等でトップページへ頭出し ・上記「広報すべき内容に」挙げた項目を掲載
新聞、テレビ、ラジオ	・対策本部や関係課と調整しながら、契約広報枠を活用
パスポート申請窓口	・総務部は、新型インフルエンザ等発生国への渡航を希望する県民に対して、発生情報の提供、渡航の自粛の呼びかけ

イ) 報道機関への情報提供方法

県は、感染防止の観点から、状況に応じて情報提供のための調整を行う。

(総務部)

相談窓口

県民の新型インフルエンザ等に対する関心が高まり、海外での患者の発生

状況や国内、県内での状況及び感染予防対策等に関する相談が予想される。

県は、各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、新型インフルエンザ等に関する情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介等を行うことにより、県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。

(福祉保健部)

相談内容	担当部局等	想定される相談内容
医療	保健所	・発生状況、感染予防対策、専門的事項
食料	福祉保健部 農林部 県民生活部	・鶏肉・鶏卵等の生鮮食料品の安全性について (間違った風評等の流布が想定される)

在留外国人住民等への対応

県は、関連情報を多言語に翻訳し、ホームページを通じて提供する。

また、必要に応じて、在留外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。(総務部、文化観光物産局)

3) 情報共有

県は、国や関係機関等とのインターネット等を活用した双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、その内容を対策に反映し共有する。

(福祉保健部、関係部局)

また、国から配布される状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用し、相談体制の充実・強化を行う。(福祉保健部)

4) コールセンター等の設置

県は、国からのQ & A等の配布により、他の公衆衛生業務に支障を来たさないように、住民からの一般的な問い合わせに対応し、適切な情報提供を行うコールセンター等の設置を検討する。(福祉保健部、総務部)

(4) 予防・まん延防止

1) 方針

関係部局は、国内感染が拡大した場合の感染防止対策を準備する。また、新型インフルエンザ等の感染予防について県民への周知を徹底する。

2) 県内でのまん延防止対策の準備及び周知

県は、国と相互に連携し、新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚

接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、県内発生を早期探知するため、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。（福祉保健部）

県は、住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の標準的な感染予防策を周知徹底する。（福祉保健部）

3) 感染症危険情報の発出等

県は、WHOが感染症の危険情報を発信する前であっても、新型インフルエンザ等の発生が疑われ、国が感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航延期を勧告した場合には、これを周知する。（関係部局）

県は、WHOがフェーズ4を宣言した等、新型インフルエンザの発生が確認され、国が感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告した場合には、これを周知する。（福祉保健部）

県は、国が事業所に対し、発生国への出張を避けるよう要請した場合には、改めてこれを周知する。（関係部局）

4) 水際対策

福祉保健部、土木部は、国が行う水際対策に協力し、警察本部は、必要に応じて警戒活動等を行う。

発生疑いの場合の対策開始

新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表前であっても、国は、質問票の配布等により入国時の患者の発見に努め、その質問票等により得られる情報について、県は対策に活用する。

（福祉保健部）

検疫所との連携強化

(ア) 検疫所が、入国者に対して、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等を行う場合に備え、検疫所との連携を強化する。（福祉保健部、関係部局）

(イ) 検疫体制の強化に伴い、検疫等の円滑な実施を確保するため、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動を行う。

（警察本部）

(ウ) 県は、検疫の強化に伴い、市町、検疫所、その他関係機関と連携し、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための検査体制を速やかに整備する。（福祉保健部）

出国を希望する県民への対応

県は、外務省から情報を収集し海外への渡航者に対して、パスポートセ

ンター等において、新型インフルエンザの発生状況や、感染予防策等の情報を提供し、注意喚起を行う。同様に、市町に対し、パスポート窓口等における情報提供及び注意喚起を行い、渡航自粛の呼びかけを行う。

(総務部、文化観光物産局)

外国人の入国制限

(入国審査における措置)

県は、検疫所及び入管当局と密接に連携し、感染者のその後の入院等の措置等を適切に行う。(福祉保健部)

密入国者対策

(ア)県は、発生国からの密入国を想定し、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手した場合には、必要な感染防止策を講じた上で、所定の手続を行う。

(警察本部、福祉保健部)

(イ)県は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。(警察本部、土木部、水産部)

水際対策関係者の感染拡大防止策

県は、国からの要請に応じて、水際対策関係者について、個人防護具の着用、特定接種、患者からウイルスの曝露を受けた場合の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の必要な感染防止策を講じる。(福祉保健部)

5) 在外県民支援

県は、国等から、発生国に滞在する県民の安否等に関する情報を収集する。(文化観光物産局)

帰国を希望する在外県民への対応

県は、国が行う対応に可能な限り協力する。また、総務部は福祉保健部と連携し、ホームページを通じて在外県民に対して必要な情報の提供と呼びかけを行う。

患者発生国・地域から帰国した者は検疫ガイドラインに従うように指導する。また、新型インフルエンザ様症状を呈した場合には、直ちに帰国者・接触者相談センター(保健所)を通じて、指定された医療機関へ受診するよう周知する。(福祉保健部)

国が海外駐在員や海外出張者がいる事業所に対し、速やかに帰国させるよう要請した場合には、改めてこれを周知する。(関係部局)

6) 予防接種

ワクチンの供給

県は、国の基本的対処方針に基づき策定される供給量の計画等を踏まえ、医薬品卸業協会等と連携しワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

(福祉保健部)

接種体制

(ア) 特定接種

- ・ 県は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性等を踏まえて、国が基本的対処方針において、決定した特定接種の具体的運用（特定接種の総枠、対象、順位等）について、情報提供を行う。(福祉保健部)
- ・ 県は、国の方針を踏まえ、市町や県医師会等と連携し、登録事業者の接種対象者に、本人の同意を得て集団的接種を基本に行えるよう協力する。(福祉保健部)
- ・ 県及び市町は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民に対する予防接種

- ・ 市町は、新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合、速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の準備を進める。県は、事前に市町行動計画において定めた接種体制に基づき、これを支援する。(福祉保健部)

情報提供

県は、国が、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報を示した場合、これを周知する。

(福祉保健部)

モニタリング

特定接種を実施した場合、接種実施モニタリングを行うとともに、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価を行うため、これに協力する。

(福祉保健部)

7) 学校における感染予防

教育委員会は以下の対応を行う。なお、市町教育委員会や関係機関と連携を図り、適切な対策が実施されるようにする。また、大学、私立学校についても、関係部局で同様の要請を行う。

県教育委員会の体制及び対応

- ・ 対策会議の設置及び必要な対応の検討
- ・ 県立学校や市町教育委員会等との連携

- ・県福祉保健部等との連携
- 県立学校の体制及び対応
- ・情報収集・情報共有
 - ・マニュアル等の再確認
 - ・健康観察、患者発生報告等の連絡体制の再確認
 - ・留学や海外修学旅行についての再検討

8) 施設における感染予防

県は、管理又は関係する施設について、県内における新型インフルエンザ等患者発生に備えた対策を行う。(各部局等)

対象施設	関係部局	内容
共通	各部局	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・不特定多数の県民が利用する施設への周知
港湾	土木部	
学校以外の教育関係施設	文化観光物産部 国体・障害者スポーツ大会部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の教育関係施設等(美術館、博物館、図書館少年自然の家、総合体育館等)においては感染症の防止措置を講じるとともに、施設利用者へ周知等の対応
社会福祉施設等、医療関係職種の養成所	福祉保健部、こども政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等への要請 ・全職員に新型インフルエンザ等の情報を正確に伝達 ・職員に対して、職員・利用者の感染防御や健康状態の把握を行うよう、注意喚起 ・職員の発生地域への渡航の自粛 ・職員、利用者に新型インフルエンザ等と思われる症状が発生した場合は、速やかに帰国者・接触者相談センター(保健所)に相談するように指導 ・各施設に対応マニュアルを作成するよう指導 ・保育所・放課後児童クラブ等への要請市町児童福祉担当課へ感染拡大防止を要請

(5) 医療	
----------	--

1) 方針

県は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や濃厚接触者の診療のために、帰国者・接触者外来を設置する。

また、帰国者・接触者外来を有しない医療機関に新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、感染防止対策を行なった上で対応するよう周知する。さらに帰国者・接触者相談センターを設置する。

2) 新型インフルエンザの症例定義

県は、国から提供される新型インフルエンザ等の症例定義の情報を関係機関に迅速に提供する。(福祉保健部)

3) 医療体制の整備

県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、感染症指定医療機関等について、帰国者・接触者外来の設置を依頼する。(福祉保健部)

県は、感染症指定医療機関等での使用可能な病床数の確認を行う。

(福祉保健部)

県は、感染症指定医療機関等の準備状況(感染対策用資材、医療従事者など)を把握する。(福祉保健部)

県は、帰国者・接触者外来の設置箇所及び使用可能な病床情報を関係機関(医師会、医療機関、保健所、消防本部など)で共有する。

(福祉保健部)

県は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、感染症指定医療機関等以外の医療機関において、地域医師会等の関係機関の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。(福祉保健部)

県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(福祉保健部)

県は、各保健所設置の地域対策協議会において、大規模流行期等に診療施設・病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設利用の検討など地域の実情に応じた対策を検討する。(福祉保健部)

県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体については、環境保健研究センターにおいて、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所で、それを確認する。(福祉保健部)

救急機能の確保対策

(ア) 患者移送体制の確保

県は、事前に消防機関等関係機関と協議し、パンデミック発生時における患者の移送体制の確立を図る。(福祉保健部)

(イ) 救急出動

県は、県民に対し、ホームページやテレビ、ラジオ等により、インフルエンザ様症状の場合でも軽症の場合には、救急出動要請を控えるよう広報する。(危機管理監、福祉保健部、総務部)

(ウ) 患者の搬送

県は、新型インフルエンザ等の疑いのある患者の搬送に係る留意点について消防本部に情報提供を行うとともに、必要な報告を消防庁に行く。(危機管理監)

(エ) 救急機能の確保対策

県は、消防機関における業務継続計画(救急業務体制(計画))の再確認を各消防本部に依頼する。(危機管理監)

4) 帰国者・接触者相談センターの設置

新型インフルエンザ等の相談については、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、県民からの相談に対応する。(福祉保健部)

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(福祉保健部)

5) 医療機関等への情報提供

県は、国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療等に資する情報を医療機関等に迅速に提供する。(福祉保健部)

6) 検査体制の整備

県は、国から技術的支援を受け、環境保健研究センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の体制を再確認する。また、検査体制を維持するため、環境保健研究センターからの人材の応援要請があればすぐに対応できる体制を整える。(福祉保健部)

7) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

県は、卸売販売業者等の協力を得て、一般流通用の抗インフルエンザウイルス薬の在庫備蓄状況を把握する。

(福祉保健部)

県は、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、卸売販売業者等に対し、引き続き、適正な流通の確保を要請する。(福祉保健部)

発症又はその疑いがある者を把握した場合の処置

県は、県内の病院・診療所等に新型インフルエンザ等を疑われる者が受診した際は、感染症指定医療機関等に転院するよう周知する。また、新型インフルエンザ等疑い患者以外には、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう要請する。(福祉保健部)

県は、患者の同居者等の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者、現場で対応に当たる職員に対し、必要に応じ、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。(福祉保健部)

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

1) 方針

県は、生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関の確保への対策準備を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防対策を要請する。

特に、県民生活及び県民経済の安定の確保に関わる事業者等に対しては業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制への移行準備を要請する。

なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、国から出される勧告、通知等に留意する。(関係部局等)

2) 事業者の対応

事業者等の業務の継続

(ア) 事業者の対応

県は、事業者に対し、職場における感染予防策を講じ、従業員の健康管理を徹底するとともに必要に応じて事業継続に不可欠な重要業務への重点化の準備を行うよう要請する。(福祉保健部、関係部局)

(イ) 事業継続の要請

県は、所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるよう要請するとともに、厚生労働省、外務省が発信する新型インフルエンザ等情報への注意喚起文書を発出する。

産業労働部は、各事業者における事業継続のためのマニュアル等の作成を、商工団体等を通じ周知・徹底する。（関係部局等）

(ウ) 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。（福祉保健部）

(エ) 治安維持に係わる業務の継続

- ・危機管理監は、消防機関における業務継続計画（消火：救助業務体制（計画））及びその業務体制（計画）の再確認を各消防本部に要請する。

- ・警察官に対する研修

警察本部は、警察官に対し、新型インフルエンザ等に関する基礎知識、感染防止対策、対応時の留意事項等の啓発を徹底する。

ライフライン等の確保

県は、電力、ガス、水道、通信のライフライン関係事業者等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じるとともに、厚生労働省、外務省が発信する新型インフルエンザ等情報への注意喚起を依頼する。（関係部局等）

対象事業者	関係部局	取組内容
共通	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・海外発生地域からの旅行者や帰国者等が立ち寄り可能性のあるすべての施設に対し、海外における発生状況についての情報提供 ・感染の広がり状況、事業への影響について情報提供
電気事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・通常レベルの供給維持を要請 ・電気の供給維持
上下水道事業者	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者通常レベルの供給維持を要請 ・水道事業者施設運転に必要な資材薬品等の確保を要請 ・下水道の機能維持

対象事業者	関係部局	取組内容
ガス・L P 事業者	危機管理監	・通常レベルの供給維持を要請
通信事業者	危機管理監	・通常機能維持を要請
石油事業者	危機管理監	
食品販売事 業者等	農林部 水産部 文化観光物産局	・適正な食品流通の維持
物流	農林部 水産部 企画振興部 文化観光物産局	・緊急時の輸送の確保について、県トラッ ク協会に対し事前に協力要請

生活関連物資等の流通と価格の安定

福祉保健部は医薬品、県民生活部、農林部、水産部は生活関連物資等の円滑な流通を確保する観点から、関係団体等に情報提供と注意喚起を行う。

(ア) 県内の生鮮食料品等の安定的供給

ア) 関係団体との連携

農林部、水産部は、次の事項を行う。

- ・国内発生に備えて、農水関係団体に新型インフルエンザ等対応マニュアルの作成を周知・徹底するとともに、生産者等への注意喚起を要請する。
- ・農水関係団体と連携して、風評被害対策を検討する。

(イ) 生活必需品の監視

県は、県内の物価動向について、総務省及び県が毎月実施している調査（調査数約500品目）結果を基に、データを整理した上で、本県の消費者物価指数を県ホームページ等で公表する。（県民生活部）

公共交通の対策

県は、事業者に対して、新型インフルエンザ等に対する以下の対応準備を依頼する。（企画振興部）

(ア) 県計画に伴う行動等の周知、県からの要請等

(イ) 大規模流行期に備えての対策・検討

- ・職場内研修の実施（福祉保健部と連携）
- ・事業者マニュアルの作成
- ・大規模流行を想定したケースワークの実施
- ・マスク等の備蓄 等

治安対策

警察本部は、新型インフルエンザ等の海外での発生に伴い、感染予防資器材の活用等による感染予防対策を徹底した上で、必要な治安対策を講ずる。

【予想される主な警察活動】

- ・国際港湾、検疫所、停留場所等における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- ・感染者の密入国に対する警戒活動

3) 行政サービスの維持

業務継続のための職員体制の全体計画の整備

(ア) 行政活動の調整

県は、あらかじめ新型インフルエンザ等の県内における発生を想定し、各所管業務の優先順位化作業や部内各所属での応援体制を確認する。

(各部局等)

また、引き続き、欠勤職員の増加を想定した所管業務の取扱いの検討(事業・事務の実施時期・内容の見直し等(中止、延期、縮小等を含む。))を行う。

(イ) 勤務要員の確保

県は、要員の確認等を行う。(各部局等)

- ・要員が不足した場合に対応可能な職員等を確認するとともに、新型インフルエンザ等に感染した場合等における指揮命令系統等についても確認する。
- ・新型インフルエンザ等の感染が拡大した際に、要員となる職員に対しては、その旨を本人に通知する。他部局の職員にも、要員が不足した際の協力を要請する。

各部局等は、部局内における対応状況を対策本部事務局へ報告する。

職員等への感染予防のための事前措置

総務部、福祉保健部は、以下の措置を講じる。

(ア) 感染予防策の実施

ア) 普及啓発

新型インフルエンザ等感染予防のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、職員等に対して必要に応じて感染予防と感染拡大予防措置について意識啓発する。

イ) 情報の提供

職員に対して、新型インフルエンザ等に関する知識、感染予防対策、

海外発生地域、規模及び感染状況等の周知をする。

(イ) 職員管理

- ・総務部は発生国及びその周辺国への県職員の出張の自粛（禁止）の検討・指示（原則禁止）を行うとともに、各部局を通じ、発生国・周辺国に滞在する県職員へ発生情報及び感染予防方法を周知、注意喚起する。
また、感染拡大防止のための勤務体制を検討する。
- ・各部局等は、発生国・周辺国に滞在する職員の罹患状況及び出勤状況等を把握する。
発生の状況等を勘案して帰国の指示を判断する。
- ・各部局等は、国際交流事業をはじめとした各種事業等に伴う新型インフルエンザ等発生国への渡航を自粛する。
- ・各所属長は、職員（家族を含む。）の新型インフルエンザ等発生国への渡航状況を確認するとともに、渡航歴のある職員等で、新型インフルエンザ様症状がある場合は、帰国者・接触者相談センター（保健所）に電話し、帰国者・接触者相談センター（保健所）から指定された医療機関を受診するよう指導する。
- ・総務部は、各所属長に対して、以下について指導するよう周知する。
新型インフルエンザ等発生地域等から帰国した者と接触した後に新型インフルエンザ等の感染が疑われる症状（38度以上の発熱、せき、全身けん怠感等）がある職員には、帰国者・接触者相談センター（保健所）への電話相談を行うよう指導する。
不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出自粛を指導する。

4) 遺体の火葬・安置

県は、国の要請を踏まえ、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。

また、火葬の際に必要な柩等の消耗品確保に関し、市町と情報共有を図る。（県民生活部、福祉保健部）

5) 廃棄物の処理に関する対策

県は、廃棄物処理法上の適正な処理を行うため、必要に応じ、次の感染性産業廃棄物の処理対策を検討する。（環境部）

- ・感染性産業廃棄物の処理業者（収集運搬・処分）に対し、県内感染期には新型インフルエンザ等を含む感染性産業廃棄物を優先的に受託・処理する

よう要請する。

- ・市町等の一般廃棄物焼却施設での感染性産業廃棄物の受け入れ処理について、市町等と検討する。

<p>県内未発生期</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性があり、感染の範囲が非常に限られている段階。県内における発生は避けられず、時間の問題である。
<p>目的：</p> <p>県内発生に備えた体制を維持する。</p>
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続し、新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう体制を整備する。 2) 国と連携し、国内外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を積極的に収集する。 3) 県内発生した際に早期に発見できるサーベイランス・情報収集体制を維持する。 4) 国内外の発生状況について注意喚起を行うとともに、県内発生に備え的確な情報を提供し、市町、医療機関、事業者、県民に引き続き感染防止対策の準備を促す。

(1) 実施体制	
----------	--

1) 方針

県は、海外発生期に引き続き、対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、対策を決定する。

また、収集した新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図り、県内発生 of 監視を続ける。

ライフライン機能維持のための対策については、施設の稼働のための要員確保、職員の感染予防策、物資の確保等を行う。

さらに、市町及び事業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、県民生活の安定、新型インフルエンザ等患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請する。

2) 県の体制

部局名	役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の運営 <ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部員会議、幹事会等の開催 ○ 対策本部においては、新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有・分析 ○ 今後の対応方針について協議 ・ 部局等内に対策のための体制を継続情報の一元化、共有 ・ 部局内における情報の共有・分析 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報（県内兆候を含む）の収集 ・ 国、市町、各部局等、地域機関、関係機関、事業者等との連携と情報の共有 ・ 関係機関等の危機管理体制の確認 ・ 部局等内の対応状況を対策本部事務局へ報告
（対策本部事務局） 危機管理監 福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部事務局の運営
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者・接触者相談センター（保健所）の運営 ・ 帰国者・接触者外来設置運営のための調整
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立学校等における新型インフルエンザ等対応の体制を継続
各振興局 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方対策本部の運営 ○ 県の対策本部、市町等の対策本部と緊密な連携を図りつつ、対策を実施

対応方針の検討

対策本部は、新型インフルエンザ等の発生位置、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針について協議する。

部局等	検討すべき内容	
共通	感染防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内へのウイルス感染拡大防止対策 ・ 患者対策 ・ 社会機能の維持

部局等	検討すべき内容	
共通	社会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続等 ・ 連絡体制の強化 ・ 社会混乱の防止対策 ・ 関係機関、団体等が主催する不特定多数の「人が集まる事業、行事等」の自粛の要請
	県業務の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内緊急連絡網の再確認 ・ 感染流行地域と関連する事業の取扱い ・ ウイルス侵入水際防止対策、疫学調査及び封じ込め対策の準備への職員の優先配置 ・ 県民生活に必要な業務等への職員の優先配置 ・ 他部局等からの職員の応援要請 ・ 業務の優先順位を付け、必要に応じた業務の中止 ・ 「人が集まる事業、行事等」の開催の自粛
	職員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局内(職場内)の職員感染者(欠勤等)の増加に伴う部内の業務執行体制の維持、確保の実施 ・ 感染者、感染が疑われる職員の出勤の自粛
	関係機関の体制の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局内の各所属での情報共有、連絡調整体制の把握
福祉保健部 総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疫学調査に対する動員(応援)体制の調整 <p>新型インフルエンザ等罹患患者に対して管轄保健所が実施する疫学調査(感染源・感染経路等の究明、罹患患者に対する接触者の把握等)において、福祉保健部内での人員調整によっても必要な人員が不足する場合は、対策本部と調整を行う。</p>	
危機管理監 総務部 こども政策局 産業労働部 農林部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等の情報収集の強化と感染防止対策の強化(要請) 	
福祉保健部 こども政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人、社会福祉施設の危機管理体制の確認を要請 ・ 市町へ保育所・放課後児童クラブ等の危機管理体制の確認を要請 ・ 医療関係職種養成所の危機管理体制の確認を要請 	

関係機関との連絡調整

対策本部は、市町、防災関係機関、ライフライン関係企業との連絡通報体制、相互協力体制を確立する。

また、国内発生状況について、近隣県との情報共有を行う。

福祉保健部は、医療機関、医師会及び病院協会の体制を確認し、必要に応じ協力を要請する。さらに、検疫機関と連携する。

3) 緊急事態宣言の措置

緊急事態宣言

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、国会に報告する⁴⁷。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

⁴⁷ 特措法第 32 条

新型インフルエンザ等が世界の何れかの場所で発生した場合、海外の症例やWHO の判断も踏まえ、まず感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生の公表が厚生労働大臣により行われる。その後、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合に、緊急事態宣言を行うか否かの判断が求められることとなるが、その時点ではある程度の症例等の知見の集積が得られていることが通常考えられる。そのため、緊急事態宣言の要件である特措法第32 条第 1 項の「国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、重症症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）が通常のインフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められる場合とし（特措法施行令第6 条第1 項）、その運用に当たって海外及び国内の臨床例等の知見を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

特措法第 32 条第 1 項の新型インフルエンザ等の「全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件」としては、疫学調査の結果、報告された患者等が感染した経路が特定できない場合又は上記のほか、患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由がある場合とし（特措法施行令第 6 条第 2 項）、その運用に当たって感染症法第 15 条に基づく患者等に関する積極的疫学調査の結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で評価する。

新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行う。

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。

市町対策本部の設置

市町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町対策本部を設置する⁴⁸。

(2) サーベイランス・情報収集

1) 方針

県は、県内での新型インフルエンザ等感染防止のため、発生状況あるいは兆候に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、県民生活に影響する状況あるいは兆候を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。

(各部局等)

このため、あらかじめ確認した情報連絡システムにより、市町、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行う。

2) 情報の収集

県は、関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。(各部局等)

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ等	福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ・ 感染症発生動向調査システムを活用 ・ 国立感染症研究所との連絡体制を強化 ・ 保健所、環境保健研究センターでの情報共有 ・ 市町との情報の共有

⁴⁸ 特措法第36条

収集項目	担当	内容
検疫情報	土木部 福祉保健部	・検疫体制、状況等
ライフラインの状況	危機管理監 環境部	・電気、ガス、上下水道、通信の状況
食料	県民生活部 農林部 水産部	・物価動向 ・農水産物の生産・流通状況
交通機関の状況	企画振興部 交通局	・公共交通機関の運行状況
学校等の状況	危機管理監 総務部 こども政策局 産業労働部 農林部 教育委員会	・感染症の発生状況及び臨時休業等の措置の実施状況
社会福祉施設、医療機関等の状況	福祉保健部 こども政策局	・社会福祉施設等、医療機関等及び医療関係職種の養成所等の状況
事業所等の状況	共通	・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況
市町の状況	危機管理監 各振興局 保健所	・市町の取組状況(保健部門、危機管理部門)

3) サーベイランス

県は、国の要請等を踏まえ、引き続きインフルエンザに関する通常のサーベイランス、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を実施する。

(福祉保健部、こども政策局、教育庁、総務部)

検査体制の確保

福祉保健部は、インフルエンザウイルスの検査体制を強化するため、必要に応じて環境保健研究センターの人的要員を確保する。

(3) 情報提供・共有

1) 方針

県は、国内での新型インフルエンザ等の発生状況や対策状況について、迅速に分かりやすく情報提供・共有を図る。(福祉保健部)

2) 情報提供

県は、国からの新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、速やかに医療機関、市町等の関係機関に提供する。

また、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と感染予防策(手洗い、マスク着用、咳エチケット等の励行)など分かりやすく、県民や事業所に必要な情報を提供し、感染症予防策を実施するよう改めて要請する。(福祉保健部、関係部局)

県は、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(福祉保健部、教育庁、関係部局)

情報提供のあり方等については、相談窓口寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。

(福祉保健部、関係部局)

各部局からの提供先

部局名	提供先	内容
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・国内での新型インフルエンザ等の発生状況 ・新型インフルエンザ等の具体的症状 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識 ・職場、業務従事に当たっての感染予防の注意事項、注意喚起 ・相談窓口の設置状況 (県有施設の「指定管理者」への情報提供)

部局名	提供先	内容
危機管理監	市町（危機管理担） 消防本部	
	防災関係機関 ライフライン企業等	
総務部	職員、大学、私立学校	
	出国者	（パスポート交付窓口において情報提供）
企画振興部	公共交通機関	
文化観光物産局	県立美術館などの文化施設 観光業界 貿易関係団体	・ 予防策の周知 ・ 国内及び海外の発生状況
	在留外国人	（相談窓口、電話等での問い合わせ対応）
国体・障害者スポーツ大会部	スポーツ・レクリエーション関係団体	
県民生活部	消費者	（ホームページへ掲載） ・ 風評被害対策の実施
環境部	上下水道事業者 環境関係団体	
福祉保健部	県民	（長崎県ホームページを通じた、最新情報の提供）
	社会福祉施設等	・ 新型インフルエンザ等に関する予防と対応の基礎知識 ・ 施設立入者の予防対策の徹底を要請 ・ 各施設での対応マニュアル作成の指導、確認
	消防本部	・ 診療対応医療機関等 ・ 新型インフルエンザ等患者診療対応医療機関及び医療提供のための臨時の施設

部局名	提供先	内容
福祉保健部	日本赤十字社 長崎県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での発生状況 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対応の基礎知識
	高齢者、障がい者、乳幼児等	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する予防と対応の基礎知識 (民生委員、関係者団体等へ県内発生状況の周知)
	医師会	(長崎県ホームページ及びメーリングリスト等を通じた、最新情報の提供)
こども政策局	児童福祉施設等 私立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等に関する予防と対応の基礎知識 ・施設立入者の予防対策の徹底を要請 ・各施設での対応マニュアル作成の指導、確認
産業労働部	商工関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・予防策の周知 ・事業継続のためのマニュアル等の作成の徹底 ・国内及び海外の発生状況
水産部	水産関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・予防策の周知 ・新型インフルエンザ等対応マニュアルの作成の徹底 ・国内及び海外の発生状況
農林部	農林関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・予防策の周知 ・新型インフルエンザ等対応マニュアルの作成の徹底 ・国内及び海外の発生状況
土木部	港湾関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫機関等から受けた情報 (主要港湾関係者に提供)
	県営住宅管理者	(入居者へ周知)
出納局	指定金融機関	

部局名	提供先	内容
教育委員会	県立学校等の児童生徒、保護者及び施設利用者 市町教育委員会	
各振興局 保健所	市町	
警察本部	県民	・混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の防止に関する情報

広報と相談窓口の設置

(ア) 広報

福祉保健部等は総務部と連携し、引き続きあらゆる手段を通じて普及啓発を行うとともに、国（厚生労働省）の情報を基礎として、国内での発生情報を得られる範囲内で記者発表を行い、不安の解消、注意喚起を迅速かつ正確に行う。

各部局等は、業務を通じて事業者等に感染防止対策及び事業継続について注意喚起を行う。

(イ) 広報すべき内容

項目	内容
国内での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・感染したと思われる国名 ・滞在期間 ・居住市郡名、性別、年齢等の基本情報 ・患者や濃厚接触者に対する県の対応（患者の入院勧告措置、濃厚接触に対するタミフルの予防投薬、10日間の健康監視、外出の自粛等） ・その他、疫学調査から判った安心情報 ・不特定多数の者との接触機会の有無と、接触があったと考えられる時の接触機会の状況 ・接触者の健康状況 ・感染様式 ・日頃からできる感染予防方法等
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活への影響

項目	内容
県民・事業者への呼びかけ(協力依頼)	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生地域への旅行・出張等の自粛 ・新型インフルエンザ等の発生状況、県民生活への影響軽減や社会活動維持のための対策、まん延防止のための外出の自粛、休業 ・集会等の自粛よびかけ等
(普及啓発)個人・家庭・事業所での感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い・マスクの励行、「咳エチケット」、食糧・水・日用品の確保・備蓄 ・感染が疑われる時の対処(帰国者・接触者相談センター(保健所)、帰国者・接触者外来) ・事業者向け対処方法〔社会的責任の重要性や事業継続するための方策(マニュアル作成)〕の周知
基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等一般、国・地方自治体の対策、県民の協力

広報の方法

(ア) 広報の手段

項目	方法
知事記者会見	(国内発生に対する緊急メッセージ)
記者会見、資料提供	・毎日、記者会見または資料提供
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等関連トピックスの設定 ・状況に応じて内容を随時更新 ・上記「(イ) 広報すべき内容」に挙げた項目を掲載
新聞、テレビ、ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に対する放送の緊急要請 ・対策本部や関係課と調整しながら、契約広報枠を活用
チラシ、新聞折込	・緊急に実施

(イ) 報道機関への情報提供方法

総務部は、感染防止の観点から、情報提供は基本的に各社へのFAX及びメールを併用し、状況に応じて情報提供のための調整を行う。

相談窓口

県民の新型インフルエンザ等に対する関心が高まり、国内、県内での発生状況及び感染予防対策等に関する相談の増加が予想される。

県は、帰国者・接触者相談センター(保健所)において、新型インフルエンザ等に関する情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介等を行うことにより、県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努め

る。(福祉保健部)

県は、増加が予想される電話に対応するため、必要に応じて帰国者・接触者相談センター(保健所)への人的応援及び応援の調整を行う。

(Q & Aによる一般的な対応や関係事務所の連絡先の紹介などを行う。)

(各振興局)

県は、必要に応じてそれぞれの業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を設置する。(各部局等)

相談内容	担当部局等	想定される相談内容
医療	保健所	・発生状況、感染予防対策、専門的事項
食料品	福祉保健部 農林部 水産部 県民生活部	・鶏肉・鶏卵等の生鮮食料品の安全性について (間違った風評等の流布が想定される) ・農水産物の生産・流通状況
経営相談・金融支援	産業労働部 農林部 水産部	・関係団体等と連携して、発生地域との取引など影響ある農水商工事業者への相談対応 (取引への注意喚起)

在留外国人住民等への対応

県は、関連情報を多言語に翻訳しホームページを通じて提供する。また、必要に応じて、在留外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。

(文化観光物産局、総務部)

3) 情報共有

県は、国や関係機関等とのインターネット等を活用した双方方向の情報共有を強化し、対策に反映する。(福祉保健部、関係部局)

4) コールセンター等の体制充実・強化

県は、国から配布される状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用し、コールセンター等の相談体制の充実・強化を行う。(福祉保健部)

(4) 予防・まん延防止

1) 方針

県は、県内発生に備え、感染者の早期確認及び医療の確保を行う。また、県民への感染予防についての啓発を徹底して行う。(関係部局)

2) 県内でのまん延防止対策

県は、住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策を改めて勧奨する。(福祉保健部)

県は、患者への対応(治療・入院勧告等)や患者の濃厚接触者等への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。(福祉保健部)

県は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染予防策を強化するよう改めて要請する。(福祉保健部、関係部局)

高齢者、障がい者、乳幼児等への支援

(ア) 県は、在宅の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する必要な支援について、市町と情報交換を行う。(福祉保健部)

(イ) 県は、国の要請を踏まえ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における催物等の感染予防策を強化するよう要請する。(福祉保健部、関係部局)

食料、生活必需品等の購入困難な家庭への支援準備

県は、市町からの要請に備え、「災害時の協定を締結している事業者」等から食料調達の準備を行う。(福祉保健部)

県は、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、職場においては、感染予防策の徹底を要請する。(福祉保健部、関係部局)

県は、公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講じるよう要請する。(関係部局)

イベント等の自粛

県は、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、他都道府県からの参加が明らかに見込まれない地域限定的なイベントを除き、県が実施する集客イベント及び集会等について開催を自粛する。(各部局等)

施設における感染防止

県は、管理又は関係する施設について、県内での新型インフルエンザ等患者発生に備えた対策を行う。(各部局等)

対象施設	関係部局	内容
共通	各部局	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止策の管理者への要請と施設利用者への周知 ・不特定多数の県民が利用する施設への周知

対象施設	関係部局	内容
港湾	土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の事業所、営業所等の感染状況を把握し、利用者に情報提供 ・事業者において、運行の是非を判断
学校以外の教育関係施設	文化観光物産局 国体・障害者スポーツ大会部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校以外の教育関係施設（美術館、博物館、図書館、少年自然の家、総合体育館等）においては、感染防止措置を強化するとともに、施設利用者への周知等対応を強化する。感染拡大防止のための臨時休館等を検討 職員のマスク利用、手洗いの励行を徹底
社会福祉施設等	福祉保健部 こども政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供を行い、以下の事項を要請する。また、市町児童福祉担当課に対し、管内の保育所・放課後児童クラブ等へ適切な対応を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制の確認 ・利用者の家族への情報提供 ・施設内での感染拡大予防のための措置 施設運営体制の整備と必要な事項の指示徹底

学校の対応

教育委員会は以下の対応を行う。なお、市町教育委員会や関係機関と連携を図り、適切な対策が実施されるようにする。また、大学、私立学校についても、関係部局で同様の要請を行う。

(ア) 県教育委員会の体制及び対応

- ア) 対策会議における必要な対応の検討
- イ) 県立学校や市町教育委員会等との連携
- ウ) 県福祉保健部等との連携

(イ) 県立学校の体制及び対応

- ア) 健康観察（早期発見）
- イ) 患者発生時の報告と出席停止措置
- ウ) 患者発生時の臨時休業措置
- エ) 国内修学旅行についての再検討

3) 水際対策

方針

県は、海外あるいは県外で新型インフルエンザ等が発生した場合、国と

連携してウイルス感染者の水際での侵入防止に努力し、併せて県内へのウイルスの侵入を可能な限り遅らせる。(各部局等)

出国を希望する県民への対応

県は海外渡航情報をはじめ外務省から情報を収集するとともに、情報提供・注意喚起を継続する。(文化観光物産局、総務部)

パスポート交付窓口において発生の情報提供・注意喚起を行う。

帰国を希望する在外県民への対応

県は国が行う対応に可能な限り協力する。また、総務部は福祉保健部と連携し、ホームページを通じて在外県民に対して必要な情報の提供と呼びかけを行う。

患者発生国・地域から帰国した者は水際対策に関するガイドライン等に基づき、指導する。新型インフルエンザ様症状を呈した場合には、直ちに帰国者・接触者相談センター(保健所)に連絡し、保健所は、指定された医療機関を受診するよう指導する。(福祉保健部)

発症又はその疑いがある者を把握した場合の処置

県は、県内の病院・診療所等で新型インフルエンザ等に感染したと疑われる者を診察した場合は感染症指定医療機関等に転院するよう周知する。

(福祉保健部)

県は、交通事業者及び施設管理者に対して、長崎県に向かう公共交通機関において、インフルエンザ様症状を有する患者の情報がもたらされた場合には、保健所及び検疫所の指導に従い、検疫・交通事業者・施設管理者と連携して消毒・有症者の隔離場所の確保等の必要な防疫措置、従事者の感染防止対策を実施するように要請する。

(企画振興部、福祉保健部、土木部)

交通機関への対応

県は、長崎県に向かう交通機関を管理する機関等との連絡体制と具体的手順を確認する。(関係部局)

4) 重点的感染拡大防止策

県は、新型インフルエンザ等の重点的感染拡大防止策が隣接する県で行われる場合には、県民への情報提供を行い、不安の除去と注意喚起を行う。

また、当該県に対する可能で必要な協力を行う。この際、隣接県の地域対策等により生活上の支障が生じる地区が発生した場合は、該当市町と連携し、必要かつ可能な支援を行う。(危機管理監、福祉保健部)

5) 予防接種

(特定接種)

県は、国の基本的対処方針を踏まえ、引き続き国が行う特定接種に協力する。(福祉保健部)

(住民接種)

住民への接種順位については、国の方針により、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位が決定され、接種が開始される。

県は、国の要請により市町からパンデミックワクチン接種に関する情報を収集し、国に報告する。(福祉保健部)

市町は、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(福祉保健部)

6) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

(ア) 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町単位、県内のブロック単位)とすることが考えられる。(関係部局)

(イ) 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。(関係部局)

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(ウ) 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第 45 条第 2 項に

に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

市町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

1) 方針

県は、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していることから、引き続き帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターを設置し、感染者の早期確認及び医療体制を確保する。(福祉保健部)

2) 医療体制の整備

県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。(福祉保健部)

県は、医療機関での二次感染予防対策の徹底について、各医療機関へ周知するとともに県医師会等への情報提供及び協力要請(大規模流行に備えて医療従事者の確保など)を行う。(福祉保健部)

県は、各医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等と疑われる場合には、直ちに帰国者・接触者相談センター(保健所)に連絡するよう要請し、当該者に対しては、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等への入院措置を行い、確定診断を行う。(福祉保健部)

医薬資材の確保

県は、必要なマスク等防疫資材の確保を行う。(福祉保健部)

3) 患者への対応等

県は、国と連携し、必要と判断した場合に、当座、国立感染症研究所及び環境保健研究センターにおいて、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の

確定検査を行い、環境保健研究センター単独で確定検査が可能となった時点で、環境保健研究センターで確定検査を行う。

全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(福祉保健部)

救急業務体制の強化

(ア) 患者移送体制の確保

県は、消防機関等と、パンデミック発生時における患者の移送体制を再確認する。(福祉保健部)

(イ) 救急機能の確保対策

ア) 県は、各消防本部が作成した業務継続計画(救急業務体制(計画))に基づき、救急業務体制の強化を各消防本部に依頼する。

また、消防職員(救急隊員)の感染状況について県に報告し、感染が広がった場合に勤務ローテーションの変更、他部署の職員転用等消防・救急業務に支障が生じない措置を講じるよう依頼する。(危機管理監)

イ) 各消防本部に対する救急隊員への感染防止策の徹底

県は、新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。)に濃厚接触した救急隊員等でプレパンデミックワクチンを未接種で、かつ十分に感染防御せず暴露した恐れがある場合には帰国者・接触者相談センター(保健所)に連絡するよう各消防本部に依頼する。

県は、各消防本部に対し、職員の健康状況を確認し、38度以上の発熱及び急性呼吸器症状を発症した職員には帰国者・接触者相談センター(保健所)に連絡するとともに、出勤を控えるよう指導すること、外部の人と接触する場合には感染防止のためマスクを着用すること等の感染防止対策の徹底を依頼する。(危機管理監)

4) 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、国からの新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者へ迅速に提供する。(福祉保健部)

5) 抗インフルエンザウイルス薬

県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。(福祉保健部)

県は、長崎県医薬品卸業組合と連携し、流通在庫の確認や偏在を防止し、安定供給を図り、適正な流通を確保する。(福祉保健部)

6) 医療機関・薬局における警戒活動

警察庁の指導・調整のもと警察本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

7) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。⁴⁹

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

1) 方針

県は、生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防対策を要請する。

特に、県民生活及び県民経済の安定の確保に関わる事業者等に対しては業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制への移行を要請する。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、政府等から出される勧告、通知等に留意する。(関係部局等)

2) 事業者の対応

県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。(関係部局)

事業所等の業務継続

(ア) 業務継続の要請

⁴⁹ 特措法第47条

県は、所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じる。(関係部局等)

県は、指定地方公共機関関係団体等を通じて、事業継続のためのマニュアル等に基づく、感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。

また、関係団体等と連携して農水関係業者、商工業事業者の相談窓口を設置する。(産業労働部等)

(イ) ライフライン等の確保

県は、ライフライン等の確保に努め、社会生活に与える影響を最小限にし、県民生活の維持に努める。(関係部局)

ア) ライフライン事業者等への要請等

ライフライン事業者等	担当部局	取組内容
電気事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の健康管理の徹底と、安定した電力供給体制の維持を要請 ・職員の健康管理を徹底し、電気の供給維持
上下水道事業者	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町水道局等に対し、事業の維持に必要な措置の徹底(運転要員の確保、施設運転に必要な資材の確保)を要請 ・職員の健康管理を徹底し、上水・工業用水の供給維持 ・下水道の機能維持
ガス・LP事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に、通常レベルの供給維持を要請
通信事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・通常機能の維持を要請
石油事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・県石油商業組合を通じ、傘下組合員に対し、今後の協力を要請
食料販売事業者等	農林部 水産部 文化観光物産局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体を通して、食料品、生活必需物資等の確保と円滑な提供を要請する。

ライフライン事業者等	担当部局	取組内容
物流	農林部 水産部 企画振興部 文化観光物産局	・長崎県トラック協会に対し、今後の協力を要請

イ) ライフライン事業者等への要請内容(項目別)

事業継続	・業務を継続する観点から、指揮命令系統の設定や業務交代(勤務形態の変更)、補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制への移行の準備を要請
情報収集及び周知	・国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関、地方公共団体や世界保健機関(WHO)等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、社内外に迅速かつ適切に周知
職場内での感染拡大予防のための措置	・職場内での感染予防のために、従業員等に対して必要な措置等を講ずる
海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置	・海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年8月12日改訂、労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、職場として、必要な措置等を講ずる
従業員等への予防的措置のための知識の啓発	・新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて新型インフルエンザ等の知識について啓発

生活関連物資等の流通と価格の安定

県は、一時的な生活関連物質等の不足が予想されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。

(福祉保健部、県民生活部、企画振興部、文化観光物産局等)

(ア) 安定供給の要請

ア) 農水関係団体への要請

農林部、水産部は、以下の事項を要請する。

- ・生産、流通、販売段階での感染予防対策の徹底
- ・流通量の確保
- ・市場機能の維持
- ・流通（輸送）手段の確保

(イ) 流通の監視

ア) 生活必需品の監視

県民生活部は、県内の物価動向について、総務省及び県が毎月実施している調査(調査数約500品目)結果を基に、データを整理した上で、本県の消費者物価指数を県ホームページ等で公表する。

公共交通の対策

(ア) 事業者への要請

県は、事業者に対して、国内発生地域の状況を情報提供し、発生地域への運行の際は十分な感染防止対策をとるよう依頼する。

(その他上記、2)(イ)イ)の内容についても要請を行う。)

(企画振興部)

(イ) 公共交通機関の利用者に対する広報への協力依頼

県は、政府が国民に対して、マスクの着用や不要不急の外出を控えること、手洗い及び咳エチケットの励行などを呼びかけるのにあわせて、鉄道駅構内、バスターミナル、旅客船ターミナル、鉄道車両内、バス車両内、旅客船内など、公衆の目に触れる場所で、ポスター類の掲示、構内放送及び車内放送などにより利用者に対し、マスクの着用等を周知することを事業者団体等に対し協力依頼する。(企画振興部)

(ウ) 専門家等の意見をふまえた措置の周知

県は、専門家等から利用者間の感染を減じる方策について提言され対策本部において当該対策が有効であると判断された場合には、国の施策と連携し、事業者団体等に対する当該措置の実施の協力を依頼する。

(企画振興部)

(エ) 検疫所・保健所の指導に従った対応の要請

県は、事業者団体等に対して、検疫所及び保健所の指導に従うとともに、国内発生期に応じて協力を行うよう要請する。(企画振興部)

治安対策

(ア) 警察の活動

警察本部は、新型インフルエンザ等の国内での発生に伴い、感染予防資器材の活用等による感染予防対策を徹底した上で、必要な治安対策を講ずる。

【予想される主な警察活動】

- ・ 国際港湾、検疫所、停留場所等における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- ・ 感染者の密入国に対する警戒活動
- ・ 医療機関における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- ・ 社会的混乱に乗じた犯罪等の予防及び取締り

(イ) 消防団に対する要請

県は、各市町を通じて消防団に対し、38度以上の発熱及び急性呼吸器症状を発症した団員には帰国者・接触者相談センター（保健所）に電話するとともに、出勤を控えるよう指導すること、外部の人と接触する場合には感染防止のためマスクを着用すること等の感染防止対策の徹底を要請する。

各市町として、感染が広がった場合に消防・水防活動に支障が生じない措置を講じるよう要請する。（危機管理監）

3) 県民・事業者への呼びかけ

県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（関係部局）

4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国からの当該事業継続のための法令に係る運用の情報について、周知する。（関係部局）

電気及びガス並びに水の安定供給⁵⁰

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれそ

⁵⁰ 特措法第52条

の業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定地方公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

運送・通信・郵便の確保⁵¹

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(関係部局)

緊急物資の運送等⁵²

(ア) 県は、国と連携し緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(関係部局)

(イ) 県は、国と連携し緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

(関係部局)

(ウ) 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、国と協議の上、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(関係部局)

生活関連物資等の価格の安定等

県は、国からの情報やと市町と連携し、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があるこ

⁵¹ 特措法第53条

⁵² 特措法第54条

とから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)

犯罪の予防・取締り

警察本部は、警察庁の指導・調整のもと、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

5) 行政サービスの維持

方針

県は、感染者拡大による欠勤職員増加を想定し、各部局において業務継続計画等に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。状況に応じて、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止及び感染者拡大による欠勤職員の増加に対する部内の業務維持対策(各課室において業務に優先順位を付け、必要な業務の維持)を実施する。(各部局等)

業務継続のための職員体制の全体計画の整備

県は、県庁の業務継続体制の整備を行う。(総務部)

(ア) 業務継続の体制

ア) 初動部門の体制及び初動部門への応援及び後方支援体制の整備

保健所など初動及び交替の体制、部局間の調整

イ) 長期化、感染拡大に備えた全庁の体制の整備

他県との職員の派遣・受入を含めた体制の整備

ウ) 各部局の業務縮小・延期・中止計画のとりまとめ及び対策本部への提出

(イ) 市町の支援

県は、必要な場合、市町に対する人的支援を検討する。(総務部)

ア) 市町等からの職員派遣要請に対する県職員の派遣の検討・実施

イ) 状況によっては、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しの検討

職員等の感染予防のための措置

県は、以下の措置を講じる。(総務部、福祉保健部)

(ア) 感染予防の実施

ア) 普及啓発

・ 新型インフルエンザ等への感染を未然に防止するため、職員(家

- 族を含む。)に対するインフルエンザ感染防止対策の励行の指導
- ・手洗い、消毒、咳エチケットの励行等について、職員及び家族に対する各種感染防止対策の徹底
 - ・新型インフルエンザ等に関する職員からの問い合わせに対応する相談窓口等を設置し、予防策(手指消毒、廃棄物の措置方法等を含む)の周知徹底及び新型インフルエンザ等に関する基礎知識を掲載する等職員への意識啓発を強化

イ)情報の提供

- ・全職員へ発生情報を周知して注意喚起
- ・海外に滞在している県職員への国内状況の周知

(イ)職員管理

県は、職員の勤務管理による感染予防強化を行う。(総務部)

- ・職員等の感染状況を確認し、職員に新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合の帰国者・接触者相談センター(保健所)への連絡及び健康相談窓口の開設
- ・発生都道府県へ出張・旅行歴のある職員等の健康状態の把握及び必要に応じて医療機関での受診の指導
- ・発生地域に勤務する県職員の罹患状況の把握
- ・感染拡大防止のための勤務体制の検討
- ・発生した都道府県への県職員の出張の自粛(禁止)の検討・指示及び発生地域からの人の受け入れの自粛
- ・講習会、各種会議等多数の人が集まる行事への参加、出席の自粛

県庁における衛生管理

総務部及び各部局等は、マスク等の物資を対象となる職員に配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務づける。

県は、各部局等に対し次の事項を指示する。(総務部)

- ・来客の多い職場においてマスクを着用する等の感染防止対策
緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、FAX、メール等を利用する等の措置
- ・職員や家族の感染状況を確認し、新型インフルエンザ等への感染が疑われる者も含め、感染者の出勤を控える等の措置

各部局等、各庁舎管理者は、次の事項を確認する。

マスク(業務に関連するものは各部局で準備)及び消毒用アルコール

ルの備蓄（各庁舎管理者）の確認

6) 廃棄物の処理に関する対策

県は、廃棄物処理法上の適正な処理を行うため、次の感染性産業廃棄物の処理対策を行い、円滑な処理の確保に努める。（環境部）

感染性産業廃棄物の処理業者（収集運搬・処分）に対し、県内感染期には新型インフルエンザ等を含む感染性産業廃棄物を優先的に受託・処理するよう要請する。

市町等の一般廃棄物焼却施設での感染性産業廃棄物の受け入れ処理について、市町等に具体的な検討、対策を行うよう求める。

7) 火葬等の体制の整備

火葬

県は、市町に対し、県内火葬場の処理能力について最新情報の共有を図る。

また、火葬の際に必要な柩等の消耗品確保に関し、市町と情報共有を図る。（県民生活部）

(ア) 対策本部との連携の下、関係団体、県内火葬場管理者に対し、必要な情報提供を行うほか、県内における新型インフルエンザ等の大規模発生に備えた対応準備を促し、従事職員の健康管理に関する配慮を要請する。

(イ) 火葬場管理者に対し、火葬場の処理能力を超える死者が発生する事態に備えた広域応援等の対応について要請する。

遺体の取扱

県は、市町等が行う遺体の取扱について、必要に応じて支援する。

（福祉保健部、県民生活部）

(ア) 非透過性の納体袋、感染防護具等の確認を市町に要請する。

(イ) 対応困難となった遺体への対応検討

死体冷蔵施設及び保冷車の確保について調整

県内発生早期

- ・県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
- ・また、1回の感染流行の波は約2か月間続くとされており、その流行の波が1年以上繰り返すことも考えられる。職場においても、従業員本人の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的には、相当数の従業員等が欠勤することも予想されている。
- ・県内で、新型インフルエンザ等の感染が認められた段階で、早期に大規模流行期（感染者数が通算30人以上発生した段階を想定）となることが予想される。

目的

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、県は、新型インフルエンザ等の県外から県内への感染をできるだけ防止し、県内への感染を遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。また、緊急事態宣言に伴って、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 県内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国からの情報収集に加えて、県内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 県内へのウイルスの侵入を出来るだけ水際で防止するとともに、感染が疑われる患者が発生した場合には、速やかに指定医療機関等へ搬送するとともに、ウイルスの検査を迅速に行い確定する。
- 5) さらに新型インフルエンザ等の感染が確定された場合に備えて、必要な場合、疫学調査及び封じ込め対策を準備する。また、県民への普及啓発を強化し、感染予防を図る。
- 6) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 7) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、県民生活及び県民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 8) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

1) 方針

県は、県内未発生期に引き続き、対策本部を設置し、対策本部会議を開催する。発生の状況や国の基本的対処方針に基づき、必要な対策を決定するとともに収集した新型インフルエンザ等に関する情報の一元化、共有を図る。

また、ライフライン機能維持のための対策、施設の稼働のための要員確保、職員の感染拡大防止策、物資の確保等を行う。

市町及び事業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、県民生活の安定、新型インフルエンザ等患者の発生状況等を把握するため、必要な情報の提供を要請する。

2) 県の体制

部局名	役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の運営 対策本部員会議、幹事会等の開催 対策本部においては、新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等について収集できている情報を共有・分析 今後の対応方針について協議 ・ 部局等内に対策のための体制を継続 情報の一元化、共有 部局内における情報の共有・分析 関係する機関等と連携して対策を実施 ・ 新型インフルエンザ等に関する情報（県内兆候を含む）の収集 ・ 国、市町、各部局等、地域機関、関係機関、事業者等との連携と情報の共有 ・ 関係機関等の危機管理体制の確認 ・ 部局等の対応状況を対策本部事務局へ報告
（対策本部事務局） 危機管理監 福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部事務局の運営
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者・接触者相談センター（保健所）の運営 ・ 帰国者・接触者外来運営のための調整

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

部局名	役割
教育委員会	・県立学校等における新型インフルエンザ等対応の体制を継続
各振興局 保健所	・地方対策本部の運営 県の対策本部、市町等の対策本部と緊密な連携を図りつつ、対策を実施

対応方針の検討

対策本部は、新型インフルエンザ等の発生地域、症状、感染力、致死率、潜伏期間、予防方法等及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、今後の対応方針について協議する。

部局等	検討すべき内容	
共通	感染防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・県内のウイルス感染拡大防止対策 ・患者対策
	社会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能の維持 ・事業継続等 ・部内緊急連絡網の再確認と連絡体制の強化 ・社会混乱の防止対策 ・関係機関、団体等が主催する「人が集まる事業、行事等」の自粛の要請
	県業務の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・感染流行地域と関連する事業の取扱い ・封じ込め対策に職員を優先配置 ・県民生活に必要な業務等に職員を優先配置 ・他部局等からの職員の応援要請 ・業務の優先順位付け、必要に応じた業務の中止 ・「人が集まる事業、行事等」の開催の自粛
	職員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・部局内（職場内）の職員感染者（欠勤者等）の増加に伴う部内の業務執行体制の維持、確保の実施 ・感染者、感染が疑われる職員の出勤の自粛
	関係機関の体制の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・部局内の各所属での情報共有、連絡調整
福祉保健部 総務部		<ul style="list-style-type: none"> ・疫学調査に対する動員（応援）体制の調整 ・新型インフルエンザ等罹患患者に対して管轄保健所が実施する疫学調査（感染源・感染経路等の究明、罹患患者に対する接触者の把握等）におい

部局等	検討すべき内容
福祉保健部 総務部	て、福祉保健部内での人員調整によっても必要な人員が不足する場合は、新型インフルエンザ等対策本部と調整を行う。
危機管理監 総務部 こども政策局 産業労働部 農林部 教育委員会	・学校の臨時休業等の措置の実施（情報提供・要請）
福祉保健部、こども政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の危機管理体制の確認を要請 ・市町へ保育所・放課後児童クラブ等の危機管理体制の確認を要請 ・医療関係職種の養成所の危機管理体制の確認を要請

関係機関との連絡調整

対策本部は、市町、防災関係機関、ライフライン関係企業との連絡通報体制、相互協力体制を強化する。

また、県内での発生について、近隣県に伝え注意喚起を促す。

福祉保健部は、医療機関の体制を強化し、必要に応じ協力を要請する。

さらに、検疫機関と連携する。

(2) サーベイランス・情報収集

1) 方針

県は、県内での新型インフルエンザ等感染拡大防止のため、発生状況に関する情報をあらゆる手段を通じて入手する。さらに、県民生活に影響する状況を早期に把握し、社会混乱を未然に防止する。

このため、あらかじめ確認した情報連絡システムにより、市町、所管団体、事業者団体を通じて、それぞれが行うべき対応について、改めて確認する等注意喚起を行う。（各部局等）

2) 情報の収集

県は、関係機関等と緊急時の対応を事前に打ち合わせておくとともに、各関係機関・団体等のそれぞれの緊急連絡網を確認する。（各部局等）

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

収集項目	担当	内容
新型インフルエンザ等	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生状況（厚生労働省、近隣各府県） ・県内発生状況 ・各省庁の対応方針、状況、広報内容 ・インフルエンザや感染症の集団発生状況
	福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等を中心とする感染症情報 ・感染症発生動向調査システムを活用 ・国立感染症研究所との連絡体制を強化 ・保健所、環境保健研究センターとの情報共有 ・市町との情報の共有 ・在宅の高齢者、障がい者、乳幼児等にかかる情報（市町等を通じて）
社会福祉施設等、医療機関等	福祉保健部 こども政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等における発生状況等 社会福祉施設等における感染症発生時における報告について（平成17年2月22日付厚生労働省健康局長他通知）」、「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対応マニュアル」 ・医療機関、医療関係職種の養成所の状況
検疫情報	土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫体制、状況等
ライフラインの状況	危機管理監 環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、上下水道、通信の状況
交通機関の状況	企画振興部 交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の運行状況
観光関連事業者	文化観光物産局	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関連事業者の営業状況
食料	県民生活部 農林部 水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・物価動向 ・農水産物の生産・流通状況 ・スーパー等の運営状況
事業所等の状況	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン企業、その他関係する団体等の状況
事業所等の状況	産業労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・商工関係団体会員及び県内の主要企業の状況

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

収集項目	担当	内容
学校等の状況	危機管理監 総務部 こども政策局 産業労働部 農林部 教育委員会	・ 新型インフルエンザ等の感染状況及び臨時休業等の措置の実施状況
市町の状況	危機管理監 各振興局 保健所	・ 市町の取組状況（保健部門、危機管理部門）

3) サーベイランス

県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を継続する。

（福祉保健部）

学校等における集団発生の把握は、引き続き強化する。

（総務部、福祉保健部、こども政策局、教育庁）

検査体制の確保

県は、県内において新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む）の届出があった場合、感染拡大防止のため、感染源・感染経路等の究明及び、接触者の把握等迅速な疫学調査を行う。（福祉保健部）

県は、新型インフルエンザウイルス等検査のための検査体制を強化するため、環境保健研究センターのバックアップ要員を確保する。

（福祉保健部）

県は、必要な人員が福祉保健部内で不足するときは、部局間の調整を行う。（総務部）

(3) 情報提供・共有

1) 方針

県内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者の人権に配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供・共有を図る。

2) 情報提供

県は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と感染予防策（手洗い、マスク着用、咳エチケット等の励行）など分かりやすく、できるだけリアルタイムで県民や事業所に必要な情報を提

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

供し、標準的な感染症予防策を実施するよう改めて要請する。

（福祉保健部、関係部局）

県は、引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（福祉保健部、関係部局）

引き続き、国からの情報提供や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

各部局からの提供先

部局名	提供先	内容
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・県内での新型インフルエンザ等の発生状況 ・新型インフルエンザ等の具体的症状 ・新型インフルエンザ等に関する感染予防と対策の基礎知識、注意喚起 ・相談窓口の設置状況 ・イベント、集会の開催自粛、感染予防策の周知 （県有施設の「指定管理者」への情報提供）
危機管理監	市町 （危機管理担当） 消防本部	
	防災関係機関 ライフライン 企業等	
総務部	職員 大学 私立学校 出国者	（パスポート交付窓口において情報提供）
企画振興部	公共交通機関	
文化観光物産局	県立美術館などの文化施設 観光業界 貿易関係団体 在留外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の発生状況 ・予防策の周知 （相談窓口、電話等での問い合わせ対応）

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

部局名	提供先	内容
国体・障害者スポーツ大会部	スポーツ・レクリエーション関係団体	
県民生活部	消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・農水産物の生産・流通情報 ・風評被害対策の実施
環境部	水道事業者 環境関係団体	
福祉保健部	県民	（長崎県ホームページを通じた、最新情報の提供）
	社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での発生状況 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対応の基礎知識 ・施設立入者の予防対策の徹底を要請 ・各施設での対応マニュアル作成の指導、確認
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の生活維持のための支援 新型インフルエンザ等により被害を受けた県民、事業者への支援・相談窓口が設置された場合に、低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯については、生活福祉資金（療養・介護等資金）の貸付対象となる場合もあるので、これに関する情報提供について、県社会福祉協議会に協力依頼
	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・診療対応医療機関等 ・新型インフルエンザ等患者診療対応医療機関及び医療提供のための臨時の施設
	日本赤十字社 長崎県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での発生状況 ・新型インフルエンザに関する予防と対応の基礎知識 ・市町からの応援協力要請に対する協力依頼

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

部局名	提供先	内容
	高齢者、障がい者、乳幼児等	高齢者、障がい者、乳幼児等のための支援
	医師会 医療機関	（長崎県ホームページ及びメーリングリスト等を通じた、最新情報の提供）
こども政策局	児童福祉施設等 私立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する予防と対応の基礎知識 ・ 施設立入者の予防対策の徹底を要請 ・ 各施設での対応マニュアル作成の指導、確認
産業労働部	商工関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防策の周知 ・ 県内の商工関係情報
水産部	水産関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防策の周知 ・ 水産物の生産・流通状況
農林部	農林関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防策の周知 ・ 農林産物の生産・流通状況
土木部	港湾関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検疫機関等から受けた情報 （主要港湾関係者に提供）
	県営住宅管理者	（入居者へ周知）
出納局	指定金融機関	
教育委員会	県立学校等の児童生徒、保護者及び施設利用者 市町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休業等の措置の実施状況
各振興局 保健所	市町	
警察本部	県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪の防止に関する情報

広報と相談窓口の設置

（ア）広報

ア）方針

危機管理監、福祉保健部等は総務部と連携し、引き続きあらゆる手段を通じて普及啓発を行うとともに、県内での発生情報、県の対処策について迅速かつ的確に広報を行い、不安の解消、注意喚起を迅速かつ正確に行う。

各部局等は、業務を通じて事業者等に感染防止対策及び事業継続につい

て注意喚起を行う。

イ) 広報すべき内容

ア) 広報内容

項目	内容
県内での発生状況	<p>県内で感染が疑われる第1号が発生した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染したと思われる国名（国内地域） 2 滞在期間 3 居住市郡名、性別、年齢等の基本情報 4 患者や濃厚接触者に対する県の対応（患者の入院勧告措置、濃厚接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬、10日間の健康監視、外出の自粛等） 5 その他、疫学調査から判った安心情報 6 不特定多数の者との接触機会の有無と、接触があったと考えられる時の接触機会の状況 7 接触者の健康状況 8 感染様式 9 日頃からできる感染予防方法等
	<p>県内で感染が疑われる第1号が発生した場合で、公共交通機関等の利用により不特定多数の人と接触が予想される場合</p>
	<p>に加え、さらに次の事項を広報する。 周知については、市町の協力を得ながら、地域に対し徹底が図れるよう、様々な広報媒体を用いて周知する。 患者の行動調査から、発症24時間前以降に患者が利用した公共交通機関など、不特定多数と接触機会があったと思われる場所等に関する情報を提供し、患者と接触した可能性がある人で発熱等の症状が出た場合には、直ちに最寄りの保健所に相談し、指示に従うよう広報する。 なお、住民の行動制限については、患者発生地を中心に、その発生状況（不特定多数の接触者があり、疫学的に感染ルートが特定できない場合等）により、必要に応じて実施する。 広報する内容については、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要な外出を控えること ・ 多数の人が集まるイベントの中止 ・ 娯楽施設等の閉鎖 ・ 感染予防策の励行

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

項目	内容
<p>県内での発生状況</p>	<p>県内で感染が確認された場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等患者発生の公表 2 発生地情報（長崎県 市） 3 現在のA氏の健康状況、及び患者の入院状況 4 発症前日以降、他者への感染性を保持している可能性があることを県民に呼びかける。 5 県における現在及び今後の対応（疫学調査の実施及び予防内服の実施、県内の不要不急の集会の自粛要請等） 6 当該時点で得られている新型インフルエンザ等に関する情報 7 感染予防策の励行 <p>感染者の初の死亡を確認した時点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡に関する情報 2 県内初の新型インフルエンザ等患者となった患者が死亡したこと 3 臨床症状に関する情報 4 引き続き接触者の健康観察が続けられていること <p><留意事項> 従来型のインフルエンザ流行シーズンである場合は、併せて、発熱外来の仕組みの周知を行う。</p>
<p>生活関連情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県民生活への影響 ・公共交通機関の運行状況
<p>イベント、集会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開催自粛状況
<p>県民・事業者への呼びかけ(協力依頼)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生地域への旅行・出張等の自粛 ・新型インフルエンザ等の発生状況、県民生活への影響軽減や社会活動維持のための対策、まん延防止のための県民外出の自粛、休業、集会等の自粛呼びかけ等
<p>観光客への呼びかけ(協力依頼)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内発生圏域への立ち寄りの自粛について呼びかけ
<p>(普及啓発) 個人・家庭・事業所での感染防御</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱時の処置（帰国者・接触者相談センター（保健所）、帰国者・接触者外来） ・マスク等の供給に関しては、市町等に在宅患者を見回るために必要な程度の備蓄を勧めているが、増産体制などを随時適切に県民に周知 ・マスク以外の予防方法（手洗い・うがい、咳エチケット等）の徹底や感染につながる行為の自粛（集会への参加、不要不急の外出等）

項目	内容
（普及啓発） 個人・家庭・事業 所での感染防御	<ul style="list-style-type: none"> ・感染者のいる地域に関しては、不要な大規模集会や興業施設等の活動自粛要請の検討 ・事業者向け対処方法〔社会的責任の重要性や事業継続するための方策（マニュアル作成）〕の周知
基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等一般、国・地方自治体の対策、県民の協力

イ) 広報に当たっての留意事項

感染者の公表に当たっては、厚生労働省と協議するとともに、感染者等のプライバシーを十分考慮して行う。

ホームページを頻繁に更新し、患者の発生状況について最新の情報を公表するとともに、現時点で得られている新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報について県民との情報共有を図る。

さらに、個人レベルでの感染予防対策の強化について引き続き呼びかけを行う。

ウ) 広報の方法

ア) 広報の手段

項目	方法
知事記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・非接触型の設定（県内発生に対する緊急メッセージ）
資料提供	<ul style="list-style-type: none"> ・定時、随時に情報提供
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・県の専用サイトに上記「イ）広報すべき内容」に挙げた項目を掲載 ・新型インフルエンザ等関連トピックの設定 ・県のホームページのトップページへ掲載 ・状況に応じて内容を随時更新
新聞、テレビ、ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関に対する放送の緊急要請 ・対策本部や関係課と調整しながら、契約広報枠を活用
チラシ、新聞折込	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急に実施

イ) 報道機関への情報提供方法

総務部は、感染防止の観点から、情報提供は基本的に各社へのFAX及びメールを併用し、状況に応じて情報提供のための調整を行う。

(イ) 相談窓口

県民の新型インフルエンザ等に対する関心が高まり、国内、県内での発生状況及び感染予防対策等に関する相談がさらに増加することが予想される。

福祉保健部は、必要に応じ帰国者・接触者相談センター（保健所）の要

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

員の増加を行い、新型インフルエンザ等に関する情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介等を行うことにより、県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。

各振興局は、増加が予想される電話に対応するため、必要に応じて帰国者・接触者相談センター（保健所）への人的応援及び応援の調整を行う。（Q & Aによる一般的な対応や関係事務所の連絡先の紹介などを行う。）

各部局等は、業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を強化する。

相談内容	担当部局等	想定される相談内容
医療	福祉保健部 保健所	・発生状況、感染予防対策、行事、専門的事項、発熱相談、家庭看護
食料品	福祉保健部 農林部 県民生活部	・鶏卵等の生鮮食料品の安全性について （間違った風評等の流布することが想定される） ・食料品の提供に関して
産業	産業労働部 農林部 水産部	・関係団体等と連携して、農水商工関係事業者からの経営相談への対応
教育	総務部 教育委員会	・学校での感染防止対策 ・臨時休業等に関する情報 ・学校の再開等に関する情報

在留外国人住民等への対応

県は、関連情報を多言語に翻訳しホームページを通じて提供する。また、必要に応じて、在留外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。（文化観光物産局、総務部）

3) 情報共有

県は、国や関係機関等とのインターネット等を活用した双方方向の情報共有を継続し、対策に反映する。

また、国から配布される状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用し、相談体制を継続する。（福祉保健部、関係部局）

4) コールセンター等の継続

県は、国から配布される状況の変化に応じたQ & Aの改定版を活用し、コールセンター等の相談体制を継続する。（福祉保健部）

（４）予防・まん延防止

１）方針

県内での感染拡大を防止する。このため、感染者の早期確認を行い必要に応じ封じ込め対策を実施する。さらに、感染者に対する医療の確保と県民への感染予防についての啓発を徹底して行う。

２）県内でのまん延防止対策

県は、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。（福祉保健部）

県は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

（ア）住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤等の標準的な感染対策等を強く勧奨する。

また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（関係部局）

（イ）在宅の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する必要な支援について、市町と情報交換を行い、感染防止対策等を強化する。（福祉保健部）

（ウ）新型インフルエンザ等感染により生活必需品等の購入が困難な家庭に対して、やむを得ないと判断される場合は、市町と連携し、支援を強化する。（福祉保健部）

（エ）関連情報を多言語に翻訳しホームページを通じて提供する。また、必要に応じて、外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。

（文化観光物産局）

事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。（関係部局）

公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講じるよう要請する。（関係部局）

学校の対応

教育委員会は以下の対応を行う。なお、市町教育委員会や関係機関と連携を図り、適切な対策が実施されるようにする。また、大学、私立学校についても、総務部で同様の要請を行う。

（ア）県教育委員会の体制及び対応

ア）対策会議における必要な対応の検討

イ）県立学校や市町教育委員会等との連携

- ウ) 福祉保健部等との連携
- (イ) 県立学校の体制及び対応
 - ア) 感染防止対策の徹底
 - イ) 健康観察（早期発見）
 - ウ) 患者発生時の報告と出席停止措置
 - エ) 患者発生時の臨時休業措置
 - オ) 保健所、学校医等との連携

施設における感染防止

県は、管理又は関係する施設について、県内における新型インフルエンザ等患者発生への対策を行う。（各部局等）

対象施設	関係部局	内容
共通	各部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止策の管理者への要請と施設利用者への徹底 ・ 施設内での感染拡大防止措置の強化 ・ 不特定多数の県民が利用する施設への周知
公共交通機関のターミナル等	企画振興部 交通局 土木部 福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長崎県に向かう鉄道、バス又は船舶等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの情報が管理事務所等にもたらされた場合には、消毒・有症者の隔離場所の確保等の必要な防疫措置、港湾従事者の感染防止対策を要請
学校以外の教育関係施設	文化観光物産局 国体・障害者スポーツ大会部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校以外の教育関係施設（美術館、博物館、図書館、少年自然の家、総合体育館等）においては、感染防止措置を徹底するとともに、施設利用者への周知等対応を強化 ・ 施設内での感染拡大防止措置の強化 ・ 利用者、職員の健康状況に留意し、インフルエンザ症状の早期発見に努める ・ 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば強く受診を促す ・ 利用者、職員のマスクの着用、うがい、手洗いの励行 ・ 発生状況の報告 ・ 施設内における新型インフルエンザ様症状

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

対象施設	関係部局	内容
学校以外の教育関係施設	文化観光物産局国体・障害者スポーツ大会部 教育委員会	<p>発症状況について、県教育委員会へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の県内の発生状況を踏まえ、学校以外の教育関係施設を必要に応じて臨時休館
社会福祉施設等	福祉保健部、こども政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各社会福祉施設等へ次の事項を要請（市町児童福祉担当課に対しては、管内の保育所・放課後児童クラブ等へ適切な対応を要請） 危機管理体制 ・ 全職員に対して、新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝え情報の共有 ・ 職員に新型インフルエンザ等に関する情報を正確に伝達 ・ 施設内対策会議を設置し、今後の対応を検討 ・ 各施設の新型インフルエンザ対応マニュアルについて、職員に徹底 利用者の家族への情報提供 ・ 県内での新型インフルエンザ等の発生状況や予防のために必要な留意事項など、得られた情報について種々の方法・ルート（FAXや電子メール）を用いて速やかに情報提供 施設内での感染拡大予防のための措置 ・ 利用者・職員に新型インフルエンザ様症状が発生した場合は、速やかに帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談 ・ マスク、手洗いをを行い、咳エチケットを心がけるよう指導 ・ 職員に対して、職員・利用者の感染防御や健康状態の把握に努めるよう、注意喚起 ・ 施設内での健康観察を発熱・頭痛・倦怠感

対象施設	関係部局	内容
社会福祉施設等	福祉保健部、 こども政策局	<p>等のインフルエンザ症状の有無を特に慎重に行い、インフルエンザ様症状の早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・職員の新型インフルエンザ等への感染に係る医師からの届出を受け、保健所が実施する疫学調査への感染に係る医師からの届出を受け、保健所が実施する疫学調査へ協力 ・発生時には、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、医療機関と相談の上適切な判断・行動をとる。また保健所とよく連携をとって対応 ・新型インフルエンザ等患者及び疑似症患者（以下「患者等」）が発生した場合、感染症法に基づき、入院勧告等の措置が講じられることから、感染症法に基づく要請に対して速やかに協力 ・発生地域から帰県した職員に対しては、新型インフルエンザ様症状を呈した場合に、直ちに医療機関等で受診するようあらかじめ指導 ・不要不急の外出を自粛 ・新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、福祉保健部からの要請を混乱なく受けられるよう事前に連絡体制の整備等 ・インフルエンザ患者及び患者と接触した者が関係する施設等についての臨時休業やインフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止や家族等の面会制限について検討・実施 ・施設内で患者が発生した場合に、他の入所者に感染しないよう個室に移動させる等の対応の実施

対象施設	関係部局	内容
社会福祉施設等	福祉保健部、 こども政策局	施設運営体制と必要事項の指示徹底 ・利用者、職員に新型インフルエンザ様症状が発生した場合は、速やかに帰国者・接触者相談センター（保健所）へ相談 ・保健所からの助言等を受けつつ、施設の衛生管理に努める ・職員の罹患や罹患した家族の看病等で、一時的に多数の職員の欠勤が予想されることから、職員が欠勤した施設における運営体制について、具体的方策を検討

社会活動の制限

対策本部は、県内でのイベント開催の自粛及び中止の検討と関係団体への周知を行う。県民の行動についても、県民の理解を得て、法律に基づかない任意の協力を要請する（集会の自粛、外出の自粛等）。

要請に当たっては、ホームページ、マスコミへの資料提供等のあらゆる手段を利用する。この際、併せて、新型インフルエンザ等に対する感染予防についても普及・広報する。

（ア）イベント、集会の開催自粛

各部局は、イベント主催者に対し、イベント開催自粛を含めた感染予防策を連絡する。

ア）県関係イベント

各部局等は、イベント開催自粛などの対応方針をイベント実施の有無は問わず連絡する。

イ）市町関係イベント

対策本部は、FAX・メールで市町に連絡する。

ウ）民間のイベント

各部局等は、県・市町の所管する施設（文化観光施設、体育施設等）で実施するイベントについては、施設所管課・施設管理者を通じて主催者へ連絡する。

エ）その他

各部局等は、社会活動の制限を要請するコンテンツを作成し、総務部の支援のもと県ホームページに掲載する。

（イ）観光客への対応

県は、観光関係団体などを通じ、新型インフルエンザ等が発生している県内圏域への来訪及び地域内における観光活動について自粛するよ

う、ホームページ等の手段により呼びかける。（文化観光物産局）

（ウ）入国者（帰国者）への対応

県は、海外渡航情報などを外務省から収集する。また、必要に応じて関連情報を多言語に翻訳し、ホームページを通じて提供する。

（文化観光物産局、総務部）

3）水際対策

県は、引き続き、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所、市町その他関係機関と情報共有を行う。

（福祉保健部）

県は、国が検疫の強化措置の縮小を判断した場合には、その情報を関係機関に周知する。

（病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなったとき）（福祉保健部）

4）重点的感染拡大防止策

重点的感染拡大防止策の目的等

（ア）重点的感染拡大防止策の目的

新型インフルエンザ等発生初期における早期対応により、感染拡大を可能な限り防止し、パンデミックの発生を少しでも遅らせること。

（イ）初発の場合の重点的感染拡大防止策

人口密度が低く、交通量の少ない地域、中山間地域など自然障壁等により交通遮断が比較的容易な地域で新型インフルエンザ等が発生し、一定の条件を満たす場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に加え、現実的に実行可能な重点的感染拡大防止策の実施について検討する。この際、ウイルスの致死率・感染力、発生症例数、地理的・社会的条件等を考慮しなければならない。

（ウ）重点的感染拡大防止策の期間

現在の科学的知見では、一般的に、新型インフルエンザの潜伏期間が最大で10日間程度と想定されていることから、20日間程度行うことが必要である。

重点的感染拡大防止策の準備

（ア）福祉保健部は、必要に応じて対策本部の専門家アドバイザーとして国立感染症研究所職員の派遣を厚生労働省に要請する。

（イ）県対策本部では、派遣された職員を専門家アドバイザーとして技術的支援を受ける。

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

(ウ) 福祉保健部は、発生確認後の第一期対応（家庭・施設内予防投薬、接触者予防投薬等）の後、速やかに初期評価を行うために必要な情報収集を完了し、重点的感染拡大防止策（第二期対応）の可能性について厚生労働省に連絡する。

(エ) 県対策本部は、地域対策の場合、当該地域の住民の人権等に配慮しつつ、どのような措置を講ずることが適当かあらかじめ検討を行う。

重点的感染拡大防止策の実施

(ア) 重点的感染拡大防止策の手段としては、実行可能性等に鑑み、強制的な措置ではなく、協力により行うこととし、以下の協力が予想される。

ア) 住民全体に対する外出自粛の協力と生活の支援

イ) 地域内外への移動の自粛の協力

ウ) 地域外に出ようとする者に対する積極的疫学調査

(イ) 対策本部は、当該地域で新型インフルエンザ等が発生したこと、まん延防止のために当該地域内では外出や集会を控えること、当該地域に入ることを控えること等の情報を公表し、人の交流、人の移動について、自粛の協力を呼びかける。

各機関等の役割

機関等	役割
県	<p>対策本部は、学校の臨時休業、事業所休業、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖等について、地域全体として対策に取り組む必要があることを説明しつつ、各部局等を通じて関係者に要請する。この場合、事業所については、生活維持のために不可欠な公共サービス等を除き、可能な限り休業するよう法律に基づかない任意の協力を要請する。</p> <p>知事は、あらかじめ地域における重点的感染拡大防止策及びその周辺地域の医療体制について、地域内で多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合の対応を確認するとともに、地域内の医療資源（医療従事者、医薬品等）が不足した場合の対応や新型インフルエンザ以外の重症患者が発生した場合の対応（地域外の医療機関への搬送等）について、国や近隣県、消防本部と必要な調整を行う。</p>

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

機関等	役割
市町	<p>地域内での広報活動 （街宣車、ビラ配布、ポスター掲示、CATV等）。</p> <p>学校の臨時休業、幼稚園休園、保育所休園、事業所休業、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖等について関係者に要請する。事業所については、生活維持のために最低限必要な公共サービス等を除き、可能な限り休業するよう法律に基づかない任意の協力を要請する。</p> <p>市町長は、住民に対し外出自粛の協力を要請を行う。</p> <p>予防接種の実施</p>
警察本部	<p>重点的感染拡大防止策の実施に伴い、関係機関からの支援要請等がある場合は、必要に応じた警戒活動等を行う。</p>
消防本部	<p>医療機関等と連携の上、救急患者を医療機関に搬送する。新型インフルエンザ等患者については、消防機関は、保健所の対応能力等を勘案の上、事前の協議により、協力・連携体制を確立する。また、新型インフルエンザ等患者（疑い含む）を搬送した場合、保健所へ報告する。</p>
自衛隊 海上保安庁	<p>危機管理監は、必要な場合、予防投与する薬や救援物資等の輸送について自衛隊または海上保安庁への要請について検討する。</p>
民間事業者 公共サービス	<p>地域内の民間事業者は、県等の法律に基づかない任意の協力の要請を受け、可能な限り休業する。</p> <p>住民の生活維持に不可欠な公共サービス（医療、電気、ガス、水道、電話、廃棄物処理、銀行ATM等）については、サービス提供を継続することが必要である。</p> <p>地域内の国の出先機関の窓口については、国対策本部の決定を踏まえ、各省庁の判断により、重点的感染拡大防止策期間中当該窓口が開かれなければ住民生活の維持が困難になるような場合を除き、閉鎖する。</p> <p>県や市町の窓口についても、まん延防止の観点からは、その判断により、国と同様の取り扱いとすることが望ましいが、封じ込め期間中であっても必要となる各種行政手続きについては、総合的な相談窓口を設ける等の工夫により、県民の要望に対応することが必要である。</p>

重点的感染拡大防止策関係者の感染予防措置

(ア)感染予防の基本は、防護服やマスクなど個人防護具(PPE)の着用、感染暴露後の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与である。福祉保健

部・総務部は、事前に P P E の整備を行い、国と連携し抗インフルエンザウイルス薬の確保を行うとともに、関係機関への配布を行う。

- (イ) 重点的感染拡大防止策に従事・協力する県職員、警察官、救急隊員、住民の生活維持のため地域内で活動する者等に対し、P P E を適切に着用させ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を適切に行う。

5) 予防接種

県は、国の基本的対処方針に基づき、県内未発生期の対策を継続し、国の指示のもと特定接種を進め、また、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の実施について、市町に対し必要な協力をする。(福祉保健部)

市町は、国が接種の実施及び接種順位を決定した際、ワクチンの供給が可能になり次第、国及び県と連携し、集団的な接種を基本として住民接種を開始する。

県は、接種に関する情報提供を開始するよう市町に対して求め、その情報を報告する。

市町は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健センター・学校などの公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

6) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

(福祉保健部、総務部、教育庁、関係部局)

- (ア) 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

- (イ) 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。

要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(ウ) 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

市町は、国の基本的対処方針に基づき、県内未発生期の対策を継続し、特措法第 46 条に基づく住民接種を行う。（福祉保健部）

(5) 医療

1) 方針

県は、引き続き帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置により感染者の早期確認及び医療体制を確保する。

2) 医療体制の整備

県は、県内未発生期に引き続き、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を継続する。（福祉保健部）

県は、県内未発生期に引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者外来での診療を継続する。（福祉保健部）

患者等が増加してきた段階において県は、国の基本的対処方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制に移行する。（福祉保健部）

3) 患者への対応等

県は、引き続き、県内の流行状況や県民の反応、医療機関の対応を把握し、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。

（福祉保健部）

各医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等と疑われる

場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請し、当該者に対しては、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等への入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。（福祉保健部）

県は、患者等が増加してきた段階においては、国と協議の上、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。（福祉保健部）

県は、必要が生じた際には、感染症指定医療機関等以外の医療機関に対し、帰国者・接触者外来を設置及び新型インフルエンザ患者の受入れの診療体制とする。（福祉保健部）

県は、各医療機関に対し、医療機関での二次感染予防対策を徹底するよう依頼する。

県医師会等への情報提供及び協力要請（大規模流行に備えて医療従事者の確保など）を行う。（福祉保健部）

県は、感染症指定医療機関等の受け入れ医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請し、当該者に対しては、感染症法に基づき入院勧告を行い、確定診断を行う。（福祉保健部）

新型インフルエンザ患者の接触者（同居者等）に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。（福祉保健部）

県は、新型インフルエンザ疑い症例の検体を環境保健研究センターへ送付し、亜型の検査を行う。（福祉保健部）

救急機能の確保対策

県は、各消防本部に対し、感染防止対策の徹底を要請するとともに、新型インフルエンザ等感染を全く疑わず搬送を終了し、のちに患者が新型インフルエンザ等であると判明した場合は、すみやかに帰国者・接触者相談センター（保健所）に連絡し、救急隊員等への健康観察に係る周知等を行うよう依頼する。（危機管理監）

4) 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（福祉保健部）

5) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

国の備蓄薬の放出

県は、備蓄薬の在庫量、使用量を経時的に把握するとともに、流通用抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、国の備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の放出を要請する。（福祉保健部）

抗インフルエンザウイルス薬の投与

患者に直接接触する可能性の高い医療従事者・疫学調査員・救急隊員のうち、十分な感染防止策を行わず感染暴露を受けたと考えられる者について重症化防止のため抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を適切に行う。（福祉保健部）

抗インフルエンザウイルス薬の買い占め防止

県は、特定の医療機関による抗インフルエンザウイルス薬の買い占めが発生しないよう監視する。抗インフルエンザウイルス薬を買い占める医療機関を把握した場合、厳重に指導する。（福祉保健部）

6) 医療機関・薬局における警戒活動

引き続き、県警察本部は、警察庁の指導・調整のもと医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う

7) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。（福祉保健部）

（ 6 ）県民生活及び県民経済の安定の確保

1) 方針

関係部局等は、生活関連物資等の流通と価格の安定、ライフライン等の確保及び交通機関への対策を行う。事業者や生産者が感染予防や発生状況に無関心で対応が遅れることがないように、感染予防対策を要請する。

特に、県民生活・県民経済の安定に関わる事業者等は、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制への移行を要請するとともに必要な支援を行う。なお、業務継続の有無の判断は事業者によるが、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

2) 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。（関係部局）

事業所等の業務継続

（ア）事業継続の要請

県は、所管する関係事業者団体等を通じ、その傘下の企業等に対して、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を踏まえて、必要に応じて対策を講じる。（関係部局等）

県は、関係団体等を通じて、各事業者の事業継続のためのマニュアル等に基づく感染予防対策の徹底と業務活動に関する注意喚起及び業務継続への要請を行う。

さらに、関係団体等と連携して商工業事業者の相談窓口を設置する。

（産業労働部）

（イ）ライフライン等の確保

県は、ライフライン等の確保に努め、社会生活に与える影響を最小限にし、県民生活の維持に努める。（関係部局等）

ア）ライフライン事業者等への要請等

ライフライン事業者等	担当部局	
電気事業者	危機管理監	・従業員の健康管理の徹底と、安定した電力供給体制の維持を要請

県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）

ライフライン事業者等	担当部局	
水道事業者	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町水道局等に対し、事業の維持に必要な措置の徹底（運転要員の確保、施設運転に必要な資材の確保）を要請 ・職員の健康管理を徹底し、上水・工業用水の供給維持
下水道事業者	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の機能維持
ガス・LP事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対し、事業の維持に必要な措置の徹底を要請
通信事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・通常機能の維持を要請
石油事業者	危機管理監	<ul style="list-style-type: none"> ・県石油商業組合を通じ、傘下組合員に対し、事業継続の協力を要請
食料販売事業者等	農林部 水産部 文化観光物産局	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体を通して、食料品、生活必需物資等の確保と円滑な提供を要請する。
物流	農林部 水産部 企画振興部 文化観光物産局	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県トラック協会に対し、緊急時の輸送協力を要請

イ) ライフライン事業者等への要請内容（項目別）

情報収集及び周知	<p>感染情報の収集及び周知を引き続き行う。</p>
業務運営体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて業務の縮小と、従業員等の自宅待機を検討する。 ・国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請があった場合は要請に協力するよう努める。 ・保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める。
事業所内での感染拡大予防のための措置	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生前後から実施している措置を強化する。 ・社員食堂や休憩所等で従業員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。 ・次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。 可能であれば在宅勤務とし、重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期、電話会議やテレビ会議への変更

<p>事業所内での感染拡大予防のための措置</p>	<p>、ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。</p>
<p>従業員等への予防的措置のための知識の啓発の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等感染予防のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて新型インフルエンザ等の知識について啓発を強化する。 ・ 不要不急の外出については、法律に基づかない任意の協力により自粛を要請する。
<p>県民生活・県民経済の安定に関わる事業における業務継続のための体制</p>	<p>特に社会機能の維持に関わる事業者等は業務を継続する観点から、あらかじめ策定した計画がある場合には、それに従って、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などを行うことで、新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制を確保する。なお、業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。社会機能の維持に関わる事業者等は、その機能の破綻が及ぼす社会的影響が大きいことから、特に以下の点を実行することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な情報収集と危機管理体制の発動 ・ 業務の維持に向けた業務、設備及びその他資源の確保 ・ 業務の継続のために必要な部署等に対する感染予防策の実施（従業員等に対する検温等、サーベイランス体制の強化、対面の会議等の自粛等） ・ 業務の継続のために必要な部署等における感染予防のための勤務体制の実施（ラッシュ回避のための通勤方法の変更、交代制の導入等による外出機会の減少等） ・ 必要に応じた感染拡大時の代替意思決定システムの発動、代替設備の運転等 ・ 疑い例が確認された際の適切な対応 ・ 適切な広報、従業員等及びその家族への適切な情報提供

生活関連物資等の流通と価格の安定

県は、生活関連物質等の不足が予想されることから、関連する事業者等に対して安定供給への要請を行う。（県民生活部、農林部、水産部）

（ア）食料の確保

県は、家庭で消費あるいは備蓄する米、缶詰、ミネラルウォーター等

の食料の供給について、関係する事業者等に以下の事項を要請する。

（県民生活部、農林部、水産部）

ア）消費者への対応

県は、消費生活センター相談窓口を通じて消費者へ冷静な対応を呼びかける。

県は、相談窓口を設け、消費者への風評被害等への対応を行う。

また、農水関係団体に対して、風評被害への対応及び農水産物等の生産、流通情報の提供を要請する。（県民生活部、農林部、水産部）

イ）事業者等への対応

県は、農水関係団体に対して、食料品の安定的な供給と売り惜しみの防止及び便乗値上げの発生抑制を要請する。（農林部、水産部）

ウ）米穀の確保

県は、農林水産省に対し、買受資格者（届出事業者等）からの買い受け申込みを踏まえて、政府備蓄米を供給するように要請。それでもなお、米穀の供給が不足する場合には、食糧法第37条から第40条までの規定に基づく緊急時における対応（届出事業者に対する命令、生産者に対する命令、割当て又は配給等）を要請する。（農林部）

（イ）食料の生産の確保

県は、農水関係団体に対して、新型インフルエンザ対応マニュアルに基づき、感染予防対策の徹底と業務活動に関しての注意喚起及び安全な業務継続への要請を行う。また、販売量の確保を要請する。さらに、関係団体等と連携して農水関係業者の相談窓口を設置する。

（農林部、水産部）

公共交通の対策

県は、事業者の運行と県の対策への協力について、事業者に対して要請するとともに、運行状況等の把握を行う。（上記（イ）、イ）の内容についても要請を行う。）（企画振興部）

（ア）公共交通機関の運行状況等の把握

ア）事業者の運行状況・従業員の罹患状況を把握する。

イ）従業員の罹患により公共交通機関で運休等が行われる場合、その状況を該当市町に伝達するとともに、住民への周知・広報を依頼する。

ウ）運行状況について、必要に応じ長崎運輸支局へ情報提供する。

（イ）事業者への協力要請

対策本部で決定・調整された物資輸送について、事業者へ協力依頼の連絡を行う。

（ウ）事業者への公共交通機関利用者に対する広報協力依頼

マスク着用・外出の抑制など、公共交通機関の利用者に対して幅広く広報を行うため、ポスター類の掲示、構内放送及び車内放送等において感染予防・感染拡大防止のため広報の協力依頼を行う。

治安対策

警察本部は、新型インフルエンザ等の県内での発生に伴い、感染予防資器材の活用等による感染予防対策を徹底した上で、必要な治安対策を講ずる。

【予想される主な警察活動】

- (ア) 国際港湾、検疫所、停留場所等における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- (イ) 感染者の密入国に対する警戒活動
- (ウ) 医療機関における混乱を防止するために必要な警戒活動及び交通規制
- (エ) 社会的混乱に乗じた犯罪等の予防及び取締り
- (オ) 死体見分

消火・救助対策

危機管理監は、各消防本部に消火・救助業務体制の維持を要請する。

3) 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（関係部局）

生活関連物資の価格調査

県は、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」に基づく特定物資が指定された場合、調査を行う。（県民生活部）

生活必需品の監視

県は、県内の物価動向について、総務省及び県が毎月実施している調査（調査数約500品目）結果を基に、データを整理した上で、本県の消費者物価指数を県ホームページ等で公表する。（県民生活部）

4) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

埋葬・火葬の特例等

- (ア) 県は、国の要請のもと、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させ

るよう、要請する。（県民生活部）

（イ）県は、国の要請のもと、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。（県民生活部）

（ウ）県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

業務の継続等

（ア）指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、国からの当該事業継続のための法令に係る運用の情報について、周知する。（関係部局）

（イ）県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

（関係部局）

電気及びガス並びに水の安定供給

県内未発生期の記載を参照

運送・通信・郵便の確保

県内未発生期の記載を参照

サービス水準に係る国民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係部局）

緊急物資の運送等

県内未発生期の記載を参照

物資の売渡しの要請等

（ア）県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

（イ）県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

生活関連物資等の価格の安定等

（ア）県は、国、市町と連携し、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが

生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

（関係部局）

- （イ）県は、国、市町と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

（関係部局）

- （ウ）県は、国、市町と連携し生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（関係部局）

新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、国の基本的対処方針のもと市町に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。（福祉保健部）

犯罪の予防・取締り

県内未発生期の記載を参照。

5) 行政サービスの維持

方針

各部局等は、感染者拡大による欠勤職員の増加を想定し、業務継続計画に基づき、優先順位が高い必要な業務を継続実施する。状況に応じて、職員派遣要請等による必要な職員の確保や、臨時的な人員配置の見直しを検討し、職場内での感染防止対策及び部内の業務維持対策を実施する。

業務継続のための職員体制の全体計画の整備

新型インフルエンザ等の流行期においても、業務継続が求められ、そのための職員確保が重要である。大規模に流行した場合や罹患人員が部局ごとに偏ってしまった場合等、職員の確保が困難となるなど様々な事態が想定される。

基本的には、部局内での人員の配置換え等に対応することとなるが、それでもなお人員の不足が生じる場合は、対策本部等において状況を把握し、適正な人員配置を行うものとする。

（ア）業務継続の体制

ア）職員の配置

総務部は、人員の配置換え等にあたって部局間での調整を行う。

イ）窓口業務等の縮小

各部局等は、必要に応じて、窓口業務を縮小する。

- ・ 不要不急な支払に係る窓口業務を停止する。
- ・ 契約案件について、公表及び入札の方法、延期・中止等の検討を行う。契約は電子入札を基本とし、業者との連絡はFAX、メール等、来庁しない方法に限定する。
- ・ 業者等の立入りについては、事前連絡を徹底し、マスク等の着用を義務付ける等の措置を行う。
- ・ 受付、相談窓口については、勤務できる職員で対応するが、感染が拡大した場合は窓口の縮小等を検討する。
- ・ 新たな感染拡大を回避するため、各部局等が実施する事業において、海外または他県からの参加を中止する。
- ・ 各部局等は、部局等の所管する集客施設の一時休館や学校の臨時休業等の措置をとる。
- ・ 各部局等は、指定管理者に管理させている施設のうち集客施設については、協定に基づき営業の中止を協議する。

ウ) 業務の中止等

職員の罹患（罹患家族の看護等を含む。）による欠勤職員増加により所管事業等の中止、延期、縮小を実施した場合において、県民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、ホームページ等により、当該事業の中止等について迅速かつ的確に情報提供を行う。

(イ) 市町の支援

総務部は、必要な場合、市町に対する人的支援を検討する。

- ・ 市町等からの職員派遣要請に対する県職員の派遣の検討・実施
- ・ 職員派遣要請等による必要な職員の確保
- ・ 臨時的な人員配置の見直しの検討

職員等への感染予防のための措置

総務部は、各部局等と連携して、以下の措置を講じる。

(ア) 感染予防の実施

ア) 勤務体制の変更

- ・ 感染拡大防止のための勤務体制による業務の実施

イ) 職員への感染防止措置

- ・ 発生情報を周知
- ・ 手洗い、咳エチケットの励行など職員に対する各種感染防止対策を徹底
- ・ マスクなど感染予防用具等の装着及び使用を徹底
- ・ 職員の感染に対するリスクを軽減させるため（外部との接触を極力避ける）、公共交通機関による通勤を控え、自転車、自家用自動車

等を利用

- ・出勤前の体温測定を徹底
- ・不要不急な大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出について、原則、禁止

ウ)勤務中の感染拡大予防措置(会議を控えるなど、接触を必要最小限に)の徹底

- ・緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、FAX、メール、テレビ会議等を用いて情報を交換
- ・講習会、各種会議等多数の人の集合する行事への参加、出席の抑制
- ・新型インフルエンザ等発生地及びその周辺地域への出張、旅行の禁止
- ・県内外からの視察、研修等の受入れの中止
- ・現場作業継続について検討し、できる限り勤務できる職員で対応
- ・外出を伴う業務は、新型インフルエンザ等の感染が一定程度終息するまで縮小
- ・公共交通機関を極力避けるなど、感染拡大を防止するため、不特定多数の人と接触するような外出の抑制
- ・庁舎内の食堂及び喫煙室の閉鎖

(イ)職員の勤務管理

- ・発生状況について情報収集
- ・県職員並びに県職員以外の庁舎勤務者(団体・業者等)の罹患状況の把握(県職員以外については所管部局が把握)
- ・県職員の出張の禁止(自粛)の指示
- ・時間差出勤の実施
- ・感染の疑いのある県職員への帰国者・接触者相談センター(保健所)への電話やその指示による医療機関(発熱外来)の受診の指示
- ・罹患した県職員への出勤停止の命令及び罹患した庁舎勤務者(団体・業者等)への出勤停止の要請
- ・職員が感染した場合、所属職員、家族等へ帰国者・接触者外来医療機関への受診を勧奨
- ・新型インフルエンザ等対策業務に従事する職員に公務災害が発生した場合は、公務災害認定事務等について助言

(ウ)職員が罹患した場合の対応

ア)情報連絡体制の確立

職員又はその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、インフルエンザ等感染症状の報告を義務付けることとし、職員又はその家族の感染に関する情報把握を行う。報告事項は、感染者の氏名、発症

日、診断書の内容、療養期間等とする。

また、把握した情報は、保健所に連絡するとともに、必要に応じて対策本部等と情報共有を行う。

感染した職員に対しては、産業医等の意見を踏まえた上で、必要に応じて自宅待機を促す等の措置を行う。

イ) 感染時の処置

職員への健康状況・感染状況を確認し、職員が新型インフルエンザ等の感染について疑われる症状がある場合は、感染が疑われる者の出勤を停止させる措置をとるとともに、直ちに帰国者・接触者相談センター（保健所）に連絡するとともに、帰国者・接触者相談センター（保健所）の指示に従い、感染症指定医療機関等（帰国者・接触者外来）において受診するよう指導する。併せて、他の職員及び家族の状況把握にも努める。

県庁における衛生管理等
総務部及び各部局等は、マスク等の物資を対象となる職員に配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務づける。

(ア) 衛生管理

各部局等は、次の事項を実施する。

- ・ 来客の多い職場では、マスクを着用する等の感染防止対策を講ずる。
- ・ 緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、FAX、メール等を利用する等の措置を講ずる。
- ・ マスク及びハンドソープの設置（総務部は庁舎管理部分、その他は各部局等で設置）
- ・ 職員や家族の感染状況を確認し、新型インフルエンザ等への感染が疑われる者も含め、感染者の出勤を控える等の措置を講ずる。

(イ) 庁舎管理

庁舎管理者は、次の事項を実施する。

- ・ 状況に応じて県民等の県庁舎への来訪自粛を呼びかけ
- ・ 県民対応スペースを設置
- ・ 不特定多数の者が集まる場所を閉鎖
- ・ 庁内で感染者が発生した場合
 - 冷暖房時における空調機の停止
 - 感染者を一時的に隔離するためのスペースの確保
 - 感染者を一時隔離した後に保健所に連絡した上で医療機関に移動
- ・ 公共部分については、消毒剤の散布など庁舎の衛生管理を行う。

6) 廃棄物の処理に関する対策

県は、廃棄物処理法上の適正な処理を行うため、次の感染性産業廃棄物の処理対策を行い、円滑な処理を確保する。（環境部）

- （ア）感染性産業廃棄物の処理業者（収集運搬・処分）に対し、県内感染期には新型インフルエンザ等を含む感染性産業廃棄物を優先的に受託・処理するよう要請する。
- （イ）医療機関に対し、受託・処理可能な事業者について情報提供する。
- （ウ）市町等の一般廃棄物焼却施設での感染性産業廃棄物の受け入れ処理等について、市町等に技術的支援を行うとともに、市町等からの応援要請があった場合には、「長崎県災害等廃棄物処理応援協定」の趣旨に基づき、近隣市町等に応援処理を要請する。
- （エ）廃棄物の処理状況等の情報について把握し、廃棄物処理業者に対し、職員の健康管理の徹底及び廃棄物処理施設の機能維持を要請する。また、県民、事業者に対して、廃棄物の排出抑制を要請する。

7) 火葬等

（ア）火葬

墓埋法の特例により、感染防止の観点から24時間以内の埋火葬が認められている。病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬する。

県は、必要に応じて、火葬場管理者に稼働時間の延長及び広域受け入れについて要請する。（県民生活部）

（イ）遺体の取扱

県は、市町に対し、遺体の移送、納体作業に従事する病院、火葬場の職員に対し、遺族の同意を得て、速やかに遺体を非透過性の納体袋に収容すること、遺体からの感染を防ぐための防護具を装着するよう伝える。

なお、遺族に対し、遺体に触れる場合は、手袋その他の防護具を着用すべきことを伝えるように依頼する。

また、火葬場の許容量を超える遺体については、冷蔵施設等を確保し、一時保管体制を整えるように依頼する。（福祉保健部、県民生活部）

県内感染期

- ・ 県内において、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 県内の地域によっては、状況が異なる可能性がある。
- ・ 国内では、パンデミック（大規模流行）が発生し、一般社会で急速に感染が拡大している。
- ・ 県内でも、大流行がみられ、収容能力をはるかに超える患者が県内の感染症指定医療機関等に殺到し、医療機関は混乱する可能性がある。
- ・ 事業所等においても欠勤が続出し、生産活動に支障を来している。その結果、物流も停滞し、食料などの生活必需品も品薄になり高騰し、県民生活に重大な影響を与える可能性がある。

目的

- 1) 医療提供体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、県は、更なるまん延防止対策、感染者への支援及び県民生活・県民経済の安定の確保を行うため、新型インフルエンザ等の県内発生段階から実施している措置を継続・強化する。
- 2) このため、県民に対して発熱時の処置などの普及啓発を繰り返し広報するとともに、現状及び対策を迅速かつ的確に伝え社会的混乱の回避に努める。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、県民生活・県民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

県内感染期に実施すべき対策については、県内発生段階から実施している対策を継続もしくは強化して実施することになることから、以下では、県内感染期に特に実施する対策についてのみ記述する。

（１）実施体制

１）方針

県は、職員の中にも感染者が発生し、各部局内において、あらかじめ定められた職員だけでは対応できないことから、不足する職員を各部局で相互に補完しながら、全庁を挙げて新型インフルエンザ等対策を講じる。

２）体制

県は、国の基本的対処方針の変更にともない、県の対処方針を変更し対策を推進する。

各部局等は、引き続き部局内における情報共有・連絡調整を行い、部局内において感染者又は感染が疑われる職員の把握を行い、当該職員に対する出勤の自粛を呼びかける。

部局内の業務については、県民生活に必要な業務等に職員を優先配置し、優先順位の低い業務について、休止又は延期するとともに、所管する集客施設について、事態が沈静化するまで一時休止の措置をとるなど、部内の業務執行体制の維持、確保に努める。

また、感染等による欠勤職員の増加に伴う部局間の職員配置の調整を行う。

３）実施項目

教育機関への対応

教育委員会は、関係部局、関係機関、市町教育委員会等と連携しながら今後の対応を検討・実施する。

総務部は、大学、私立学校と今後の対応について協議する。

こども政策局は、私立幼稚園と今後の対応について協議する。

自衛隊への要請

危機管理監は、必要な場合、救援物資等の輸送について自衛隊等へ要請するための手続きを進める。

４）緊急事態宣言がなされている場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町対策本部を設置する⁵³。

県又は市町が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う⁵⁴。

(2) サーベイランス・情報収集

1) 方針

各部局等は、引き続きサーベイランスの情報を含めた患者発生状況と社会・経済活動の状況、社会混乱の状況に関する情報を収集する。また、県の対策について広く県民・事業者等へ周知を行うことにより、感染の拡大防止及びパニック防止に努める。

2) 情報収集

県は、引き続き、国等から国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集する。（福祉保健部）

3) サーベイランス

県は、患者発生の状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、入院患者及び死亡者に限定して情報を収集する。また、ウイルス学的サーベイランスは引き続き継続するとともに、国の各種サーベイランスに協力する。

学校等における集団発生の把握については、流行状況を踏まえ、通常サーベイランスに戻すなど緩和を検討する。

（総務部、福祉保健部、こども政策局、教育庁）

県は、引き続き、県内及び国内の発生状況を、県民及び関係機関に対して迅速に情報提供し、感染予防策（手洗い、マスク着用、咳エチケット等の励行）を実施するよう要請する。（福祉保健部）

⁵³ 特措法第36条

⁵⁴ 特措法第38条、39条

（３）情報提供・共有

１）方針

各部局等は、引き続き、関係機関の職員の罹患状況や対応状況を確認し、随時、対策本部事務局に報告するとともに、対策本部の決定事項やあらかじめ定められたマニュアルに基づく留意事項について部局内や関係機関と情報共有を行う。

２）情報提供

県は、引き続き、国等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、速やかに医療機関、市町等の関係機関に提供する。また、引き続き、メディアや県のホームページなどを活用し、リアルタイムで広く県民や事業所に必要な情報（学校の休業等を含む）を提供する。

なお、情報提供のあり方等については、相談窓口寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。（福祉保健部）

在留外国人住民等への対応

県は、関連情報を多言語に翻訳しホームページを通じて提供する。また、必要に応じて、在留外国人住民からの相談に電話や電子メールで対応する。（文化観光物産局、総務部）

高齢者、障がい者、乳幼児等への対応

県は、県内での新型インフルエンザ等発生状況や予防のために必要な留意事項などを市町や関係者団体等を通じて、迅速かつ正確に情報提供を行う。（福祉保健部）

３）情報共有

県は、国、市町や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況を行う。（福祉保健部）

４）コールセンター等の継続

県は、コールセンター等を継続し、国が示すQ & Aの改定版に基づき、適切な情報提供を行う。（福祉保健部）

県は、市町に対し、Q & Aの改定版を配布し、コールセンター等の継続を要請する。（福祉保健部）

５）相談窓口の設置

福祉保健部は、新型インフルエンザ等に関する情報提供や知識の普及、受診可能な医療機関の紹介等を行うことにより、県民の不安解消や適切な治療及び感染拡大の防止に努める。

各振興局は、必要に応じて保健所の相談窓口へ振興局保健部以外から人的応援及び応援の調整を行う。（Q & Aによる一般的な対応や関係事務所の連絡先の紹介などを行う。）

各部局等は、業務に関する専門的な相談に対応するため、相談窓口を強化する。

（４）予防・まん延防止

1）方針

引き続き県内での感染拡大を防止する。このため、感染者の早期確認を行い必要に応じ封じ込め対策を実施する。さらに、感染者に対する医療の確保と県民への感染予防についての啓発を徹底して行う。

2）県内でのまん延防止対策

県は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（関係部局）
- ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係部局）
- ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業⁵⁵（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（関係部局）
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（関係部局）

県は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。（福祉保健部）

⁵⁵ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられる。

県は、医療機関に対し、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。（福祉保健部）

県は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。（福祉保健部）

3）住民への支援

県は、市町に対し、高齢者、障がい者、在宅難病者、妊産婦、乳幼児等に対する必要な支援内容の把握を要請する。（福祉保健部）

県は、新型インフルエンザ等感染により生活必需品等の購入が困難な家庭に対してやむを得ないと判断される場合は、市町と連携し支援を行う。

（福祉保健部）

県は、県営住宅入居者のうちに体調異常者が確認された場合は、関係機関（福祉保健部等）に連絡する。（土木部）

4）社会福祉法人・施設等への対応

県は、市町に対して、引き続き保育所・放課後児童クラブ等における対応を行うよう要請する。また、各社会福祉法人・施設、医療関係職種の養成所等は、従来の事項に加え、以下の事項について検討及び実施する。

（福祉保健部、こども政策局）

（ア）有症状者の医療機関への搬送可能性を確認し、搬送できない時、最大限適切な医療を確保する。

（イ）周辺関係施設での連携・協力を行う。

（ウ）在宅サービスについては、介護事業の維持を要請する。サービス提供が困難な場合は、施設等他の事業者によるサービス提供を検討する。

5）観光客への対応

県は、観光関係団体などを通じ、県内への来訪及び県内における観光活動について自粛するよう、ホームページ等の手段により呼びかける。

（文化観光物産局）

6）食品事業者および旅館・ホテル事業への対応

県は、食品事業者及び旅館・ホテル営業者等に対する感染予防策や衛生指導を徹底するとともに、大型営業施設（飲食店及び販売店等）への臨時休業

等の要請を行う。（福祉保健部）

7) 予防接種

県は、国の基本的対処方針に基づき、県内発生早期の対策を継続し、国からの要請のもと特定接種に協力するとともに、市町が実施する住民接種を支援する。（福祉保健部）

8) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれるの特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- ・県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

市町は、県内発生早期の対策を継続し、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種を進める。

（５）医療

１）方針

必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめるため、必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

２）患者への対応等

医療体制

県は、医療体制を確保するため、以下の事項を行う。（福祉保健部）

- （ア）各保健所設置の地域対策協議会において、入院患者数と病床利用の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設利用の検討など地域の実情に応じた対策を検討し、必要に応じて、医療機関以外での医療提供体制の確保（公共施設での収容）について市町へ協力要請する。
- （イ）必要に応じて、医師会等へ医療機関以外での医療提供体制の確保のための医療従事者の派遣要請を行う。
- （ウ）感染状況など情報共有（医師会、医療機関、保健所、消防など）を行う。
- （エ）医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫・不足状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。
- （オ）感染状況をリアルタイムで把握し、感染拡大が認められる場合においては、患者の同居者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）等、感染防止について必要な要請を行う。
- （カ）県内感染期においては、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の入院医療機関において新型インフルエンザ等の診断・治療を行う。また、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

在宅で療養する患者への支援

- （ア）市町に対し、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）搬送、死亡時の対応等を行うための支援を行う。（福祉保健部、総務部）

(イ) 医師が在宅で療養する患者に対し、電話での診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについては、国の対応方針により周知する。(福祉保健部)

3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる⁵⁶。

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院⁵⁷等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し⁵⁸、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した（保健所設置市及び市町も状況によっては設置する。）場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

1) 方針

関係部局等は、特に社会機能の維持に関わる事業者等に対し、あらかじめ策定した計画がある場合には、それに従って、新型インフルエンザ等流行時の業務の運営体制を確保するよう要請する。なお、業務継続の判断に当たっては、政府等から出される勧告、通知等に留意する。

危機管理監は、社会機能の維持のため、必要に応じ、自衛隊等へ輸送等を要請するための手続きを進める。

⁵⁶ 特措法第47条

⁵⁷ 医療法施行規則第10条

⁵⁸ 特措法第48条第1項及び第2項

2) 事業者の対応

県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。（関係部局）

3) 県民・事業者への呼びかけ

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（関係部局）

4) 廃棄物の処理に関する対策

県は、廃棄物処理法上の適正な処理を行うため、引き続き感染性産業廃棄物の処理対策を行い、円滑な処理を確保する。

引き続き廃棄物の処理状況について把握し、廃棄物処理業者に対し、職員の健康管理の徹底及び廃棄物処理施設の機能維持を要請する。また、県民、事業者に対して、廃棄物の排出抑制を要請する。（環境部）

5) 火葬等

(ア) 火葬

県は、必要に応じて、火葬場管理者に稼働時間の延長及び広域受け入れについて要請する。（県民生活部）

(イ) 埋葬の活用

県は、火葬能力を超え、冷蔵施設の保管も困難となることが予想され、公衆衛生上の問題が生じるおそれが高まった場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第30条第2項の特例に基づき、感染した遺体について、十分に消毒等を行った上で墓地に埋葬することを市町に許可する。

（福祉保健部）

県は、埋葬可能な墓地がない場合は、公共用地等を臨時の公営墓地とする。（県民生活部）

6) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

業務の継続等

(ア) 指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、

事業の継続を行う。その際、県は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。（関係部局）

（イ）県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

（関係部局）

電気及びガス並びに水の安定供給

県内未発生期の記載を参照

運送・通信・郵便の確保

県内未発生期の記載を参照

サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係部局）

緊急物資の運送等

県内未発生期の記載を参照

物資の売渡しの要請等⁵⁹

- ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

生活関連物資等の価格の安定等

- ・県、市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う⁶⁰。（関係部局）
- ・県、市町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部局）

⁵⁹ 特措法第 55 条

⁶⁰ 特措法第 59 条

- ・県は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討する。（関係部局）
- ・県、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（関係部局）

新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。（福祉保健部）

犯罪の予防・取締り

県内未発生期の記載を参照。

埋葬・火葬の特例等⁶¹

- ・県は、市町に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。（県民生活部）
- ・県は、市町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。（県民生活部、福祉保健部）
- ・県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町長以外の市町長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。（関係部局）
- ・県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。（関係部局）

新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等の周知⁶²

県は、国が定める特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用されたものについての周知を図る。（関係部局）

新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資⁶³

- ・県は、政府関係金融機関等が、新型インフルエンザ等緊急事態におい

⁶¹ 特措法第 56 条

⁶² 特措法第 57 条

⁶³ 特措法第 60 条

て、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講じた場合は、その周知を図る。（関係部局）

- ・県は、日本政策金融公庫等が、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講じた場合は、その周知を図る。（関係部局）
- ・県は、日本政策金融公庫が、新型インフルエンザ等緊急事態において、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の主務大臣による認定が行われたとき、同項で定める指定金融機関が行う、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する場合は、周知を図る。（関係部局）

小康期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
<p>目的：</p> <p>1) 県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 県は、国の緊急事態措置の解除宣言を踏まえ、小康期に入ったことを県民に周知するとともに、県民生活及び県民経済の安定の回復を図り、流行の第二波に備える。</p> <p>2) 原則として対策本部は引き続き設置し、第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>3) また、県民に対し最新の「新型インフルエンザ等に関する情報」や「県が行う新型インフルエンザ等対策」等を発信するとともに、小康状態においても、感染予防・まん延防止策の徹底を図っていく。</p> <p>4) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。</p> <p>5) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>6) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

(1) 実施体制	
----------	--

1) 方針

県は、これまで行ってきた対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画等の見直しを行い、新たに発生する流行に備えるため、実施する総合的な対策について協議、決定し、関係部局に対し、必要な対策を実施するよう指示する。

部局の役割

部局名	役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の運営 対策本部員会議、幹事会等の開催 対策本部においては、これまで県内で発生した新型インフルエンザ等の症状、感染力、致死率等について収集で

部局名	役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> きている情報を共有・分析 国内における発生動向等を総合的に勘案し、対策本部の継続について検討 ・部局等内に対策のための体制を評価、検討 情報の一元化、共有 部局内における情報の共有・分析 関係する機関等と連携してきた対策を評価、検討 ・新型インフルエンザ等に関する情報（県内兆候を含む）の収集 ・国、市町、各部局等、地域機関、関係機関、事業者等との連携と情報の共有 ・部局等の対応状況を対策本部事務局へ報告
（対策本部事務局） 危機管理監 福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部事務局の運営
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口（保健所）の運営 ・医療提供体制の復帰
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等における新型インフルエンザ等対応の体制を評価、検討
各振興局 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・地方対策本部の運営 県の対策本部、市町等の対策本部と緊密な連携を図りつつ、今後も感染予防策や衛生指導の徹底

対応方針の検討

対策本部は、これまでの新型インフルエンザ等発生状況及び社会活動状況について収集した情報を共有・分析し、第二波に備えた今後の対応方針について協議する。

部局等	検討すべき内容	
共通	感染防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・県内のウイルス感染拡大防止対策
	社会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社会機能回復への支援策 ・事業自粛、継続等 ・部内緊急連絡網と連絡体制の再確認 ・社会混乱の防止対策の評価 ・関係機関、団体等が主催する「人が集まる事業、

部局等	検討すべき内容	
	社会活動	行事等」の自粛要請の解除
	県業務の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・封じ込め対策に関する職員の優先配置 ・県民生活に必要な業務等に職員の優先配置 ・他部局等からの職員の応援要請 ・業務の優先順位付け ・「人が集まる事業、行事等」の開催の自粛解除
	職員管理	<ul style="list-style-type: none"> ・部局内（職場内）の職員感染者（欠勤者等）の増加に伴った部内の業務執行体制の維持及び確保の実施状況
	関係機関の体制の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・部局内の各所属での情報共有、連絡調整
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・平常への医療提供体制の速やかな復帰への支援策 ・医療機関の医療資器材の把握及び第二波への準備 	
危機管理監 総務部 こども政策局 産業労働部 農林部 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の学校の臨時休業等の措置方法 	
福祉保健部 こども政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等における感染予防策や衛生指導の徹底 ・市町へ保育所・放課後児童クラブ等における感染予防策や衛生指導の徹底 ・医療関係職種の養成所における感染予防策や衛生指導の徹底 	

関係機関との連絡調整

対策本部は、第二波に備え市町、防災関係機関、関係企業、医療機関との連絡通報体制、相互協力体制を強化する。

2) 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

(ア)患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合

- (イ) 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- (ウ) 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。

政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、政府対策本部を廃止する。

3) 対策の評価・見直し

県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。

(福祉保健部、危機管理監、関係部局)

4) 県対策本部、市町対策本部の廃止

県は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する。

また、市町は、緊急事態解除宣言がなされたときは、市町対策本部を速やかに廃止する。⁶⁴

(2) サーベイランス・情報収集

1) 情報収集

県は、海外の新型インフルエンザ等の発生状況について、国等から必要な情報を収集する。(福祉保健部)

⁶⁴ 特措法第25条、第37条

2) サーベイランス

県は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

(福祉保健部)

県は、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ様疾患の集団発生を把握する等対策を行う。

(総務部、福祉保健部、こども政策局、教育庁)

(3) 情報提供・共有	
-------------	--

1) 情報提供

県は、引き続き、国等から新型インフルエンザ等に関する情報(流行の第二波発生の可能性に関する情報を含む)を収集し、速やかに医療機関、市町村等の関係機関に提供する。また、引き続き、メディアや県のホームページなどを活用し、広く県民や事業所に必要な情報を提供する。

(福祉保健部、関係部局)

必要に応じて、情報提供のあり方等を見直す。(福祉保健部、関係部局)

2) 情報共有

流行状況に応じて、相談窓口を縮小する。(福祉保健部)

3) コールセンター等の体制の縮小

県は、患者発生状況を踏まえつつ国からの要請により、コールセンター等の体制を縮小する。(福祉保健部、総務部)

(4) 予防・まん延防止	
--------------	--

1) 県内でのまん延防止対策

県は、県内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始した感染拡大防止策を中止する。

(福祉保健部、関係部局)

2) 水際対策

県は、国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。(総務部)

3) 学校の対応

県は、学校等の臨時休業を、未発生期の基準に戻し、実施する。
 (総務部、福祉保健部、こども政策局、教育庁)

4) 予防接種

県は、第二波に備え、市町が実施する予防接種法第6条第3項の新臨時接種を支援する。(福祉保健部)

5) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、県は、市町と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する接種を支援する。

(5) 医療	
--------	--

1) 医療体制

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。
 また、第二波に備えて、不足している医療資器材や医薬品の確認を行う。
 (福祉保健部)

2) 抗インフルエンザウイルス薬

県は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。(福祉保健部)

県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(福祉保健部)

3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。
 (関係部局)

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	
----------------------	--

1) 県民・事業者への呼びかけ

県は、必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう対策を講ずる。(関係部局)

2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

業務の再開

- ・ 県は、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(関係部局)
- ・ 県は、指定地方公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(福祉保健部)

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 県は、県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また合理性が認められなくなった場合には、国の方針に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(関係部局)
- ・ 国と連携し県、市町、指定地方公共機関は、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(関係部局)

【用語解説】（五十音順）

《あ行》

インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/ソ連型(H1N1)、A/香港型(H3N2)というのは、これらの亜型を指している。)

○ 陰圧病床

院内感染を防ぐために、病室の内側の気圧をその外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床のこと。

○ ウイルス学的サーベイランス

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、病原性の変化の把握や診断・治療方針の見直し等に役立てるとともに、インフルエンザウイルスの型・亜型(A型、H1、H3、新型、B型)を調べることにより、流行しているインフルエンザ全体における新型インフルエンザの割合を評価するシステム。

《か行》

家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事

が指定した病院。

第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

○ 感染経路

一般的に病原体の感染経路として、下記があげられる。

・ 接触感染

ウイルスが付着した物にさわったり、その手で口や鼻、目の周りなどに触れると、感染（接触感染）する可能性がある。付着した表面がかたい物なら1～2日間、衣服や紙、布などのやわらかい物なら8時間くらい、ウイルスが生存すると考えられている。

・ 飛沫（ひまつ）感染

感染した患者の咳やくしゃみなどで飛び散った唾（飛沫）と一緒に放出されたウイルスを吸い込んだりして感染（飛沫感染）する可能性がある。咳などによって飛沫が飛び散る範囲は1～2m以内と言われており、もっとも効率的に感染を拡げる。

・ 空気感染

吐き出されたウイルスの微粒子がとても小さな「飛沫核」という状態になると、ホコリとともに数時間も空気中を漂うため、それらを吸い込んでも感染（空気感染）する可能性がある。空気が乾燥する冬期などの室内では、この空気感染が起こることが考えられる。

○ 感染性廃棄物

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物。

○ 感染症サーベイランスシステム（NESID）

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としており、これら発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。

帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国から帰国された方で発熱・呼吸器症状等を有する方や国内で新型インフルエンザ患者さんと濃厚に接触された方の診療をするために他の病気の患者さんから隔離した場所で外来診察する医療システム。

帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国から帰国された方で発熱・呼吸器症状等を有する方や国内で新型インフルエンザ患者さんと濃厚に接触された方の相談をうけるために、保健所に設置する機関。

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

個人防護具(Personal Protective Equipment：PPE)及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露及び偶発的な接触のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

《さ行》

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したものの。

死亡率 (Mortality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。ここでの疾病とは、新型インフルエンザを指す。

新型インフルエンザ相談窓口

新型インフルエンザに係る一般的な相談を受けるとともに、発生国からの帰国者又は新型インフルエンザ患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 咳エチケット

インフルエンザなどを他の人にうつさないように心がけるマナー

- ・咳・くしゃみが出たら、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクをもっていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れる。
- ・鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐに蓋付きのゴミ箱に捨てる。
- ・咳をしている人にマスクの着用をお願いする。

咳エチケット用のマスクは、サージカルマスク(不織布(ふしょくふ)製マスク)の使用が推奨されます。

一方、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではありません。

マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

《た行》

致死率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病に罹患した者のうち死亡する者の割合。ここでの疾病とは、新型インフルエンザを指す。

トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

鳥インフルエンザ

一般に、A型インフルエンザウイルスを病原体とする鳥の感染症のこと。

このうち、家きんに対し高い死亡率を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

感染症法においては、鳥インフルエンザウイルスの病原体が人に感染した場合、それがH5N1亜型であれば二類感染症、H5N1亜型以外であれば四類感染症として扱われる。

現時点では、鳥インフルエンザ(H5N1)ウイルスの鳥から人への感染や人から人への感染は濃厚に接触した場合に限られているが、このウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し新型インフルエンザを引き起こすことが懸念されている。

○ WHO

世界保健機関。World Health Organization の略で、健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関(国連機関)。

《な行》

○ 入院勧告

感染症法第19条：都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他や

むを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

なお、新型インフルエンザ等感染症は、感染症法第26条の準用により、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関に入院させるべきことを勧告することができる。

《は行》

パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。

PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

《ら行》

罹患率（Attack Rate）

発病率と同義。流行期間中にその疾病に罹患した者の人口当たりの発生割合。ここでの疾病とは、新型インフルエンザを指す。

○ リスクコミュニケーション

我々を取り巻くリスクに関する情報を、行政・住民などの関係主体間で共有し、相互に情報伝達を行い、意思疎通を図ること。

(参考)

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

1) 体制強化

県は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の収集を行い、必要に応じ、人への感染拡大防止対策について、県民に周知する。(福祉保健部、農林部、関係部局)

県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO 並びに国が情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係機関へ情報を提供し、必要に応じ、在外邦人へ情報提供等の対策について検討する。

(福祉保健部、文化観光物産局、総務部)

(2) サーベイランス・情報収集

1) 情報収集

県は、国及び国立感染症研究所(WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等)、検疫所から情報を収集し、速やかに関係部局に報告する。

(福祉保健部)

情報収集源

厚生労働省

国立感染症研究所

WHO

2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(3) 情報提供・共有

- 1) 県は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国と連携し、情報の共有を行い、発生状況及び対策について協議するとともに、県民に対し発生について情報提供する。(福祉保健部)
- 2) 県は、国からの情報により海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて、関係機関に対し情報提供する。(福祉保健部)

(4) 予防・まん延防止

- 1) 在外県民への情報提供

県は、国等から発生国における情報を収集しホームページを通じて在外県民に対して必要な情報の提供を行う。

(文化観光物産局、総務部、福祉保健部、関係部局)
- 2) 出国を希望する県民への対応

外務省から情報を収集し海外への渡航者に対して、パスポートセンター等において、鳥インフルエンザの発生状況や、感染予防策等の情報を提供し、注意喚起を行う。同様に、市町に対し、パスポート窓口等における情報提供及び注意喚起を要請する。(総務部、文化観光物産局)
- 3) 人への鳥インフルエンザの感染防止策

水際対策

 - ・ 県は、国からの情報により海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、県民に対し、発生国における発生状況の情報提供を行い、検疫所と連携し、発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を行う。(福祉保健部)
 - ・ 県は、国と連携し、鳥インフルエンザ(H5N1)について、有症者の早期発見に努めるための有症者の対応に必要な備品、検査機器等を整備する。

(福祉保健部)

疫学調査、感染防止策

- ・県は、必要に応じて、国からの疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。(福祉保健部)
- ・県は、国の要請により、疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。(福祉保健部)
- ・県は、国の方針により鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症状者)に対し、自宅待機を依頼する。(福祉保健部)

4) 家きん等への防疫対策

県は、国と連携し、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起などに協力するとともに、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。(農林部、県民生活部)

県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。(農林部、福祉保健部)

- ・県は、国と連携を密にし、防疫指針に即した県の具体的な防疫措置(患者等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を実施する。(農林部)
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し、自衛隊の支援を要請する。(農林部)
- ・県警察本部は、警察庁の指導・調整により防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(5) 医療

1) 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

県内において、感染が疑われる患者が発生した場合、感染症指定医療機関に搬送するとともに、環境保健研究センターにおいて、国からの情報により検査方法を確立し検査を実施する。

また、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、国と連携し助言する。(福祉保健部)

県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を依頼する。また、検査方法について、国と連携し体制を整備する。(福祉保健部)

県は、国からの要請により、鳥インフルエンザ(H5N1)の患者(疑似症患者を含む。)について、感染症法に基づき、入院等の措置を講じ、その他の鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)については、必要に応じ、感染症法に基づいた措置を講ずる。(福祉保健部)

2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ・ 県は、国からの要請により、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知し、その情報を国に報告する。(福祉保健部)
- ・ 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。(福祉保健部)

長崎県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 29 日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第 13 号

長崎県新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 26 条の規定に基づき、長崎県新型インフルエンザ等対策本部(以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部には、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

- 2 本部長は、法第 23 条第 4 項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

長崎県新型インフルエンザ等対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は長崎県新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年長崎県条例第13号)第5条の規定に基づき、長崎県新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は副知事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

(本部長の職務代理)

第3条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)及び副本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)がその職務を代理する。

(新型インフルエンザ等対策本部員及び職員)

第4条 本部員は次の職員をもって充てる。

(1) 危機管理監

(2) 総務部、企画振興部、企画振興部文化観光物産局、国体・障害者スポーツ大会部、県民生活部、環境部、福祉保健部、福祉保健部こども政策局、産業労働部、水産部、農林部、土木部の部局長

(3) 出納局、交通局の局長

(4) 教育長

(5) 県警本部長

2 前項に掲げる者のほか、新型インフルエンザ等対策本部の職員(以下「本部職員」という。)は次の職員をもって充てる。

(1) 長崎県職員定数条例(昭和24年長崎県条例第43号)に定める職員

(2) 警察職員の定員に関する条例(昭和29年長崎県条例第22号)に定める職員

3 新型インフルエンザ等が国外又は国内で発生し、対策本部において迅速な対応が求められる場合のアドバイザーとして、感染症対策に関する専門家を配置することができる。

(部及び班)

第5条 対策本部に別表第1に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(部長、副部長及び班長)

第6条 部に部長及び副部長を、班に班長を置く。

- 2 部長、副部長及び班長は、別表第1のそれぞれの担当職欄に掲げる職にあたる本部員及び本部職員をもって充てる。
- 3 副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その事務を代理する。
- 4 班長は、当該班の所掌事務について、部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務の処理にあたる。

(連絡員)

第7条 対策本部が設置されたときは、各部長は、本部職員のうちから連絡員を指名して常駐させるものとする。

- 2 連絡員は、各部及び各班の連絡等に関する事務を処理する。

(本部会議)

第8条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、新型インフルエンザ等への感染予防対策及びその他の対策に関する重要な事項について協議する。

- 2 本部会議は、必要のつど本部長が召集する。

(地方対策本部)

第9条 地方における新型インフルエンザ等対策に関する事務の円滑な処理を図るため、対策本部に地方対策本部を置く。

- 2 地方対策本部の名称及び所管区域並びに設置場所は、別表第2のとおりとする。
- 3 地方対策本部は、その所管区域内のある県の出先機関をもって組織する。
- 4 地方対策本部に地方対策本部長を置く。
- 5 地方対策本部長は、振興局長の職にある本部職員をもって充てる。

(地方対策本部長の職務)

第10条 地方対策本部長は、本部長の命を受け、地方対策本部の所管区域内における新型インフルエンザ等対策に関する事務を処理する。

- 2 地方対策本部長に事故があるときは、地方対策本部長があらかじめ指名した地方対策本部の本部職員がその職務を行う。

(地方対策本部の組織)

第11条 地方対策本部の組織等に関し必要な事項は、対策本部の組織等に準じ本部長に協議のうえ、地方対策本部長が定める。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この規程は長崎県新型インフルエンザ等対策本部条例の施行の日から施行する。

各課における共通事務分掌

1. 本部長の特に命ずること。
2. 総務対策部、地方対策本部及び他の部局への応援に関する事。
3. 業務継続計画の策定に関する事。
4. 地方機関の感染防止に関する事。
5. 地方機関（特に県民が利用する施設）の利用制限などに関する事。
6. 関係団体への支援に関する事。
7. 許認可事務の制限に関する事（各所管省庁の対応の確認）。
8. その他、所管する業務において、パンデミック時に対応が求められるもの。

部	部長・副部長 相当職	班	班長相当職	課名	事務分掌
総務 対策部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 危機管理監	総務対策班	医療政策課長 危機管理課長	関係各課	1 新型コロナウイルス対策本部に関する事 2 本部会議に関する事 3 総合的対策の立案及び各部関係機関との連絡調整に関する事 4 本部職員の非常招集に関する事 5 国会、中央省庁等に対する要望に関する事 6 情報の収集及び記録に関する事 7 気象情報の受取及び通報に関する事 8 災害対策本部の通信施設に関する事 9 臨時的な宿泊施設の確保に関する事
		危機管理班	危機管理課長 消防保安室長	危機管理課 消防保安室	1 自衛隊への災害派遣要請に関する事 2 関係機関（警察、消防及び自衛隊等）との連絡調整等に関する事 3 ライフライン（電力、ガス及び電信・電話、上下水道を除く。）確保に関する事 4 米海軍佐世保基地との連携に関する事
総務 部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務部次長	総務文書班	総務文書課長 県民セク長 学事振興室長 県庁舎建設課長 総務事務セク長	総務文書課	1 総務部長の秘書に関する事 2 文書発送事務に関する事（郵便局との情報交換に関する事）
				県民センター	1 パスポート窓口に関する事（窓口職員の感染防止に関する事：職員厚生課との連携）
				学事振興室	1 私立学校への情報提供及び各学校の状況把握に関する事 2 私立学校の入学試験等に係る対応に関する事
				県庁舎建設課	
				総務事務センター	
		秘書班	秘書課長	秘書課 行幸啓室	1 本部長、副本部長の秘書に関する事
		広報班	広報課長	広報課	1 県政テレビ、ラジオ番組による県民への情報提供の支援・調整に関する事 2 報道機関に対する情報提供の支援・調整に関する事 3 報道機関の個別取材に対する対応の支援・調整に関する事
		動員班	人事課長 新行政推進室長	人事課 新行政推進室	1 人員の配置及び調整に関する事
		職員厚生班	職員厚生課長	職員厚生課	
		財政班	財政課長	財政課	1 対策に係る財政措置に関する事
		管財班	管財課長	管財課	1 公用車による物資の搬送に関する事 2 庁舎での感染防止策に関する事（来庁者対策に関する事）
		税務班	税務課長	税務課	1 県税の延納・減免等に関する事
		情報政策班	情報政策課長	情報政策課	1 対策本部内ネットワーク環境に関する事 2 コンピュータ及び行政情報通信ネットワークの運用に関する事
企画 振興部	(部長) 企画振興部長 (副部長) 企画振興部次長	企画班	政策企画課長 土地対策室長 まちづくり推進室長	政策企画課 土地対策室 まちづくり推進室	
		市町対策班	地域振興課長	地域振興課	1 市町への行政支援に関する事
		輸送班	新幹線・ 総合交通対策課長	新幹線・総合交通対策課	1 公共交通機関への情報提供及び対応状況の把握に関する事 2 公共交通機関における蔓延防止（消毒マット設置など）への協力に関する事 3 関係物資輸送に関する事 4 公共交通機関との情報共有に関する事
		文化班	文化振興課長 世界遺産登録推進室長	文化振興課 世界遺産登録推進室	1 県美術館・長崎歴史文化博物館の臨時閉館、館内レストラン等の営業自粛に関する事
文化 観光 物産部	(部長) 企画振興部 文化観光物産局長 (副部長) 企画振興部 文化観光物産部次長	観光振興班	観光振興課長 物産ブランド推進課長	観光振興課 物産ブランド推進課	1 観光客への情報提供に関する事 2 外国人観光客への支援に関する事 3 観光業界への影響に対する支援等に関する事 4 観光施設の閉鎖の協議に関する事 5 旅行取扱業者との情報交換に関する事 1 貿易事業者への情報提供・支援に関する事 2 業績悪化に係る関係事業者への支援に関する事
		国際班	国際課長	国際課	1 在留外国人（留学生、在住居住者等）に対する支援・情報提供に関する事 2 外国語での情報提供支援に関する事 3 外国人旅行者への支援に関する事（通訳等を含む。）
		アジア・国際政策班	アジア・国際政策課長	アジア・国際政策課	
大会 部	(部長) 国体・障害者 スポーツ大会部長 (副部長) 国体・障害者 スポーツ大会部次長	スポーツ班	県民スポーツ課長 大会総務課長 競技式典課長 施設調整課長 障害者スポーツ大会課長	県民スポーツ課	1 各種スポーツ・レクリエーション競技大会等の中止（延期）に関する事 2 V・ファーレン長崎、長崎セインツの試合中止（延期）、各種イベントの自粛等に関する事
				大会総務課	
				競技式典課	
				施設調整課	
				障害者スポーツ大会課	
県民 生活部	(部長) 県民生活部長 (副部長) 県民協働課長	生活班	県民協働課長 男女共同参画室長 人権・同和対策課長 交通・地域安全課長 統計課長 生活衛生課長 食品安全・消費生活 課長	県民協働課	1 ボランティアに関する事
				男女共同参画室	1 感染者への人権侵害への対応に関する事
				統計課	
生活衛生課	1 埋火葬に関する事 2 遺体の一時安置所に関する事				
食品安全・消費生活課	1 消費生活相談に関する事 2 生活関連物資等の便乗値上げ及び売り惜しみに対する調査、指導に関する事 3 生活関連物資等の買占めに対する啓発、情報提供に関する事				

部	部長・副部長 相当職	班	班長相当職	課名	事務分掌		
環境部	(部長) 環境部長 (副部長) 環境政策課次長	環境対策班	環境政策課長	環境政策課			
			未来環境推進課長	未来環境推進課			
			水環境対策課長	水環境対策課	1 上下水道の安定操業に関する事		
			廃棄物対策課長	廃棄物対策課	1 し尿・一般・産業廃棄物の処理に関する事 2 医療廃棄物の処理に関する事(感染性廃棄物を含む)		
			自然環境課長	自然環境課	1 所管施設の運営に関する事 2 所管施設職員の感染防止に関する事		
福祉保健部	(部長) 福祉保健部次長 (副部長) 福祉保健課長	救助班	福祉保健課長	福祉保健課	1 新型インフルエンザ対策の全般に関する事 2 感染者等に対する緊急の生活支援に関する事 3 食糧及び生活物資の安定供給に関する事 4 支援物資の受け入れ及び配付に関する事 5 県立保健所の対応に関する事		
			監査指導課長	監査指導課			
			国保・健康増進課長	国保・健康増進課			
			原爆被爆者援護課長	原爆被爆者援護課			
				医療保健班	医療政策課長	医療政策課	1 新型インフルエンザ対策の全般に関する事
				医療人材対策室長	医療人材対策室		
				薬務行政室長	薬務行政室		
			高齢福祉班	長寿社会課長	長寿社会課	1 社会福祉施設に関する事 2 その他社会福祉に関する事(市町等との連携等)	
			障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課	1 社会福祉施設に関する事 2 その他社会福祉に関する事(市町等との連携等)	
政 策 部	(部長) 子ども政策局長 (副部長) 子ども未来課長	子ども政策班	子ども未来課長	子ども未来課	1 保育所、幼稚園、学童施設に係る対策及び被害状況に関する事 2 各市町立保育所・幼稚園との連携に関する事		
			子ども家庭課長	子ども家庭課	1 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設に対する情報提供、各種支援に関する事		
産 業 部	(部長) 産業労働部長 (副部長) 産業労働部次長	産業労働班	産業政策課長	産業政策課	1 商工団体との連携に関する事		
			産業振興課長	産業振興課			
			産業技術課長	産業技術課			
			グリーンユビディム推進室長	グリーンユビディム推進室			
			企業立地課長	企業立地課			
			商工金融課長	商工金融課	1 事業者へ影響がある場合の融資等、業者支援対策に関する事		
			雇用労政課長	雇用労政課			
			緊急雇用対策室	緊急雇用対策室			
			産業人材課	産業人材課	1 高等技術専門学校生の感染防止対策に関する事		
水 産 部	(部長) 水産部長 (副部長) 水産部次長	漁政班	漁政課長	漁政課	1 水産関係団体(系統団体、漁協)への情報提供及び協力要請等に関する事。 1 他国漁船の出入港等に関する事(緊急避泊船への対応)		
			資源管理課長	資源管理課			
			漁業取締室長	漁業取締室			
			水産振興班	水産振興課長	水産振興課	1 水産関係団体(加工・流通及び養殖関係団体)への情報提供及び協力要請等に関する事	
			水産加工・流通室長	水産加工・流通室			
			漁港漁場課長	漁港漁場課	1 所管する入札・契約事務の延期等の検討に関する事		
農 林 部	(部長) 農林部長 (副部長) 農林部次長	農政班	農政課長	農政課	1 農林団体及び生産者・事業者への情報提供及び強力要請に関する事		
			農山村対策室長	農山村対策室			
			諫早湾干拓課長	諫早湾干拓課			
			団体検査指導班	団体検査指導室長	団体検査指導室		
			農業経営班	農業経営課長	農業経営課		
			農地利活用推進室長	農地利活用推進室			
			農産園芸班	農産園芸課長	農産園芸課		
			農産加工・流通室長	農産加工・流通室			
			畜産班	畜産課長	畜産課	1 畜産関係者への情報提供に関する事	
			農村整備班	農村整備課長	農村整備課	1 所管する入札・契約事務の延期等の検討に関する事	
			林務班	林政課長	林政課		
			森林整備室長	森林整備室	1 所管する入札・契約事務の延期等の検討に関する事		
土 木 部	(部長) 土木部長 (副部長) 土木部次長	管理班	監理課長	監理課			
			建設企画課長	建設企画課	1 土木部関係入札・契約事務の延期等の検討に関する事		
			新幹線事業対策室長	新幹線事業対策室			
		都市計画班	都市計画課長	都市計画課			
		道路班	道路建設課長	道路建設課			
			道路維持課長	道路維持課	1 県管理道路の規制に関する事		
		港湾・空港班	港湾課長	港湾課	1 感染地からの船舶の入港に関する事 2 県営空港における防疫に関する事		
		河川班	河川課長	河川課	1 ダムの機能確保に関する事		
		砂防班	砂防課長	砂防課			
		建築班	建築課長	建築課			
			住宅班	住宅課長	住宅課	1 県営住宅管理に関する事 2 県営住宅入居者への周知に関する事	
			用地班	用地課長	用地課		
出 納 部	(部長) 出納局長 (副部長) 会計課長	出納班	会計課長	会計課			
			出納室長	出納室	1 出納機能の維持に関する事		
			物品管理室	物品管理室	1 物品(関連資材)の調達事務に関する事		
交 通 部	(部長) 交通局長 (副部長) 交通局管理部長	交通班	交通局管理部長	関係各課	1 県営バスの運行に関する事 2 交通局職員の感染防止に関する事 3 乗客の感染防止に関する事 4 バス協会等関係業界との連携に関する事		
教 育 部	(部長) 教育長 (副部長) 教育次長	教育班	総務課長	関係各課	1 公立小中学校、高校等の対応に関する事		
			福利厚生室長		2 学校給食に関する事		
			教育環境整備課長		3 入学試験の延期等に関する事		
			教育職員課長				
			義務教育課長				
			高校教育課長				
			特別支援教育室長				
			生涯学習課長				
			学芸文化課長				
			全国高総文祭推進室長				
			体育保健課長				
			競技力向上対策課長				
公 安 部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部長	警備実施班	警備課長	関係各課	1 警察職員の感染防止対策に関する事(臨時職員等を含む) 2 治安対策に関する事 3 検視に関する事 4 防疫への支援に関する事		

(別表第2 長崎県新型インフルエンザ等対策本部規程)

地方対策本部の名称及び所管区域並びに設置場所

名 称	所 管 区 域	設置場所
長崎地方対策本部	長崎市、西彼杵郡	長崎振興局
県央地方対策本部	諫早市、大村市	県央振興局
島原地方対策本部	島原市、雲仙市、南島原市	島原振興局
県北地方対策本部	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡	県北振興局
五島地方対策本部	五島市、南松浦郡	五島振興局
壱岐地方対策本部	壱岐市	壱岐振興局
対馬地方対策本部	対馬市	対馬振興局

新型インフルエンザ対策本部（総務対策部）業務

対応部名	所掌事務	班 員
総務対策部		
総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の連絡調整に関する事 ・対策本部会議に関する事 ・マスコミ対応に関する事 ・政府・国会等との連絡調整に関する事 ・総務対策部職員の生活維持及び健康管理に関する事 	広報課、危機管理課、福祉保健課、医療政策課
広報係	<ul style="list-style-type: none"> ・広報方針の決定に関する事 ・県民への広報活動に関する事 ・定例記者会見に関する事（個別対応は総務班で実施） 	広報課、危機管理課、医療政策課
総合対策係	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防対策全般に関する事 ・新型インフルエンザ等対策の企画立案に関する事 ・新型インフルエンザ等対策全体の進行管理に関する事 ・防疫対策に関する事 ・各部署との連絡調整に関する事 ・各部署の対策状況の把握に関する事 ・国、各県、各市町、消防機関、自衛隊、米海軍の対策状況の把握（情報収集等）に関する事 ・現地対策本部に関する事 ・宿泊施設、特定建築物、興行場等に関する事 ・遺体の埋葬、火葬に関する事 ・廃棄物処理対策の支援に関する事 	各部署主管課 観光振興課、危機管理課、消防保安室 生活衛生課、廃棄物対策課、福祉保健課、医療政策課
県民窓口・物資係	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱相談・総合相談窓口の設置、運営に関する事 ・支援物資の受け入れ及び配布に関する事 	福祉保健課、医療政策課
組織運営関係グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁及び地方機関の組織運営のあり方の検討に関する事 【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の感染防止対策 ・庁舎来庁者への対策 など 	各部署主管課 人事課、職員厚生課、管財課、情報政策課、 教育庁総務課
ライフライン関係グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン等社会機能維持に関する事 	危機管理課、消防保安室、水環境対策課
社会福祉施設等関係グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者・児童の感染予防・感染拡大防止に関する事 	福祉保健課、長寿社会課、障害福祉課、医療人材対策室 こども未来課、こども家庭課
学校等関係グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育所等の集団生活施設の感染予防・感染拡大防止に関する事 	消防保安室、こども未来課、学事振興室、産業人材課 農業経営課、教育庁
医療等関係グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制に関する事 ・医療に係る情報提供に関する事 ・病床及び医療スタッフに確保に関する事 ・抗インフルエンザウイルス薬に関する事 ・ワクチン接種に関する事 	医療政策課、薬務行政室

班員は、各課で選任された者（原則、係長職以上）

長崎県新型インフルエンザ等対策推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は長崎県新型インフルエンザ等推進会議設置に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 新型インフルエンザ等発生前において、県民の安全・安心の確保を図るため、県関係各課の円滑な協力の下に、防疫対策、感染防止対策、医療供給対策など総合的な対策の検討、決定を行うことを目的として、長崎県新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等発生前における具体的な準備計画や必要な対策の策定及び実施

(2) 新型インフルエンザ等発生前における関係者等の協力体制の調整

(3) 新型インフルエンザ等に係る各種情報の共有

(組織等)

第4条 推進会議は、各部局主管課長及び新型インフルエンザ等対策の推進に係る関係各課(室)長(以下「委員」という。)をもって組織し、所掌事務を行うものとする。

2 議長は福祉保健部長、副議長は危機管理監を充てる。

3 議長は推進会議の事務を総括し、副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 推進会議の下に長崎県新型インフルエンザ等対策幹事会を設け、情報共有及び対応に係る検討・協議を行う。

(会議)

第5条 推進会議は議長が召集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、医療政策課及び危機管理課で事務を分掌する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年12月20日から施行する。

この要領は、平成25年8月19日から施行する。

長崎県新型インフルエンザ等対策幹事会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は長崎県新型インフルエンザ等対策幹事会設置に関し必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 新型インフルエンザ等発生前において、長崎県新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)を補佐し、平常時における情報の共有、その他の全庁的な対応を要する事項について協議、検討を行うことを目的として、長崎県新型インフルエンザ等対策幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

さらに、新型インフルエンザ等対策について関係課が複数あるなど横断的な対応が求められる事項については、その事項を所管する関係課から構成されるグループ(以下「関係グループ」という)を設置し、対応の協議検討を行う。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 推進会議の補佐

(2) 新型インフルエンザ等発生前における情報の共有、分析等

(3) 全庁的対応に係る協議、検討

2 関係グループの所掌事務は、次のとおりとする。

なお、次に示した所掌事務以外に横断的な対応が求められる事項が生じた場合、随時関係グループを設置するものとする。

(1) 本庁及び地方機関の組織運営のあり方、職員の感染防止対策、庁舎来庁者への対策等(組織運営関係グループ)

(2) 県民の生活維持に必要な業務を担うライフライン事業者に対して、事業継続を維持するための事業継続計画等の策定等(ライフライン関係グループ)

(3) 社会福祉施設等の運営及び施設内感染予防対策(社会福祉施設等関係グループ)

(4) 学校等の運営及び施設内感染予防対策(学校等関係グループ)

(5) 医療・医薬品提供体制対策(医療等関係グループ)

(組織等)

第4条 幹事会は、新型インフルエンザ等対策の推進に係る関係各課(室)長をもって組織し、所掌事務を行うものとする。

2 関係グループは、別表1に掲げる関係各課室の実務担当者を置く。

3 幹事会の座長は福祉保健部次長を充てる。

(会議)

第5条 幹事会は座長が召集し、議長は座長をもって充てる。

2 座長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、意見又は

説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 幹事会の事務局は、医療政策課及び危機管理課に置き、その事務を行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年12月20日から施行する。

この要領は、平成25年8月19日から施行する。

別表1

関係グループ	所掌事務
組織運営関係グループ： 人事課、新行政推進室、職員厚生課、 管財課、各部局主管課、情報政策課、 教育庁総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁及び地方機関の組織運営のあり方の検討 ・職員の感染防止対策 ・庁舎来庁者への対策 など
ライフライン関係グループ： 危機管理課、消防保安室、水環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の生活維持に必要な不可欠な業務を担うライフライン事業者に対して、事業継続を維持するための事業継続計画等の策定依頼 など
学校等関係グループ： 消防保安室、学事振興室、医療人材対策室、こども未来課、産業人材課、農業経営課、教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営のあり方検討や学校内等における感染予防策の周知、指導を行うとともに、県内及び隣県で新型インフルエンザ等が発生した場合に速やかに県内の学校等の臨時休業措置が実施できるような必要な検討を行うとともに併せて必要な措置を行う。
社会福祉施設等関係グループ： 福祉保健課、長寿社会課、障害福祉課、こども未来課、こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、社会福祉施設等の運営及び施設内感染予防対策についてのマニュアル作成を依頼し、確認を行う。 ・市町、関係団体に対して、在宅要援護者への支援の具体的方法等を定めたマニュアルの作成及び確認を行うなど
医療等関係グループ： 医療政策課、薬務行政室	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の感染拡大、まん延防止のための対策、医療提供体制、医薬品・ワクチン等の供給体制についてのマニュアルの作成を行い、併せて関係機関との情報交換を行う。